

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

令和5年3月8日（水曜日）

○付託事件 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	森 太郎 君	委員	山 本 勲 君
副委員長	佐 藤 忖 君	〃	真 鍋 盛 男 君
委員	菊 地 敏 法 君	〃	毛 利 爾 君
〃	松 本 勉 君	議長	長 内 伸 一 君
〃	加 藤 正 志 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	小野寺 寿 勝 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長補佐	石 塚 季 男 君
選管書記長（兼）	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開会の宣告

○森委員長 これより令和5年壮瞥町議会予算審査特別委員会を開会いたします。

◎開議の宣告

○森委員長 直ちに本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○森委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において山本勲委員、真鍋盛男委員を指名いたします。

◎審査日程の決定

○森委員長 第1回定例会において本特別委員会に付託された審査事件は、議案第15号から第20号までの令和5年度各会計予算についての6件でございます。

お諮りいたします。本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりといたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の審査日程は、お手元に配付した案のとおりに決しました。

◎議案第15号

○森委員長 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。

予算に関する説明書、最初に事項別明細書、歳出について見開きページごとに受けます。一般会計、見開き34ページから。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、36ページ。

○佐藤委員 36ページといいますと、総務管理費でよろしいですね。

一般管理事業で去年もありましたけれども、今年新たに金額がどっと増えて道職員派遣交流負担金1,000万円が計上されております。このことについて伺いたいなと思っております。今回この事業に取り組まれるのは、たしか2年前でなかったかと思うのです。私の記憶では2年前でないかと思うのですけれども、派遣交流は町が抱えている課題解決について経験豊かな職員の力を借りて一日も早く解決することではな

いでしょうか。赴任されて2年が過ぎ去ろうとしています、赴任されるときに解決しなければならない事項が多分私は町長あたりから示されているのでないかな。この2年間でどの程度示された課題が解決、または方向性を極めることができたのか。この課題内容については、私は個人情報も含まれていると思いますので、この内容についての回答は求めません。解決に向けての課題を現在までどの程度解決できたとお考えか、そのことについて最初に伺いたいと思います。

○企画財政課長　ご答弁申し上げます。

道から派遣していただいている職員につきましては、令和3年、令和4年と2年間ということでしたけれども、来年度も派遣していただくという形で、派遣されている職員につきましては昭和新山地区の活性化に向けた取組ということで業務を行っていただいております、こちらにつきましてはなかなか民民の課題でありまして、ただ平成27年に観光活性化基礎調査を行いまして、その内容を踏まえまして現在取り組んでいるところでございまして、過去からの観光地形成の経緯ですとか、現状と課題、土地、建物の権利関係など幅広くさらに調査を行っております、国ですとか、道、関係機関、関係事業者と支援制度ですとか、そういったことについて検討、協議を行ってきております。

こういった様々な段階を経て一歩ずつ前に進んでいるものと思っております、令和5年度におきましてもこういったことを継続して行って当該地区の活性化を図るビジョンを策定できればいいかなと思っております、その策定に向けてそういった環境整備をしていきたいと考えております、ちょっと議員各位にはまだ全然ご説明も一度もしておりませんけれども、適切な時期にご報告、ご相談等をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○佐藤委員　分かりました。

そこで、今答弁の中に、お話の中に今後何らかの機会を捉えてというような言葉がありました。私はそれに期待したいのですけれども、令和5年度も引き続き私は課題解決に向けて、やはり持っているいろいろな識見を生かして取り組んでいただきたいな。

それで、議員も町長も残された期間が少なくなって、現在の任期内でそういう説明は無理だし、そういうこともできないと思いますので、選挙後の町長、議会議員の新体制ができた、発足した段階のできるだけ早い機会に今まで取り組んできたことなど、それから残された課題、そういうものについて共通理解を図っていくべきでないかな、私はそのように考えております。このことについてどのようにお考えになるか、できるだけ早い期間に私はすべきでないかなという考えを持っているのです。

それで、私は今までの議会の中でもこのことについて何回か質問したことはありますけれども、なかなか個人情報だとか、いろんなことがあって前に進んでいない、答弁も前に進んだ答弁はいただいております。その点、私は全員協議会の中で、やは

り共通理解を図り、行政担当者だけでなく議会も何らか協力できる面があればお互いに協力してこの課題を解決すべきでないかと思っているのですけれども、このことについて伺いたいと思います。

○町長 今先ほど担当の課長からご説明いたしましたとおり、決して何もしていないわけではなくて、長年の懸案であったこのことにつきまして鋭意役所として役割を果たしていくために努力をしているということをご理解をいただければと思っておりますし、ご質問の趣旨、過去にも一般質問等でいただいていることもあり、なるべく早い時期にと、このように思っておりますけれども、行政の考え方だけで進められるものではないということもあり、時間を要している部分も多々あるということでもあります。その辺もご理解をいただければと思っておりますし、ご質問の趣旨、適切な時期に、なるべく早い時期に段階的な方向性も含めて議員の皆さんにご説明をさせていただく機会があればと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

以上です。

○佐藤委員 これからちょっとお尋ねしたいことは、どのページでしていいか私は昨夜から悩みながら考えていたのですけれども、令和5年の第1回定例会で4年の12月、第4回定例会以降の行政報告がありました。この内容については2月に作成され、議員に配付された中に行政報告の文書と一緒に届けられております。その後の全員協議会で壮瞥町はゼロカーボン宣言を行いたいと。そして、2月の27日に予定している5年度の予算発表のときに記者会見でゼロカーボン宣言をしたい旨のお話がありました。その後、新聞報道を見ますと予定どおり27日の記者会見でゼロカーボン宣言を行ったということが新聞記事で知ることができました。

そこで、私はなぜ、第1回定例会の行政報告の中でこのゼロカーボンの宣言について行政報告の中に入らなかったのかな。やはりこのゼロ宣言を町長の名前でやったとしても、町民を代表して町民の皆さんと一緒にやったと私は考えているのです。そういう面で、私はこの行政報告の中になぜ入らなかったのかな。入れることによって、私はさらに多くの町民の皆さんに理解されるのでないかな。

1日目のYouTubeを見ると、大勢の皆さんが視聴しているのです。これは町内とは限りませんが、そういう方々にも知っていただくためにも私はすべきでなかったかな、そんな気がしてなりません。このことについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○町長 ゼロカーボンシティ宣言について、行政報告をするべきではなかったかということにつきましてですけれども、時間的ないとまですとかの関係から行政報告には入れられなかったということでもありますけれども、宣言につきましては新聞報道並びに広報の4月号等で広く周知をしていく所存でありますので、その辺につきましては理解をいただければと思っておりますし、行政報告は大切な行政報告、行政の動きを

お知らせするものでありますけれども、今後このようなことがないように努めていきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、38 ページ、39 ページ。

○松本委員 何点かお伺いしたいと思います。

まず、庁舎維持管理費の光熱水費は令和4年度電気料の高騰で随分上がって補正もされて、新年度の予算についてはその補正をカバーしてといいますか、その額に近い数字で1,270万3,000円の予算計上をされております。これは電気料の高騰は各事業所及び各家庭でも随分頭の痛い問題でありますけれども、あえてお伺いしますけれども、その役場庁舎、役場職員全体として節電に努めるようなお話、訓示、工夫などを要請したとかしないとか、その辺はあったかないのか確認をしたいと思います。

それから、また庁舎清掃委託の121万円なのですが、これは4年度と全く同じ額でありました。毎年似たようなその業務委託について継続して確認しておりましたけれども、前年同額というのは結構珍しいケースでありまして、人件費の高騰等でいろいろと毎年上がってくると。その理由を正してきたわけでありますけれども、今回令和4年度と全く同額ということですが、当然入札等を行っているのでしょうかけれども、その辺の中身についてどんな評価というか、分析されているのか確認をしたいと思います。

それから、庁舎危機管理経費なのですが、当然4年で終わっておりますので、計上されていませんが、予算説明ではありました。庁舎クラウドPBXの整備を4年度で行っておりますけれども、このPBXの略も全て忘れておりますが、およそ電話機全体のハードも変えるのだけれども、その運営が全部変わっていくと。説明受けたその内容もほぼほぼ忘れているのですが、ただ機能的に、そして住民が利用したとしても庁舎職員が本庁舎から、あるいは離れたところでも、遠隔的な使用でも、ないしは出張先というのですか、町内の地域に出向いたときからでも電話の連絡ができるというようなことをうろ覚えに聞いているのですが、そもそも導入に当たりましてそれが最近ではなかったのかなと推察しますけれども、そのトラブルとか、導入に当たって何か事故といいますか、事件といいますか、なかったのかなということが一つと、実際導入されてみて確かに使い勝手がよろしいのではないかと、そういう事例があればご紹介いただきたいということと、以上です。

では、通信運搬費については、そのクラウドPBXの導入に伴う通信運搬費が、使用料というのですか、通話料というのですか、それ上がっていくということで理解しますけれども、これがちょうど1年分、その分上がっていくと。昨年は4か月分ですよ、という理解でよろしかったですか。よろしくお願いします。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の電気料の関係ですが、節電は今の時代であればもうほぼ常識のようになっておりまして、今回この電気料が上がったからといって何か職員を集めて訓示とか、そういったものは特にしておりませんが、従前から室温設定ですとか、あるいはスイッチのところに節電を呼びかけるような表示をしたりとか、そういった個別の取組というのは以前からやっていたし、今もそういった取組を続けている。ただ、そういった節電では追いつかないほど電気料が上がってしまっているというのが現状というふうな認識をしております。

それから、2点目の庁舎清掃委託料について同額計上させていただいた件ですが、昨年20万円ほど引上げをさせていただきました。それは入札が1回で落札がなかったりとか、かなり請求額が際どい金額だったので、若干余裕を持って引き上げたのですが、結果昨年の入札で言うと若干余裕を持って落札をされました。

また、今回の請求に当たって、予算編成に当たって事前に調査等をももちろん行うのですけれども、それらを見てもその引き上げた額を維持しておけばこの範囲の中で業者が決定されるだろうというような見込みを立てたものですから、今回は予算の引上げというのは見送っているということでございます。

それから、3点目のPBXについてでございますが、先月の下旬に一通りの施工が完了いたしまして、今実際に運用しています。幸いそのトラブルというものは特に今のところは発生しておりませんが、ただ今までとは使い方が大分変わってしまうので、むしろ今それに慣れるための、各職員が操作の手順を学びながら運用していると、そういう現状でございます。こちらPBXについては昨年もお説明したとおり、例えば防災対応、先ほどご紹介いただいたような行政側の対応の効率化、あるいは機能向上というところが主たる目的で、住民の皆さんからすると直通電話が今度できるのですけれども、直通番号というのが各課に設定されるのですが、そういったものであったり、今まで例えば役場庁舎と保健センターの間に内線がなかったもので、保健センター宛ての電話が庁舎にかかってこれば、すみませんが、かけ直してくださいというご案内をしていたものがそのまま内線で転送できたり、そういうぐらいのサービス向上しかひょっとしたらないのかもしれませんが、ただこういった整備をしたということについては4月の広報でもお知らせをしていきたいと思っておりますし、せっかく整備したものでございますので、防災に限らずより有効な活用を行っていきたいというふうに考えております。

それから、予算が、通信運搬費が上がったという件についてはご質問にあったとおりでございます。今年度は4か月、それを来年度からは通年で見る。それによる予算の増額ということでございます。

以上です。

○松本委員　ほぼ理解をいたしました。

この先はちょっと必要ないかもしれませんが、以前から確認したことが実は何回かあったと思うのですけれども、この先質問しませんので、まとめてさせてもらおうと思うのですけれども、清掃に関してですが、庁舎とやまびこは同じセットでたしか清掃委託していませんでしたか。うろ覚えながら、申し訳ない。それと、離れた情報館ありますね。保健センターもそうだと思うのですが、これ決算のときによくその資料を見させてもらうから、その状況が一応想像できてしゃべっているのですけれども、こういう清掃業務の委託を目指す業者さんというのは限られて多分いらっしゃる、そういうノウハウや人材を持っていますから。それが何社かあって、当然それぞれで別々に入札行為といたしますか、やっていたらしゃるのだけれども、それをその各担当課で多分判断して、入札行為で仕事を請け負う契約を結んでいるというふうに理解しますし、その行為自体は当然条例にのっとって行っていると。ただ、業者が似ているのと、そして何となくですよ、これは、見た目です。何となくその業者さんが似たように請け負っていたらしゃるかなという気もしないではなくて、この辺は推測でしゃべって恐縮かもしれませんが、それで提案の形で言ったことがあるのは、その単独のそれぞれの入札行為、発注よりはむしろまとめてやって全体のコスト下げるような工夫ができないのかなと。それで、全体だとそれぞれ1社が行う、それいいか悪いか別なのですが、いずれにしてもそのコストを削減する意味の自助努力の一環で、それとその役場の縦割りの中でそれぞれがそれぞれの行政執行を行っているというような弊害ではないのですけれども、慣習と今までのルールかもしれませんが、そういう課を横断的なものでやることでコストが下がることがあればいいのではないかなというような発言をさせてもらったのだけれども、果たしてそれが現実的かどうかもあります、そういうことを一つ考えられてもいいのではないかと。

ついでに委員長のお許しをいただいて、この先質問しませんけれども、昨年の決算か、草刈りの話をさせてもらいまして、草刈り業務随分ちっちゃいのから大規模なから、建設業者さんに委託する場合と個人のやつがあったり、そして中にはボランティア的な要素もあったり、そういったことがありまして単価が随分まちまちだと。これは一括でということにいかないと思うのですが、どうしても高いほうに右へ倣えしていくというような、これまた私の勝手な推測かもしれませんが、そういう傾向を読み取ってしまうと。例えば業者さんであれば当然その公共事業に関して道の単価から導いていくというのはルールとして外せないのかもしれませんが、その同じ単価が民間人の一個人、あるいは団体との契約でもそれがなされていると。これも行政のルールだと言われたらそうなのかもしれませんが、果たしてどうか。その単価があまりにも、例えばの話をして恐縮ですけれども、5年前に遡って高齢者事業団さんに委託した場合の仕事単価とは随分乖離したような高止まりに見える、これも決算の資料を毎年見ていくとそう読み取ったのですけれども、そんなことも一応内部で協議されて、全部が公共事業かもしれませんが、いわゆる個人の単価と

業者さんの単価が一律であっていいのかどうかという私は疑念を持つのですが、あるいはボランティア的な精神で地域の団体が請け負うことも含めてなのですけども、もうちょっと統一された整理が必要ではないかということを今意見として述べたのですが、その辺の見解を再度伺いしたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の清掃の関係でございますが、これに関しては以前から行革も含めて検討してきた経過がございます。ただ、結果的にはそれぞれの施設ごとで委託をしているというのが現状でございます。また、この役場庁舎に関して言いますと、ご意見にあったとおりやまびこと一括してやっているのですが、それは御存じのとおり現在……失礼しました。一括しているところとそうではないところがありまして、本庁舎に関して言うと現在日常の清掃は職員が直営でやっていて、窓とか床とか特殊な機械や技術があるものだけを委託している。

やまびこに関して言うと、そういうのもありますし、基本的に来場者が非常に多い施設なので、情報館であり、やまびこでありというのは個別に日常の清掃も委託をしているというところで、一言で清掃という話にはなるのですが、実際には業務がかなりばらついているところもございます。ですから、確かに1社にしたほうが契約執行上も楽なのかもしれないですし、経費的な節減もないわけではないのかもしれませんが、実際には一律に全く同じサービスをやっているわけではないので、あとはそれぞれの情報館であればサムズですとか、そういった附帯の施設もございますし、町のほうで発注しているわけではございませんけれども、なので結果現状として全く一律に全てをまとめて委託の入札を行うというのはこれまで見送ってきたというところでございます。現状では、確かに類似の業者が落札をするケースはあるという認識はしておりますが、ただ毎年公正に入札を行っていることは事実でございますので、一定の競争性というのは確保されているというふうには認識をしております。

それから、2点目の草刈りについてでございますが、昨年の決算審査でもご指摘をいただいておりますし、それ以前から検討課題になっているところではあります。ただこちらについてもやはりこれまでの経過でいろんな契約主体であったり、あるいは単価であったりということが、計算方法であったりというのが若干混在していることは事実でございます。本来はいずれかの形で整理をして、統一化してということは望ましいことではあるのですが、ある意味今高齢者事業団はなくなりましたけれども、高齢者等の雇用につながっているところもあり、今までのやり方を一気に変えてどこかに統一というのは時間をかけていかないとちょっと難しいのかなというふうには考えております。

また、草刈りの中でも単純に草を刈って、あるいは草を取って終わる業務もあれば、それをトラクターを使ってその草を運び出す、搬出する、そういった草刈りもあって、その場所、場所の事情があるのですけれども、なのでそういった業務の若干ばらつき

もあるものですから、将来的には何らかの形でうちちょっと明確に整理をしていきたいと思いますが、少々ちょっと時間がかかるであろうということをご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○菊地委員 私も光熱水費の電気料について質問したいと思いますが、国の電気料金の高騰対策として1月分の使用料から一般家庭で1ワットアワー当たり7円で企業では3.5円と値引きされていまして、9か月分の値引き対策ということで取られていますけれども、これはこの役場庁舎等の電気料に反映されているのかどうか、それを確認したいというふうに思います。

それと、北電の会社が国に値上げの申請をしています。6月に値上げする予定でありますけれども、これの値上げの想定される額が今回の予算に反映されているのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、1点目の件については当町の施設についても適用されます。それを当然見込んで、踏まえて予算措置をしているということは事実でございます。

また、値上げに関しては実は昨年の秋ぐらいからいろんな電気料金の制度自体が大きく変わっています。一般のご家庭もそうですけれども、それは当町のような高圧の施設に関しても同様で、今もなお検討中になっているものもあれば確定したものもあってということで、正直全体像がまだ完全に把握できていないというのが現状でございます。

ただ、それ以外の様々な契約を見た中で、それからこれまでの経過を見た中で間違いなくその電気料が大幅に増えていくということは、それはもう覚悟しなければならないというふうに考えておりましたので、細かな制度に基づいて1円単位までの設計ではございませんけれども、ある程度予測を立てて値上がっていくというものを反映して予算を編成しています。ちなみに、今回の予算の光熱水費の電気料で見ている額、他の施設も含めてです。総額で大体1億円ぐらいになるのですが、これは対前年というところだと36%増、2,600万円ぐらいの増額になっています。これは昨年の12月に補正した額も2,600万ぐらいなのですが、大体昨年の秋冬ぐらいから高値になっているそれらのある程度想定をして予算をつくったということでございます。

以上です。

○菊地委員 値引きされている単位というのは7円なのか、3.5円なのか、これどちらなのでしょう。それちょっと確認したいのと、あと別の質問になりますけれども、役場庁舎内機械管理経費ということでこの中で項目にはありませんけれども、マイナンバーカードが壮瞥町普及率が全道1位になっています。全道一のマイナンバーカード普及率の高い町として、次の取組としてマイナンバーカードを利活用する取組、それができないのかということです。例として庁舎内のDX化、これを進めることがマ

イナンバーカード利活用につながるのではないかなと思うのですけれども、そのことについて質問したいと思います。

○総務課長 まず、１点目のご質問についてご答弁いたします。

具体的な金額申し上げなかったので、大変申し訳なかったのですが、町のほうについては３．５円のほうが適用になって、実は９月まで３．５円なのですが、１０月にまた一回下がるのです。その際には１．８円という金額で設定をされる見込みというふうに聞いております。

以上です。

○住民福祉課長 マイナンバー関係につきましては、私のほうからご答弁申し上げたいと思います。

委員おっしゃるとおりマイナンバーカードの交付率というのですか、壮瞥町２月末現在で言えば大体８７％ということで全道で１位、そして全国的にも全国で８番目というふうになっております。

それで、ご質問はマイナンバー利活用ということなのですが、今５年度の当初予算にはまだ計上はしておりませんが、マイナンバーカードを活用して役場の窓口業務、今現在住民票ですとか、申請をするときにいろいろ書いてもらったりしているのですけれども、そういったようなことをマイナンバーカードをうまく使ってそういう住民に利便性の高いようなサービスはできないかということで今検討している最中でして、そういう国の補助事業もありまして、今申請といいますか、そういうのを提出しているところでありまして、今後そういうのがもし採択で認められたら、どこかの時点でそういう事業化を進めたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、４０ページ、４１ページ。

○松本委員 職員福利厚生推進事業の中の産業医委託料４４万５,０００円でお伺いしたいと思いますけれども、予算的には令和４年度と同額でございますけれども、改めてその産業医の役割ということについて確認をしたかったということでございました。

これは前から予算計上はされて、その業務といいますか、制度といいますか、存在することは理解するのですけれども、改めてどのような仕組みになっているのかというものの質問でして、例えば定期的に年度内で来庁されて健康上の諸問題のことについて職員側から受診といいますか、相談といいますか、そういったことを行うとか、あるいは業務上以外でも健康上問題があった場合に職員が出向いていった場合にその相談を受けてもらえることの契約になっているなどなど、その役割についてお伺いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

現状の産業医に関する委託契約をしているのですけれども、その中で定めておりますのは、一つは年に1回安全衛生委員会というものを町のほうで開催をして、衛生に関わる職員で今年度の前年度の事業総括であったり、今年度の事業計画であったり、そういったものを協議するのが1回。それから、事業場の巡視、実際に事業場、役場であったり、情報館であったりって来ていただいて、衛生管理上の問題点等をご指摘をいただいて改善をする、そういった取組。それから、職員が健診を受けるのですけれども、その健診の結果によってある程度指導が必要であろうという方について面談をしていただいたりというものもありますし、もちろん職員からの希望があればそういった対応もすると。

それから、これも年に1回衛生教育ということで、近年であればコロナ対策をテーマにした講演会等を行って医学的な見地から様々なアドバイスをいただくというのを基本の委託業務として設計をしております。その分で大体年間で29万5,000円出ます。不足分については、オプションと言ったらちょっと言い方悪いですが、それ以外にもやっぱり不定期でいろんな案件が出てまいりますので、それらについて個別に面談をしていただいたり、あるいはご来庁をいただいたり、そういったご対応をお願いしたときには1回当たり幾らという形で追加をしていって、その分全部合わせて四十数万円というような委託料を予算として計上しているということでございます。

以上です。

○松本委員 詳細の中身は私も聞いてもよく分からないところあるのでいいのですが、ちなみに委託されていらっしゃる産業医は内科医ですか、専門はどのようなのでしょうか。聞けば衛生面の現場の運用といいますか、のチェックから含めて例えば保健所の役割かもしれませんけれども、そういったことから始まり、その個別の職員の内面的なことを含めた健康相談、来庁されたり、受診されたりしてそういったケースに対応するとなると多岐にわたる気もしないではないのですが、参考までにどのような専門のお医者さんなのか伺いたしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

今回当町でお願いをしておりますのは内科医の先生でございますが、産業医として活動するための資格だったか研修だったかちょっと忘れましたが、そういったことをされていて、内科医としてはもちろんプロだとは思いますが、こういった事業所への指導等も、学習といいましょうか、そういったものをされた方にお願いをしているので、内科業務に直結しないものについても広くお願いをしているというところでございます。

○佐藤委員 これ私の質問広報広聴に当たるかなということで、以下質問したいと思います。

私は、6日の質疑の中で告示行為について伺いました。税務の担当者から、税務に限っての質問でしたので、税務の担当課長から告示行為はきちんとしていますよとい

うことを聞いて安心したのです。私は佐藤町政の時代ですから、もう4年以上前こんな発言をしております。形式的に役場前の屋外掲示板に告示書を張っているが、室内でも見られるようにやはり改善すべきでないかということを申し上げましたら早速実行してくださいました。現在もそのつづりが、そのつづりの名前、外に張ってある告示行為のつづり、それを役場のロビーに、カウンターの上に置かれております。それを私は実は見ながら質問したのです。

そうしますと、現在もその告示行為のつづりはあるのですけれども、例えば総務関係の一例で言いますと、平成31年1月10日がありました。そして、最新のものは令和2年12月1日付。それから、税務のことを言います。税務は元年9月2日、そしてそこにつづってある最新のものは2年3月9日付でした。このようにつづりがあっても果たして、またはこれをつづっているのは総務課でないかなと思いますけれども、職員の皆さんの共通理解がされているのかな、そんなことを疑問持ったものですから、実は6日の日の予算審議の中で申し上げたことです。

そこで、私はきちっとこのようにほかの町村ではやっていないと思います。このように取り組むのであれば、きちっと職員の皆さんの共通理解の下にぜひ続けてほしいなと思います。そして、ただカウンターの上にPRのいろんな広報の印刷物の横に置いておくのではなくて、私はきちっと明示してほしいな。ただ、冊子を1冊置くのではなくて明示してほしいということです。

それから、私はこの質問に先立ちまして今朝また掲示板見に行ってきました。そうしますと、昨日から今日にかけて湿気の多い天候でしたので、掲示板のガラスが2枚あるのですけれども、左側のほうは中が水分があって一つも見えません。右側だけが読めます。ですから、その掲示板のガラスのところにやはりここに掲示してあるのは役場の中のどこどこに置いてありますので、併せてお読みくださいというような、私は文章といいますか、そういうものをきちっとつけて、せっかくやるのであれば皆さんが活用できるような方策をぜひ考えていただきたいなということで申し上げました。このことについてのお考えがあれば伺いたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

様々なご意見、アドバイス、ご助言といたしましうか、いただきまして、ありがとうございました。せっかく活用しているものでございますので、町民の皆さんに少しでも利用しやすい環境を整えるように努めてまいりたいと思いますし、職員の間で周知が徹底されていないということであれば改めて、総務課が所管でございますので、私どものほうから各職員に周知をしていきたいというふうに考えております。いずれにしても、ご指摘いただいたことを踏まえて少しでも改善していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○森委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、42 ページ、43 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、44 ページ、45 ページ。

○長内議長 諸費一般管理費の町表彰条例に基づく記念品のところでお伺いしたいと思うのですが、これは毎年文化の日に町に貢献があった方を表彰すると同時に町に一定期間住まわれている方にも記念品という形で差し上げている機会を設けていると。これは壮瞥ばかりではないと思いますが、各地域で行われているとは思いますが、壮瞥としても長い期間その行事は行われていると思うのですが、私も立場上毎年参加させていただいて、議長の立場でご挨拶申し上げる場合もあるのですが、これは批判ではなくてお聞きしたいと思うのですが、壮瞥町の人口規模ですから、それほど対象者が多いとは言えないと思うのですが、何か年々参加者が少ないなど。該当されていても出席できない、いろいろな事情があるのでしょうか、それは致し方ない。また、長く在町されている方も来ていただいて、中にはご夫婦ですとか来ていただく方もいるのですが、全体の対象者の割合としてはいささか少ないかなという感じがするのですが、その辺どのように捉えられているか、それに対して今後例えばどのようにしようと考えられているか、その辺をお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

11 月に行っている表彰式のうちの永年在住表彰に関しての人数ということだというふうに理解をしましたけれども、確かに何十人といらっしゃる中でなかなかご出席をいただけていないことは事実かなというふうに思います。

町のほうではご案内をして、例えば交通手段がないということであれば職員のほうで送迎対応をしたり、できるだけ出席をしていただけるような取組はしてはいるのですが、いかんせんやっぱり個人の意思に委ねるところがあるものですから、強制的に来てくれというわけにもいかないで、今後何がしかのもっと来ていただけるような取組の例等があればやれるものはやっていきたい、せっかくですから来ていただきたいという考えで今後も進めていきたいとは思いますが、現状としては残念ながら今の状況のようになってしまっているというところが事実でございますし、少ないかなというふうには感じております。

以上です。

○長内議長 そういった永年在住の方の参加も少ないというのはそうだと思いますし、表彰条例に基づいた表彰も参加されない方もいらっしゃる。それはいろんな事情があるから、当然強制的にということはあるまいのしょうけれども、ただ組織的な部分の中で例えば消防ですとか、そういう部分の中で長年ご尽力された方に対する表彰もあると思いますが、その各団体の部分も含めてやはり呼びかけを個人に案内するだけではなくて、できれば組織も通じて参加をしていただけるような環境づくり

というのでしょうか、意識づけというのでしょうか、そういうものも必要なのかなという感じがすると同時に、これ私議員になりたての頃今の町民会館で行われていたと思うのですが、相当の人数が実は当時は参加をされて、それは時代の変化なののでしょうか、当時は 11 時頃に始まって昼食を取って、あの頃ですからお酒も出たと思うのですが、そういう懇親というのですか、いろんなお話をするような場も設けてやった時代があって、相当の数があの当時出席されていたのかなというようなちょっと印象がございすけれども、それは時代背景がありますから、同じことが今は難しいと思っておりますけれども、イベントと言うと事務方も大変なのかなと思うのですが、何か参加してみたいなと思えるようなちょっとした企画もされながら壮瞥町の歴史を振り返って、今後の町の発展に期待をするような、そういう意識づけにつながるような表彰式というのですか、そういうことがもしできるとすれば、より参加者が集まる、また次の町のいろんな部分につながっていくことになるのではないかなという期待を持っての質問なのですけれども、その辺の検討する考えがあるかどうかちょっとお伺いしておきたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

永年在住以外の表彰に関して言いますと、それぞれの団体である程度年数を区切って例えば消防団であれば 10 年、12 年、そういった年限で表彰の推薦といいたしましうか、そういったものを受けておりますので、どうしても年によってちょっとばらつきがあるということで、比較的永年在住に比べて出席率は高いのかなというふうには認識をしています。

それから、私は実は公民館のことは存じ上げないのですが、その手前でやまびこの大ホールとかでやっていた時期にお子さんがスポーツで活躍をされて表彰を受けるというケースも結構多かったように記憶しています。ただ、少子化もありますし、そもそも近年はコロナで大会がなかったりとか、そういったこともありますので、そういう面で減っているというところも若干あるのかなというふうにあります。様々な要因があつての今の状況だというふうに思います。

では、今度は参加を促進するためにということで、確かに飲食を伴ってやる方法もないわけではないのでしょうかけれども、ある程度の人数がいないとやっぱりちょっと盛り上がりませんし、どういった方法があるのかというのは内部のほうでちょっと考えてみたいなというふうに思います。ちょっとご提案いただいた形になるかどうかというのは分かりませんが、少しでも参加者数、出席いただける方の拡大を目指していきたいというふうに思います。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、46 ページ、47 ページ。

○松本委員 防災諸費一般経費でお伺いいたします。

まず、1つ目は消耗品費として49万9,000円計上されております。説明では防災備品の購入費だということですが、令和4年度は189万7,000円でしたから随分の減額であります、当初予算では。ただし、ご説明の中で今後政策予算の中で計上していく予定であるという話がありました。改選期に当たるので、新たに就任される町長議会の下で審議といいますか、協議されていくのだろうというふうに解釈しますけれども、ただ行政の継続性から考えまして、そもそも備蓄するものは災害が生じて被災から3日間に集中したような食料品含めた応援物資、それから様々なものを重点的にそろえてきているというふうに理解しておりますけれども、行政の継続性からいって今後必要なものも当然把握されていると思いますので、概略で結構なのですが、このようなものを整備、購入する予定であるという話をお伺いしたいと思います。

もう一つは、コミュニティFM放送局事業負担金407万6,000円に関してであります。令和4年度が309万5,000円でしたから98万1,000円、随分伸びてございます。説明もいただきましたけれども、人件費及び運営費の上昇ということの説明でありました。改めて、以前にも聞いたことですが、伊達、豊浦、洞爺湖町、壮瞥の負担割合についてお伺いしたい。全体運営費、たしか令和4年2,100万云々という説明を聞いたかもしれませんが、4年度実績で全体像と、これは別になくてもいいのですが、壮瞥町がどのぐらい、14%というような記憶がございますけれども、どんな負担割合か。

それと、何よりもこの予算計上が防災諸費一般で計上されております。そもそもの始まりがやはり災害発生時において、当時はたしか胆振全体の大雨被害、台風被害でしたでしょうか。停電が続いて情報連絡、それが錯綜といいますか、ストップしてしまった。生活にすごく影響を与えたというようなことが登別、室蘭、西部もそうですけれども、起きたということが何かきっかけだったような気もしますが、そもそこの平常時においてはなかなかその防災とつながることが私そのものはFMびゅうでよかったでしたっけ、また違うな、胆振西部は、名称忘れてしまいましたけれども、室蘭がFMびゅうでしたか、そのほぼほぼ同じ内容が放送されておまして、ただ一定時間帯に伊達以西の番組があるというふうに理解します。ほぼ毎日聞いているような状況ではございませんけれども、この防災につながる、防災意識の啓蒙向上につながるような情報提供なり、そのFMからそういったことの機会提供になっているのかと。全てとは言いませんけれども、ちなみに火山マイスターの方がラジオに出られて、そういった様々な胆振西部地域のマイスターが知るような火山遺構のことですとか、その辺の話は耳にしたことはありますけれども、改めて防災意識の高揚、啓蒙につながるような番組なり、放送内容なりがあるのかどうかと、そういう協議が4市町でされているのかどうかも含めてこの際確認をしたいと思いました。

○森委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前 11 時 10 分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

防災の関係でまず 1 点目、備蓄品の購入予定ということでございますが、今回の当初予算については先ほどご意見あったとおり職業を中心に 40 万円弱を既に計上した予算になっています。今後政策予算という形で追加を現段階で予定をしているのは、段ボールベッドの追加です。今既に一定の数はもうあるのですけれども、弱くなったりというものもありますので、それらの補強でもないですけれども、補充ということで段ボールベッドを買うということと、あと役場の機能移転の関係で文書等を運ぶためのコンテナを整備しようというふうに今考えております。

それから、2 点目のコミュニティー FM の関係でございますが、負担割合に関してなのですけれども、結果的に大体当町の本年度の予算においてはやはり 14% ぐらい、全体経費としては 2,700 万ほどになります。その 2,700 万の中に共通の経費と、それから中継局経費というものが分かれておりまして、共通経費については均等割ですとか人口割、財政割と一般的な割合が 3 点式で割って出して、計算する分ですし、中継局経費に関しては大滝と久保内になるのですが、それぞれ伊達市と壮瞥町が自賄いというか、自分のところに係る経費を負担すると、そういうような内容になっております。

今回増額になった経過としては、実は一番負担になっているのはその中継局経費のところでございますが、今 ISDN でつないでいるのですけれども、それが 12 月で廃止になりますので、光に切り替えなければならない。光の通信料と ISDN の通信料の差が大きいので、大きな増額になったというところでございます。

それから、番組等の内容についての話し合い等々についてでございますが、コミュニティー FM については文字どおり生活情報がどうしても中心になります。日常から防災番組を作っているというよりは、防災情報の提供が必要になったときに割り込んでいく、割り込んで入れていくという、その都度、都度対応していくような、そういう形になろうかと思えます。

以前登別、室蘭、あるいは胆振東部地震のときなんかは生活物資がガソリンですとか、いろんなものが不足したときにコミュニティー FM を使ってガソリンのスタンドの状況だとか、そういう情報を流されていて、それが住民の皆さんの生活の役に立ったというふうに認識をしています。

当町においては防災無線がありますので、本当のその行政情報に関してはどうしても防災無線が中心になってしまうのですけれども、それだけではやはり災害被災時の生活維持というところと言うと情報が足りないもので、どちらかというとコミュニティー FM のソフトの情報と行政の情報と、それを両方提供して災害時の生活が少しでも

よくなるようにといひましようか、そういうような活用をしていきたいというふうに考えています。

また、話合ひといひましようか、一応年に1回関係行政機関による打合せは設けておりまして、そこで予算のこと、それから今話があったような番組も含めた運営内容に関する協議というものは定期的に行っているところでございます。

以上です。

○松本委員 ほぼほぼ了解をいたしました。

実は防災諸費としてこのコミュニティーFM、ワイラジオでした。伊達に中継局ができて、胆振西部を網羅して放送を開始すると。当然その費用的なものも関わるし、災害発生時における情報の提供、今お話あったように確かに割り込みで緊急的な情報を広域的に住民に提供していくということな説明でございました。そのとおりであったと思います。

私はそのときも今課長お話ししたように壮警は防災情報無線があるので、それが軸足で中心になって、なおかつ聞こえないケースについては職員が手分けして車でじかに行き説明すべきなのであろうみたいな話もしましたが、当然それを補完する意味で日頃なじんだ放送局から聞くという意味での情報の提供が必要ではないかという話があったように記憶がよみがえってまいりました。それもそうだろうと思います。

それから、経費のアップがその壮警と大滝地区ということの中継局でしたっけ、それがISDNから光に替わることで上がるということで理解いたしました。平時の際には、たまにスイッチ入っていると地元の伊達以西の方のスポンサーが業者さんで聞き覚えのあるような社名が出てきて、うちの地域おこし協力隊の方も参加されて、あるいは住民の方でラジオに出演されてみたいなのも以前に聞いたことあるのですけれども、そういった日常から住民目線の情報の提供といいますか、放送がされていることも理解するし、くどいのですけれども、その上でやはり防災ということも行政がお金出している部分で生活情報の提供を併せて過去の被災の際にこういうポイントがあった、避難の際にこういうことが不足した、功を奏したというようなことの経験者、これは別に行政でなくても民間の方でもいらっしゃると思いますが、そういったお話がたまにあってもいいのではないのかということを感じたものですから、突発的に質問しておりますけれども、そんな話をしております。

放送局があつて、会社でやっていたらいいし、そこに伊達、豊浦、洞爺湖町も関わっていますから、ここの議論がそのままいくとは思いませんけれども、年に1回お集まりの機会があるとすれば、そういう声も住民から聞こえてきたぐらいのことはお伝えいただければと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

そういった企画提案は多分むしろ歓迎されると思いますので、担当課のほうから事

務局のほうに申入れをして調整していきたいというふうに考えます。

以上です。

○毛利委員 私もこのコミュニティーFMの関係でお伺いします。

以前にこのFMの視聴者、視聴率だったかな、をどの程度かと調べたことがありますかという質問をしたときに調べようがないという返答をいただきました。それで、今改めてなのですけれども、年に1回この内容の打合せをしているというときに、その視聴者の視聴率とかも分からない中でやっているとすれば、内輪だけの知識だけで打合せをしていると。実際にどれだけの人が聞いているのか、また必要と感じているのかというところが分からないのではないかと思います。そういう分からない中でこれだけの金額を出すというのは、私としてはちょっと納得ができない。そこら辺のところをちょっとお聞かせ願います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

私のほうで調べようがないというふうに言ったのかもしれませんが、ごめんなさい、すみません、ちょっと記憶がございません。あまり適当な表現ではないかなと思いついて、もし言っていたとしたら、それはおわびをいたします。

話合いの中で数年、毎年ではないのですけれども、アンケート調査等は実施をしております。ただ、4市町の全住民というわけではもちろんございまして、抽出した方に送ってやっているのですが、回収率が非常に低くて答えが返ってきていない。なので、本当にではそれをもって、数%の回収をもってこれが皆さんの意見だというふうに決めつけるのは厳しいかなと、そういうような状況はございますので、そういった意味でちょっと発言をしたのかもしれませんが、ご意見としてはそういうそのニーズ等が把握できない中でこれだけのお金を使って適当なことなのかということでございますが、もちろん開き直るつもりはございませんけれども、平時の聴取率は恐らくはそう高くないだろうというふうには思いますけれども、有事の際の防災機能の一つということもひっくるめて考えると、ある程度の費用がかかっても維持をしていく必要があるのかなというふうには現段階では思っております。

テレビもそうですけれども、実際は聴取率というのは本当に数%でしょうし、テレビなんかでも10パーとか、10パーいけばすごくいいほうだったり、日常の中で常時聞かれたり、見られたりするものではないのかもしれませんが、ただ今は例えばラジオをお持ちでなくてもスマホで聞けたりとか、パソコンで聞けたりとか、ちょっとずつこの10年弱の中でいろんな改善がされてきているので、むしろその費用対効果を少しでも上げていくための努力を行政側としてはすべきなのだろうというふうに思いますので、簡単ではございませんけれども、そういったところも今後4市町と合わせて取り組んでいきたいなというふうには考えております。

以上でございます。

○毛利委員 多分今課長さんがおっしゃられたとおり、視聴率は低いと思います。以

前のときも言ったのですけれども、室蘭が最初に始めた頃にも、あちらのほうでも視聴率はかなり低かった。今答弁されましたけれども、テレビの場合はNHKは広く深く受信料を回収します。民放の場合は広告料入ります。しかし、これに広告料ってそんなに入りませんよね。うちから出すだけですよね、財政から。だから、その負担はちょっと違うと思いますし、それから先ほどの同僚委員の質問の中にもありまして、答弁にもありましたけれども、改めて町では防災無線を個別に1つずつ設置しました。それから、毎日のように昼12時半から入っていますけれども、町の広報も防災無線、サイレンというのか、あれで行っています。それからすると、防災と一般の情報を与える場合等は分けて考えてもいいのではないかと。

常にもし連絡をするのであれば、Jアラートのときのようにもう放送入りますよね。何月何日頃、こうやって入ります。これは何々です、そういうのを伝えるのであれば十分それで伝わりますし、個別の家庭の無線でも入れることはできるわけです。あれ緊急の場合はこちらから強制的にぱっと入れますよね。だから、そういう対応ができるので、そこら辺のところもやっぱりもう一度検討してもいいのではないかと思います。すが、いかがでしょうか。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

確かに経費的にコンスタントに数百万というお金がかかっている、今後施設の更新等も当然出てくるというふうに考えておりますので、当町としては先ほど申し上げたとおりお金をかけているのですから、元を取るまでは言わないにしても少しでも利活用していただくようにやっていくというのが基本的な考え方なのですが、その一方で、では何らかの形でやめると、事業から撤退するとした場合にどうなるのだろうということも同時並行で実は内部検討はしています。

まず一つは、これは広域事業であるということで当町単独ではございませんから、仮にでは1町がやめたときに他の市町に対してどういう影響があるのか、あるいは通常の事業と違って国の許認可等を取りながらやっているその放送事業でございますから、そういったところに影響はないのかとか、そういったある程度多角的に物を見ていかないと、利益だけでお金がかかっているからやめるという判断はなかなか難しい事業なのかなというふうには思います。なので、もちろん今後の、繰り返しになりますが、利活用促進を行いつつ将来的な在り方というのは同時並行で検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長　次に、48ページ、49ページ。

○加藤委員　私は財産管理事業の一般経費につきまして、この中で予算計上されていませんけれども、委員長の許しをいただきまして、町の遊具の管理に関しましてちょ

っと質問したいと思うのですが、よろしいでしょうか。

○森委員長 はい、許します。

○加藤委員 では、今回町の遊具施設は予算化はされていませんけれども、いつも思うのですけれども、この遊具施設が劣化がちょっと目についております。そこでこの町の遊具施設の設置箇所というのは何か所ぐらい壮瞥町にあるのか、まずその辺第1点お伺いしておきたいと思います。

○総務課長 すみません、遊具に関しては総合的にどこかの課が所管をしているということではなくて、例えばこの役場庁舎の横に公園があって、そこに遊具ありますが、それであれば総務課ですし、住宅関係であれば建設課ですし、個別の課で管理をしているという状況でございまして、具体的な数というのは残念ながらちょっと今持ち合わせておりませんので、後ほど確認をして数量についてはご報告をさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○加藤委員 分かりました。まず、改めてこの遊具というものの、ほかの自治体の公園等も見ましていつも思うのですけれども、壮瞥今総務課長お話ししました庁舎の横にある遊具なんかもう相当数年たっております。しかし、そのままずっと置きっ放しのような状況で感じております。

そこで、管理体制というのですか、例えばブルーシートとか、いろんな劣化を防ぐための対策というのはやはり経費を生むことですから、その前段で少しでも削減できるような対策というのは必要ではないかというふうに感じております。そういう中でどのぐらいあるのかなと。

これは話ちょっとずれるのですけれども、指定管理で受けている例えば久保内の浴場の横にある灯油タンクなんかひどいですよね。もうさびて、さびてひどい状況です。立香の小学校のあそこの灯油タンクなんかもすごく劣化しています。ずっとそのまま置いてあります。やはりそれがそのまま置いておくと、莫大なお金がさらにかかるのかなと。だから、できればそういったことを未然に防ぐために例えば塗装をしたり、その対応というのは今後必要になるのではないかといつも思っておりましたので、この場を借りて今後の対応をお願いしたいなということ、その辺の答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、庁舎の横の遊具に関しましては公園両サイドに2つありますけれども、それらを一括して業者のほうに管理業務を委託をして、その中で遊具の日常的な点検もありますけれども、専門業者も入っていただいて年に1回特に危険箇所がないかということを確認して、確認がされた場合には利用停止をしたり、あるいは翌年度に予算化をして更新をしたり、それから冬期間の雪対策という意味でも全部ではなかったかもしれませんが、ブルーシート等で覆っている遊具も中にはございます。たしかそのよ

うなご指摘を以前にもいただいたような記憶がありますので、それらを踏まえて対応しているという状況でございます。

あと、ご意見の中で言うと例えば灯油タンクだとか、公共施設の設備全般の管理に関してということなのだろうというふうに理解をいたしましたが、先ほど１点目でご答弁したとおり一つの課が全てを担っているわけではございませんけれども、それぞれの課に分担をしながら事故防止も含め、それから適切な管理によって長く使えるように、あるいは危険を排除できるように、そういった心がけは各課においてやっているものというふうに承知をしております。できる限りそういったところを古いのではないとか、さびているのではないかというようなところをご指摘受けないように日常から管理の徹底をそれぞれの課において進めていくべきものというふうに思いますので、今回のご意見も踏まえて改めて各課のほうで認識をして次年度も進めていきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○佐藤委員 １番の公共施設管理事業、このことについて予算でなくて別な角度から質問したいと思います。

最初に、郷土資料館、横綱北の湖記念館についてでありますけれども、皆さんご承知のようにこの記念館は平成元年、1989年10月に起工式を行って翌年の5月2日にその当時横綱北の湖を迎えてオープンした施設です。数々の記録を積み重ねて、その栄誉を称えようということで設置されました。その前には引退したとき、私たちというよりも町では旧公民館、現在町民会館という名称で施設がありますけれども、２階にそれこそ小さな小さな横綱北の湖資料室をつくって訪れる観光客の皆さんに結構評判よく見ていただいていたと思います。

それで、もうこの施設も平成2年ですから三十数年間経過しております。この間北の湖親方の死去をはじめとして時代が移り変わりました。この間郷土に関する資料の収集、更新があったでしょうか。オープン当時と同じ展示が続いているように私は感じ取っております。このような取組についてのお考えが、今後どうしたらいいかという考えがあるか。

また、このことを記念館のもしも事業改善など図る場合、現在総務課のほうの経費で委託しておりますけれども、取り組むのは、担当はどの課なのかな、そんなことを最初に伺いたいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

申し訳ございません。展示の更新の履歴に関しては私も把握をしておりませんで、全く変わっていないのか、それとも途中で、恐らくは北の湖記念館のほうであれば北の湖理事長の部屋のほうからご提供があったり、お借りをしたりして更新することになるのだろうと思いますが、その詳細までは把握をしておりませんので、ここではちよっとご答弁は差し控えさせていただきます。

なお、今後の資料更新、郷土資料館のほうもひっくるめて施設管理は基本的に総務課になっておりますので、今後総務課のほうで対応していくことになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員　ぜひ郷土資料の収集、これを計画的に進めていただきたいのと、そのような気がしてなりません。

そこで、例えば一つの方法として先日の行政執行方針の中にも国際雪合戦のことについて触れられておりました。これは冬になるとそういう話題になりますけれども、郷土資料館の中にやはり壮瞥が考案して雪玉製造機など造りましたよね。そういうものとか、いろいろな資料展示がされてもいいのではないかな。

そして、あの施設には映像室があります。現在は多分、どのように利用されているか私は承知しておりませんが、それは横綱北の湖に関する映像ですけれども、その中に短時間でいいのですけれども、壮瞥町が取り組んでもう34回の大会が先日終わったのですけれども、そういう映像を短時間で見ていただけるような整備だとか、またその最後に壮瞥町のPRなども本当に短い時間で入れて、そして壮瞥町を理解し、訪れてくれる人に壮瞥町を知っていただく方策も私は必要でないかな、そんなことを考えております。このことについて、どのようにお考えになるか。

それからもう一点、次に森と木の里センターがあります。小さな町にある天文台です。これも平成3年度よりたしか私は整備されたのではないかなと記憶しているのですけれども、記念館と同じくもう三十数年が経過し、昨年の町内視察でも施設の状況を見せていただくことができました。

そこで、この施設のただ建物の管理だけでなく、施設の活用を現在は民間のボランティアに依存しているのでないだろうか、そんな気がしてなりません。その方も高齢とともに体調を崩されている。あと何年できるか私には分かりませんが、そういう状況の中ですので、この施設を末永く活用していくためには天文に関するたけの方に引き継いでいただきたいなということを考えられます。

そこで、この施設を今後どのような方向づけをもって維持、管理、活用していくのかについて伺いたいと思います。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

まず、1点目の郷土資料館のほうについてでございますが、例えば雪合戦も含めた町のPRとして活用してはというご提案でございました。それはそれなりに資料を集めて展示するだけであればお金もかけずにできるのだろうというふうに思うのですが、映像加工までいくとちょっとまた別の話になりますので、それらの予算化も含め、それからそもそも雪合戦に関してであれば実行委員会さんのほうで資料等を管理されていらっしゃると思いますし、実は今回の指定管理者の選定の際にも指定管理業者のほうからぜひそういった人を呼ぶ仕組みというのを落着いたらやってみたいと

ということはお話ありましたので、関係する方々、機関と相談をしながら検討していきたいというふうに考えます。

それから、森と木の里に関してですが、恐らくご指摘をいただいているのは施設全体の中の天体観測の施設のことをおっしゃっていると思うのですが、天体観測の施設に関して言うとももちろん今後も活用していくという考えですし、それ以外の宿泊ですとか、そういったところに関しては昨年視察の際にご説明したとおり在り方を令和5年度に検討していきたいというふうに申し上げたとおりでございます。その天体観測の施設に関しての活用ということであると、ちょっと指定管理からは実は外れていて、むしろ社会教育の事業の一つとして今やっていただいておりますので、それについても関係する部署等と相談しながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○松本委員 私も公共施設管理事業に関して伺います。

予算計上されていない部分で委員長のお許しを得て質問を進めたいと思いますけれども、よろしく願いいたします。と申しますのは、昨年来、一昨年来になるのでしょうか、継続して考え方を確認してきた仲洞爺野営場の公衆便所建て替え工事でありまして、有利な予算、有利な財源を使って自然公園整備事業交付金でしたでしょうか、補助金でしたか、それと過疎債がフィフティー・フィフティー、1,850万ずつで3,700万というのが令和4年度の計上でありました。それが令和2年度、3年度当初でしたか、お金がつかない部分もあってちょっと1年間延びたのでしょうか、二千七、八百万から相当なボリュームアップがありました。それで、たまたま情報をいただいたどのような公衆トイレのレイアウトになるのかということを目にしたことがあるのですが、洗浄便器付きのトイレで、それから当時は説明の中でたしか冬期間も使用できるような暖房設備を備えたものになるような話があって、個人的にはいささかクリーンでソフトで、まるでお客さんを集客、集客のそのおもてなしの気持ちは当然理解できますけれども、果たしてそれはキャンプ場でそのまま生かすのはおかしくなりませんかというようなことも言わせていただいたのですけれども、前段長くなりましたが、そのキャンプ場のトイレをどのような仕組みにされていくのか。当時冬のキャンプがブームになっているみたいな話が昨年来ありましたけれども、確かにそうなのかもしれませんけれども、そのニーズと係る費用、除雪を含めた、ちょっと無謀なのではないか。

もう一度壮瞥町もスポーツによる町おこし、これも町長の肝煎りでと申しますか、教育委員会で国の補助をいただいて継続してそのスポーツ振興の事業をやっておりますし、アウトドア推進協議会といいましたか、そういった団体もできてオロフレを中心にやっていらっしゃるみたいですけれども、そういった町民の皆さんとの協議も含めて、もっと言ったらオロフレと仲洞爺の連携だって考えられるのではないかなというのも、それを行政一人が整理したり、生み出したりということ難しい、守備範囲が

広いからということもございまして、そういったことを委ねたらいかかなということもあって質問や意見を言ったつもりなのでありますけれども、現時点でその仲洞爺野営場のトイレの使い道、このようなことというのが変化などがあればお伺いしたかった、こういうことでございます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

まず、トイレでございますが、今年度施工を今しておりまして今月末ぐらいには完成する予定であります。ちょっとまだ出来上がってはいないのでありますけれども、それを活用した冬場の活用についてでございますが、現段階で例えばでは令和5年度シーズンですか、のいつに冬キャンプをやりますとかということは特段まだ決めてはいません。恐らくは想像するに通年で例えば雪が降り始める12月から解ける3月までびっちり開けるとか、そういうことは多分現実的に難しいだろうなというふうには当初から考えておりましたので、その中の一時期の中で試行的にやるところから進めていくことになるのだろうなというふうには想像しています。

アウトドア検討会等、関係するその団体と連携をしてはというご提案は以前からもいただいていたというふうに認識をしております。具体的な話合いはまだ特に持っておりませんけれども、できればそういった活動事業と連携して壮瞥町内を冬に訪れる、楽しんでもくれる方が増えるのが理想だと思いますので、ちょっとまだ時期等は決めておりませんけれども、改めてそういった協議をする場を設けるようにご相談をしていきたいなというふうには考えております。

以上です。

○松本委員 私こうやって質問をさせていただきながら心苦しく思っているところがございます、と申しますのも総務課に限りませんけれども、その守備範囲、表現が妥当かどうかは別ですけれども、扱うものの多さ、範疇の広さ、先ほども同僚委員から質問がございましたけれども、北の湖資料館、郷土資料館という今名称でしたか、そもそも始まりは教育委員会が主幹といいますか、携わったもので、たしか竹下内閣のときの1億創生を利用しようということではなかったでしょうか。古い記憶ですけれども、教育委員会がその当時町民にも手伝っていただいたり、協力いただいて農機具の古いものとか、いろんなものが、余計な発電所の大きな動かせないような変電機みたいなものもありましたけれども、いずれにしても整備をすること、置いておくことはできると思うので、そのときは新しい、ただそれを継続して入れ替えるとか、それはまた違う労力と視点と発想が必要であります。それを失礼な言い方かもしれませんが、そんな能力がないとは言いませんけれども、例えば指定管理者に至っても施設を管理するのが使命であって、新しいものを発想していくことはなかなか難しい、できないとは言いません。そういったことをやはり一つの課や行政や指定管理だけでは難しいのだろうなと思っております、では何も無いのかというのではなくて、やっぱり住民の知恵を借りるとか、もっと言ったらそういったものを専門に調査研究して

いるところに委ねることも一つの手だろう。結構ありますよね。行政全体で言えば業務委託、設計委託、結構ボリュームいっぱいやっていますよね。それをしろと言っているのではないですけども、そういった視点も必要ではないかという感じがするわけです。

それで、実はアウトドアで言うとアウトドアの協議会が出た当初、去年、おとしでしょうか、そういったキャンプ今ブームですよというようなことを携わっている業者さんでいいのでしょうか、いろんなケースを紹介してキャンプ場のありようの講演がございました。そういうもののなにかという発想も分かりましたし、聞くだけですけども、そういった情報もやはり仕入れるところからそれをそしゃくして現地に当てはめていくというのは、言わばマーケティングでいうと商品開発と一緒になのですけども、それをいろんなもの扱っている人に、施設を管理する人に、ないしは今総務課が管理していますとおっしゃったけれども、基本僕は無理だと思って聞いてございました。そういった委ね方も、むしろその委ねる方法、情報をもらってそしゃくする、そのところについての研究をされたらいいかがか、そんな思いがしているので、先ほど前から言っております仲洞爺公衆トイレの冬場の使用もそうですけれども、それだって今ブームは一人で寒い中で我慢しているかどうかは別だけれども、温かい洗浄機付便器を使用して、そうしたらホテルへ行けばいいのであって、そんなニーズとは違うのではないかという気がします。それが駄目とは言いませんけれども、その辺の整理をされるのは言わば経営で言うとマーケティングといいまして、マーケットセグメンテーションというのですけれども、差別化とかいって、差別化って人種差別ではないです。自分の持っている能力やサービスを提供したものとほかとの差別化を図って自分のところの優位性をPRしましょうと。それで誘客しよう、つなげようということですけども、壮瞥の魅力はほかにないものがいっぱいあるわけですから、先ほどの郷土資料館もそうなのでしょうけれども、あちこち言っていますけれども、当時のものと今の状況と、そして雪合戦の情報もありましたけれども、雪合戦の情報で言えば少しだけですけども、情報館で流していますよね。スポットで、違いましたっけ。そういったことも場所も含めて、だって北の湖資料館は八角形でいいのでしたっけ、六角形でしたか、国技館を模して、北の湖を象徴して、そうしたことを学びたい、見たい方のお客さんが多いわけで、その層に雪合戦が合うかどうか否定はしませんけれども、こちらが思うのとは違うわけで、その辺の整理はやはりそういったことを得意にしているところに委ねる工夫、どういうところがそんなことがあるのかという研究をむしろされたほうがよろしいのではないか。

長くなりましたけれども、そんな思いで質問させてもらいました。

○総務課長 すみません、どのように答えるべきなのかちょっと理解できなかったところもあるのですが、まずこちらの事情で言いますと仲洞爺のトイレでございますが、冬のキャンプのことが今取り上げられていますけれども、そもそも冬のキャンプをす

るためにトイレを建て替えたわけではなくて、もう老朽化していて夏場に何万人と来る方々に今のご時世で汚いトイレでキャンプをするというのは現実的に多分受け入れられないので、それを建て替えることがまず一義で、そのついでと言ったらあれですけれども、多少上乘せをすれば将来的に冬キャンプにも活用できるようになるということで 800 万では、全額ではないのですけれども、幾ばくかの上乗せをして今回整備したので、トイレが建て替わったらずひ新しい分野にもチャレンジしていこうというのがトイレの改修の趣旨でございます。

それから、総務課で抱えずに、あるいは指定管理者等で抱えずにいろんな方々と連携をしながらそれぞれの持ち場を持ってやっていくというのは全くそのとおりでございます。本当は情報館なり、北の湖記念館なり、そういったところを例えば観光客の方が時間を持って全部を回っていただいて、壮瞥の町のことをよりよく分かっていたくのがもちろん第一希望でございますけれども、それこそマーケティングの観点からいけば現実的にちょっとそれは難しいのだろうというふうにも思いますので、例えば雪合戦であればもう三十数年続いて立派な町の文化になっていると思いますから、そういったものも一つの郷土の魅力であり、素材でありということで、もちろん連携しながらではありますけれども、できるものはどんどんそれぞれが魅力を高めていけるように取り組んでいきたいというふうにも思いますし、総務課の職員、私を含めた職員の知識だけでは到底足りないというふうには認識をしておりますので、専門の業者さんに委ねるべきところは委ねる必要があるとも思いますし、今地域おこし協力隊という形でいろんな知識、経験を持っていらっしゃる優秀な方が本町にはいっぱい集まってきていただいておりますので、その方々にも協力や助言をいただきながら少しでもいいほうに進めていきたいというふうに考えます。

ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、50 ページ、51 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、52 ページ、53 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、54 ページ、55 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、56 ページ、57 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、58 ページ、59 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、60 ページ、61 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、62 ページ、63 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、64 ページ、65 ページ。

○松本委員 何点かございますが、まずジオパーク推進経費に関してでございますが、これジオパーク推進協議会負担金で説明がありました。それまで繰越ししていたのを一度整理して新たに予算づけをしたというような話がございまして、多少膨らんでいるということだったかと思うのですけれども、今回世界ジオパーク大会参加認定審査費の増ということの説明がありましたけれども、その中身をもう少し詳しくお伺いしたいということが一つと、改めてジオパークの負担金は均等割、観光割、施設割、10、20、70、これでよかったかとは思いますが、その中でこれは何て表現すればいいのですか、専門職の方は。専門員、学芸員ではなくて学術、いずれにしてもその専門職の方については均等割を続けていましたけれども、昨年からは洞爺湖町の負担に変わったと、こういう理解でよろしかったでしたか。そのときもお伺いしたし、均等割のときには随分確認、質問というか、聞いたのですけれども、その方のやっていらっしゃる守備範囲なり、どんな仕事の内容かということも併せてお伺いしたかと思うのですけれども、まずその点をお伺いします。

○森委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 58 分

再開 午後 1 時 00 分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ジオパークの関係でご答弁をさせていただきます。

ご質問にありました、まず世界ジオパークの再審査についてでございますが、本年の 7 月から 8 月頃、ちょっとまだ具体的な日にちは未定ですが、に審査員 2 名の方が来られて審査を受けるという予定でございます。それに関連いたしまして、ジオパークの協議会の予算として 170 万円ほど経費を計上しております。内訳としては審査員の旅費、滞在費、それから通訳費、その他事務経費ということになります。これに関しましては均等割をすることになっておりまして、本町においては 43 万 3,000 円、ほかの町も同じですが、同額を負担金の中に計上しております。

それから、学術専門員に関してでございますが、専ら役割といたしましては、活動といたしましては、学術員ですから当然学術的な調査研究、それから発表であったり、あるいは他の事務局と同様になるところもありますが、情報の整理であったり、発信であったり、活用方法の検討であったり、それらを学術的な見識を持って事業に参画をするというのが中心的な業務というふうに認識をしています。

こちらについては、当初学術専門員を採用し始めたときはおっしゃるとおり均等割

でやっておりましたが、既に負担の方法を変えておりまして、これについては事務局のある洞爺湖町で採用して、経費も負担をしてということになっておりますので、当町では金銭的な負担というのは行っておりません。

以上でございます。

○松本委員 了解いたしました。もう一度確認ですけれども、聞き違いか、世界ジオパーク大会の参加費というのは入っていない、こういう理解でいいのですね。

そして、飛びまして地域公共交通に関してなのですが、これまた令和4年度と5年度で継続して2年間で地域公共交通計画、これをつくるためにそれぞれ協議会をつかって委員を委嘱して12名でしたか、進めていくと。最終的にこれがないとコミュニティタクシーの運営補助についてもいただけないということもあって必須事務であると、そのように理解していますが、また細かいですが、今回の説明の中で今年度は267万4,000円、令和4年度は638万1,000円を計上していたかと思うのですが、予算説明の資料等の中で実績として令和4年度の補助の実績なのかな、これは違うのかな。21.3%とあるのは、これは21.3%事業が進んだという理解なのですが、それとも補助金実績だから違うと思うのだけれども、21.3%しかつかなかったというふうに読めるのですが、そもそも補助率2分の1、500万以下というようなことであったかと思うのですけれども、その辺はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○総務課長 1点目のジオパークに関連する部分につきましては、私のほうからご答弁をいたします。

先ほどご説明をした170万というのは、世界ジオパークの再審査経費のみでございます。大会は令和5年度はモロッコで行われるのですが、その世界大会、アジア大会、それから日本の全国大会、その3つの大会の参加費は別途計上されておりました。総額で211万9,000円、本町はこの部分については均等割になるので53万円計上しております。それで、先ほどの43万と53万足して九十何万が増額になっていますが、今年度の当町の負担金が89万8,000円増加しております。その内訳というのは今申し上げたような大会参加費と世界審査の経費が主だということでございます。

以上でございます。

○企画財政課長 地域公共交通計画のほうの件について答弁させていただきます。

資料でお配りしました事業費、令和4年度507万9,000円でこれは契約額で、その横に令和4年度の補助金実績ということで121万4,000円（21.3%）とありますけれども、この121万4,000円というのが実際に補助金として交付されたもので、総事業費570万9,000円に対して21.3%しか交付されなかったと。本来であれば50%のところだったのですけれども、国の予算として少なかったこともあってほかの自治体でもつくっているということもあって、この計画については交付率がちょっと低めで交付されているというのが現状でございます。参考までに令和5年度も本来であれば50%の交付率なのですけれども、令和5年度は一切交付されないというふうに通知が

今のところ来ている状況でございます。

○松本委員 後段の公共交通のほうのちょっと気になるところでありますけれども、国の定めることをこの地方議会が議論してもしょうがないことなのでやめますが、その世界ジオパーク大会についても、アジア大会についても、日本の大会についても、全国大会か、一応協議会として予算化をしておく。行く行かない、誰が行くというのは後段、後日決定していくのかもしれませんが、モロッコの世界大会予算計上しているかもしれませんが、参加の意義ってありますか。うちの担当課としてどう感じるかお伺いしたい。過去の参加実績ありますか。

たしか洞爺湖町長が以前行ったというのは当時のうちの町長から聞き及んだことですけれども、何とファーストクラスを利用したという話もありますが、それは余談です。あくまで腰が痛いそうで、うちの町長誘いかかったけれども、私は断ったみたいな話がありました。くどいけれども、これ余談です。うちの協議会として、全体で決めることでしょうけれども、その世界ジオパークからの審査にどう耐えていくのか、今後継続してジオパーク推進していく上でやっぱりそっちが軸足なのだろうと思っていまして、よく分からないのですけれども、世界大会がどんなものかも知らないでしゃべっていますけれども、行く予定があるのか、その意義がどんなものなのか確認したいと思います。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

世界ジオパークの審査に当たっては、当然いろんな地域の受皿の環境整備、専門員もそうですし、サイン整備ですとか、あるいは新たな取組というの必要ですが、もう一つ世界のジオパークとの連携というところも求められていて、それで今中国のほうのジオパークと姉妹連携できないかということを探したりしています。交流する関係ですとか、そういったものを整備する、構築していく上ではそういう世界のジオパーク集まる場面に赴いて積極的に関係性をつくっていくというのは大事なのかなというふうには思っておりますし、特に今年はそこで世界ジオパークの審査が、審査は七、八月に受けますけれども、その後の世界大会で可否が判断されていくことになると思いますので、その場にももちろん参加するわけではありませんけれども、そういった意味でも、アピールする意味でも事務局としては行ったほうがいいのかというふうには考えます。

あと、人選についてはまだ具体的には聞いておりませんので、今後の調整かというふうに認識をしております。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、66 ページ、67 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、68 ページ、69 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 70 ページ、71 ページ。

○山本委員 定住促進・まちづくり推進事業の中で、ちょっとどこに入るか分からないのですけれども、移住体験ハウスヤルヴィでしたか、の利用状況と、あとそこを利用した人が実際体験後に移住とか定住に結びついた方はいるのかをお伺いします。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験住宅につきましては、令和4年度の実績として8組の方が利用されておまして、その中で実際に移住した方といいますといません。ゼロです。

以上です。

○山本委員 その利用された8組の方で、何か利用したときにアンケートとか取るということを聞いていたのですが、いいところと悪いところとかもしそのアンケートに残っていれば教えていただきたいのですが。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

移住体験住宅使っていただいた方には、利用後に帰る前にアンケートを書いていたいておりますけれども、多い記入としましては住宅情報がもっとあったほうがいいとか、住める住宅が実際にないのがちょっと移住するには難しいと感じるというようなことですか、施設自体はきれいですばらしいという意見ですか、あとは壮瞥町内回っていただいて自然が豊かで、あと千歳だとか札幌からもそう遠くはないですとか、そういった場所的な地理的なこともあったりですか、あとは蟠溪の温泉がアットホームで日帰り温泉利用しましたけれども、非常によかったですとか、ほかにもゆーあいの家ですとか、非常にいい温泉だったというような意見が多いかなというふうに思っております。

以上です。

○佐藤委員 このページ、71 ページの下から3段目、民間賃貸住宅建設助成事業助成金8,400万計上しておりますけれども、この前受けた説明では4月末にオープンするリゾートホテルの従業員の宿舎ということが書かれておりました。建設規模だとか、またこれは4月末にオープンする会社だけの数なのか、それともほかにまだ希望があって合算されている数なのか、この予算計上規模等について説明を求めたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

民間賃貸住宅建設助成事業助成金につきましては、8,400万円というふうに予算計上しておりますけれども、この内訳につきましてはリゾートホテルの社宅として7,500万円。あと、もう一つも社宅なのですけれども、仲洞爺のほうに建設予定の、こちらは1棟5戸の社宅を建設する予定だということで、こちらが900万円です。なので、7,500万円と900万円、合わせて8,400万円という予算となっています。

○佐藤委員 仲洞爺の1棟5戸というのはこれで900万分かかりますけれども、ただいまの説明では7,500万の数字だけでどの程度の何戸建設かということが私は知りたいのです。そして、できれば仲洞爺の人、企業が滝之町は来ないと思いますけれども、この7,500万でホテルが建てる場所、多分私はホテルの近いところでないかと想像はするのですけれども、今業者が予定している建設場所、これが分かればお願いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

すみません、ちょっと漏れていましたけれども、リゾートホテルのほうの社宅につきましては1棟50戸、3階建てで50戸の部屋数となりまして、1戸につき150万円の補助ですので、50戸で7,500万円ということです。場所につきましては、壮瞥温泉のおおでさんの横といいますか、裏といいますか、そこに今建設も始まっている状況でございます。

以上です。

○松本委員 2点あるのですが、まずWEBサイト保守管理・拡充委託料でありまして248万9,000円、若干前年度より上がって管理システムのバージョンアップをするというお話がありましたけれども、その辺の中身をもう少し詳しくお伺いしたいということと、それから持ち家住宅取得奨励金及び空き家改修・整理補助金、それぞれこれ年度当初予算でいくと昨年と全く同額なのかとは思いますが、実績からいきますと4年度は随分その後膨らんでまいりまして、持家住宅は1,000万円超えて、空き家改修も前回の補修で120万ほどになっていますが、随分最初の予算計上が控え目だなと感じるのですけれども、実際はどのぐらいの拡大、事業費が膨らんでいく、要はそういうニーズが増えていくということの想定はされていないのでしょうか。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、ウェブサイトの保守管理の委託料の関係ですけれども、今回金額上がっておりますが、以前の説明でもちょっとシステムのバージョンアップが必要だという説明をさせていただきましたが、これまでホームページのほう6年間使っておりますけれども、今の状態になってから、それがもうスペック不足ということもありまして、そのサーバーのスペックアップが必要な状況となっているということであります。現在のシステムですと、いろいろホームページの内容を更新する際に、それを同期する際に今のシステムはサーバー内全てのファイルを同期する必要があると。そういったことをすると、もうサーバーにどんどん、どんどん情報がたまってきていて、そうするとサーバーに負担がかかることでサーバーが一時的にストップしてウェブサイトが閲覧できなくなるような状況になることがあるということで、これを解消するためにはバージョンアップをして、スペックアップをしてそういったトラブルを減らすためにこういった金額をかけて改修をしなければならないということで、こういったシステムを使っていますとやっぱり五、六年に1度はこういった作業をしなければうまく

作動しない、動作しないということもありますので、多分今後も五、六年に1度はこういったバージョンアップが必要になってくるのかなというふうに思っております。

それから、持家と空き家の予算計上をしている金額がちょっと少ないのではないかとのことですけれども、確かに今年度非常に多く補助金使っていただきまして、ではこの実績と今回予算計上した金額だと大分開きがありますけれども、これまでもある程度二、三軒分ぐらいずつ予算計上して、足りなくなったら補正をさせていただいたという状況もありまして、令和3年度とか令和2年度につきましても持家につきましては令和3年度5軒ですし、令和4年度は3軒ということで、今回制度拡充して100万から200万になったとか、そういうのもありますけれども、果たしてそれで軒数が増えたのかというのちょっと分からないところもありますし、今までの実績を見て今回予算計上させていただいて、また足りなくなるようでしたら補正させていただければと考えております。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、72ページ、73ページ。

○松本委員 2点、まずは定住促進・まちづくり推進事業補助金100万の計上がありまして、100万増というだけの説明だったと思うのですが、その内容をお伺いします。

それから、各種起業セミナー等負担金119万3,000円、これは令和3年、4年度だったのですか、280万増額になっていますけれども、この辺も地域おこし協力隊の方を対象としたものというふうな理解でいいとは思いますが、こういった各種起業セミナーというものに積極的に参加されているのだらうという想像でしゃべっているのですが、その後それが起業につながるとかというようなケースがあったかどうか合わせて、別にあるなし、だからどうだという話ではないのですが、つながるようなものになればということの期待も込めて言っているわけですが、どんなものかなという実績をお伺いしたかったと。

それから、最後先ほどの私が発言したことではないような気がするが、やり取りの中で地域おこし協力隊、答弁かな、協力隊の方を言わばそういう専門、守備範囲の方が来ていただいて云々というようなやり取りが、こういう小さい町では人員も限られていますし、専門分化されたその情報なり能力、ノウハウ、知識も不足がちですから、そういったことを補うためにも有効活用すべきだというふうなことは当然だと思ひまして、その上で今回また5年度は随分多くの地域おこし協力隊に募集をかけているということではありますが、以前も商工観光で1名いらっしやったと。5年度も、新年度も1名その枠で考えているようでございまして、どういう方、どういうことに専門的に携わってもらうのかの確認がしたかった。ちょっと細かくて恐縮ですが、どんな人が来るかも分からない中で。

といいますのも、先ほど来のやり取りの中にございました仲洞爺キャンプ場、別にそこにこだわっているわけではないのですけれども、本町の魅力を発信しながら、なおかつ持てる素材といいますか、そういったものを合わせ技でやっぱり魅力を発信していくというようなことに携わっていただく方がいたほうがそれぞれ個別で単体として単独で存在する仲洞爺キャンプ場もオロフレスキー場も、もっと言えば湖畔のうちにある元埋立てを、湖畔を埋め立てたところがございます。そういったことの利用活用も含めて知恵を出していただいてやっぱり有効利用、そして魅力発信ができればいいのではないかと。

先ほども言いましたように守備範囲の広い役場内部の担当課だけ、ないしは指定管理を受けた観光協会さんや、その団体の方にそういった新たな視点での発想、着装というのはなかなか厳しいものがあるのではないかとということで、そういうご経験された方の協力をいただくようなことも必要なのではないかと、もっと言ったらそこを中心にそういった事業展開の発想ができないかというようなことが思われまして、そんな質問をしているのですけれども、このことをどんな守備範囲を考えていらっしゃるかだけ伺います。

○森委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時25分

再開 午後 1時25分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、地域おこし協力隊の起業支援金補助金ということで100万円上げている部分ですけれども、こちらにつきましては任期終了の日から起算して前後1年間に隊員がその起業に向けて準備する備品を購入したりですとか、そういった形で物に使うために100万円支出するもので、こちらも特別交付税で満額交付されるものです。今回各隊員に希望を取ったところ、1名の方がこれを利用したいということですので、予算計上させていただいているものでございます。

それから、起業セミナーの負担金で280万取っておりますけれども、こちらにつきましては隊員1人当たり大体10万から20万、多い人で30万ぐらい積算している方もいますけれども、増えた分につきましては新規で取る部分がありますので、その部分で120万円ほど増えておりますけれども、こちらにつきましては起業に向けていろいろなセミナーですとか、研修ですとかに参加はしているのですけれども、やはりコロナでなかなか参加はできていなかったのですけれども、今後はこういったセミナーに、今月も広島県に行ったりだとか、そういった形でいろいろな起業に向けたセミナーも受けている方もいますので、令和5年度はもうコロナが落ち着いてきていますので、どんどん増えていくのかなと、こういったセミナーに参加する人たちも増えてく

るのかなということで予算計上しております。

以上です。

○商工観光課長 商工観光課関連のその地域おこし協力隊のやっていただくことのご質問について、私のほうからご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり職員の守備範囲を補完していただくと申しますか、主な形では今農商工連携という形で特に壮瞥町の農産品とか、それと加工品、特産品、これに対しての販路開拓を担っていただきたいと。その新商品開発にも携わっていただいて、それを売り込む力、役割を担っていただきたいというのが主な形です。

具体的にはよく職員とかがイベントでPR活動に行っているのですけれども、そういう中で特産品を開発したものをもっともっとPRしていただく。それがやがてふるさと納税につながって町内のその商品をもっと多く買っていただけるような、そういった情報発信を主に担っていただこうというふうに考えているところでございます。

以上です。

○長内議長 地域おこし協力隊事業に関わってご質問させていただきたいと思います。

6,095万という形で非常に多くの予算をここに割かれている、期待感も大きいと思うのですけれども、多くは国からの補助金というのですか、交付税として算入されるという部分を有効に活用して定住にもつなげていきたいという部分はよく理解もできますし、来られている隊員の人もミナミナですか、そういう施設で新しい取組を含めて地域おこし協力隊同士の連携も含めて町民との触れ合いの場もより持って取り組まれている。それに対しては敬意を表したいと思っておりますけれども、新しく5名と、それから現在いる7名と12名ということは北海道の中でも多分、全国の中でも非常に一つの町として12名の地域おこし協力隊を抱えているというのは決して多くはないのかなというようなことを感じるのですけれども、先ほどの質問もありましたけれども、今いる7名のうち4名は任期を1年間延長したいということなのですが、それは多くはやはり3年間の任期内で期待した目的を達成するに至らなかった。だから、もう少し延長して活躍してもらいたいという意図なのか、それとも3年間任期終わって、本来であれば壮瞥町に定住して何らかの形で起こすほうの起業家をして安定した生活を送ってもらいたいという部分が3年間の中でできなかった、そこが大きいのかどうか、その辺を1点お伺いしたいと思います。

それと、新しく採用予定の5名の方がおりますけれども、そのうち特に産業振興課で新規就農1名という形を上げております。これは初めて農業を壮瞥町で将来農業として独立就農すると。それに向けて3年間地域おこし協力隊として経験を積んでもらって、4年目にできれば新規就農で、これは多分今まで2人の農業関係の地域おこし協力隊と全然違った形だと思います。

それは、多分この近隣では厚真町だとか豊浦町もそういう形で新規就農に向けた地

域おこし協力隊を生かしていると聞いておりますけれども、従前の新規就農の対策、新たに今年も多分1名新規就農ということで研修に入ると思うのですが、そういう方とのいわゆる同じ新規就農という目指す部分での整合性といいますか、待遇というか、そういう部分も含めてその辺の整合性はどのように取られているのかという点お聞きしておきたいと思います。

○企画財政課長 1点目のほうについて私のほうからご答弁させていただきたいと思いますが、地域おこし協力隊3年任期のところ1年延長するということで、その大きな理由につきましてはコロナのせいで、コロナ蔓延の長期化によって活動に大きな影響を受けた、制約を受けたということで予定していたイベントの参加ですとか、イベントの企画ですとか、そういったこともなかなかできなかったこともありまして、卒業したら壮瞥町でその方たちは起業して地域に入って、そういった起業をするということで、やはりまだまだそういった地域の方々との触れ合いが3年間少なかったと思うのです。1年間延ばしてもっともっと地域に入り込んで、なじんで、そういった中で関係性を築き上げて起業に向けてやっていってもらいたい、やっていきたいというふうな本人たちの思いもありますし、やっこの前雪合戦にも手伝いと、あとチームとしても参加したり、いろいろ参加できてきているのかなと思いますので、あと1年間延長してより一層地域の方々と触れ合っていってほしいなという思いもありますし、今月の広報でも地域おこし協力隊の特集組んで記載しておりますし、できれば来月活動報告会なるものをミナミナでやるのか、場所が狭ければやまびこでやるのか、ちょっとそこはまだ検討中ですが、より一層地域の方々に協力隊の活動ですとか、あと人柄も知ってもらえるようにそういった会も開いていきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思います。

以上です。

○産業振興課長 産業振興課で令和5年度に予定しております新規就農に関わる形での協力隊ということで、ご答弁申し上げます。

今就農者、新規就農の在り方いろいろ見直している検討会をやっているところなのですが、その中でやっぱり課題といたしまして研修期間の問題ですとか、いきなり素人の方が研修に入って1年で研修終わって、さあ農業やりなさいと言ってもなかなか難しいものもあって、この1年、そんな中で今の制度ですと研修貸付金というのがあるのですが、これは月8万の年間96万、あとそのほかに国の助成制度なんかもあるのですが、これはなかなか金銭的にも苦しい部分もあるというところで、そういった中でさっきもお話ありましたように豊浦さんなんかは協力隊の制度をうまく利用してそれなりの期間で研修されているというところもあって、その辺もちょっと情報収集しながら、まだ詳細につきましては今検討中のところもあるのですが、最初の1年目はどういう農業を目指してもらおうかというところで、体験的にまず1年間やっていただいて、それから2年ぐらいをめどに研修をしてもらおうと。それから実際に

希望されるような農業に就いていただければなというところで今考えているところなのですけれども、ちょっと具体的にはそこまで、どうしようというところはまだ検討中のところです。

3月から現行の制度の中で新規就農研修に入られる方が1名いらっしゃるのですが、こちらの方にも事前に今そういうことで検討しているので、そちらの制度がある程度明確になった時点でどうでしょうかという話もしたのですけれども、そちらの方はやりたいことというのがもう決まっていまして、それなりに経験も積んでいらっしゃる方でして、何とか壮瞥でやらせていただきたいというところもあって、話し合った上で今月からということになったのですけれども、ですので少なくとも今産業振興課で活動している2名の協力隊の方たちと明らかにちょっと違ったような形での対応にはなるかなというふうに考えております。

以上です。

○長内議長 最初の部分は分かりました。現実にはやっぱり起こすほうの起業家といっても、それでなりわいとして生活が安定的にできるというのは簡単ではないのだろうな、特にうちの町でという部分で考えたときにそういう部分の中では本人の力だけではなくていろいろな情報ですとか、力とか、いろんな部分が伴って初めて成り立つのかなと思いますので、そういう部分の中で1年延長するという事の中でそういう機会を捉まえて、より現実的に近い起こす起業家に取り組んでもらうと期待をしたいなと思います。

それと、産業振興課のほうの今説明の中で私も担い手協議会の一人でありますので、ある程度は理解しているつもりなのですが、いわゆる既存の国や町のいろんな支援策を今までは新規就農を受けていて、今度は別な形で、その支援とは別に町の要するに地域おこし協力隊としての部分の中で新規就農を目指していくという部分がちょっと違いがあるのだろうなと思っています。特にその地域おこし協力隊、最初の今説明もありましたけれども、自分はこういう農業をしたいからといって新規就農対策を求めてきている人は自分の判断でいいのですけれども、町として地域おこし協力隊として募集をして新規就農対策につなげていくとなったときに何でもいいという、何でもいいから農業をやりたい人ということではないのだろうと思うのです。

そして、3年間という期間の中いろんな形で研修等の経験を積んで、4年目に農業の新規就農として旅立っていってもらうというのは、やはり技術面だけではなくて例えば農地の取得であるとか、いろんなそれなりの資金も投資も必要になってくるので、今までの新規就農で迎え入れるというよりもむしろ一歩先に進んで町側が地域おこし協力隊事業を使ってやるのだと、今までとちょっとスタンスが違うと思うのです。この辺に対する町としての、町としてというのか、心構えというのか、そういう部分も従来とちょっと違ったものが求められるのかなという感じがするのですが、その辺について今答えられる範囲で結構です。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

先ほどもちょっと申し上げましたけれども、まだ検討段階の部分も多いので、確定したというものではないのですが、その検討会の中でもやっぱり何でもいいという受入れ態勢はどうなのだろうというところもありまして、期間を長くしてよく農業を知っていただいて、その中でマッチングも図りながら研修をしていって、終わった時点でうまく農家さんの農地を引き継いだりだとか、そういう形でできればいいかなというふうには考えているところです。

○長内議長　なかなか今具体的にどうだと言われても答えづらいのもあるのかなと思いますので、理解はいたしておりますけれども、やはり３年間地域おこし協力隊で今までの仕事を何らかの形で辞めて長期で入るわけですから、そういう部分ではその後の部分も含めて本人の努力がもちろんですけれども、それに向けた体制がやはり非常に重要になってくるのかなと思っております。

先ほど例として挙げたのですが、この胆振では厚真町、それから近くの豊浦町が地域おこし協力隊で複数受けていると思うのですけれども、そこは実験農場というのか、リスクヘッジが何かで多分ハウスを貸し出して、そういうサポートも含めて地域おこし協力隊で受けて学校の校舎、どちらも多分そうだと思うのです。学校の旧校舎を改築をして、そこで住んで実験農場で研修を積んでいるということがあると思うのですが、多分そこまでは考えていないのだろうと思っておりますけれども、地域おこし協力隊として受けた町といいますか、壮瞥としての部分というのはやはり従来の個別に来た人に対応するのとは違った部分があるのかなと思いますので、ぜひその辺も含めて研究をして就農につなげていってもらえればいいのかなと思います。その辺について考えがあればお願いします。

○産業振興課長　答弁申し上げます。

研修の内容に関しましてもまだちょっと具体的でない部分というか、ほとんどまだ出来上がっていない部分でして、おっしゃられるように近隣のという形で取り組んでいるところはもう研修施設みたいなのを備えていたりだとか、指導者も組合組織みたいなのでやっていたりだとか、そういった形で取り組んでいるところが多いという中で、壮瞥ではその辺はまだ全然出来上がっていない部分もありますし、恐らくそのための施設を整備しようということにはならないのかなというふうに考えています。

ただ、町内の農家さんいろいろなことの栽培されている農家さんも多いです、またその施設栽培比較的取り組みやすいような形で受入れしていただける農家さんもいらっしゃるかなということで今考えております。何回も言いますけれども、具体的にはこれから皆さんと一緒に検討して中身をつくり上げていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○加藤委員　私は地域おこし協力隊事業の機械器具費等で昨年 70 万のが 135 万、65

万の増加になっています。この器具費という内容についてちょっとお伺いしたいのと、もう一点木材等も今回 50 万の計上がありますけれども、この使い道という部分をお伺いしたいのですけれども、まず先にこれミナミナの件かなと、個人の建物に対しての対応かなということなのかなと思うのですけれども、もしそうであれば、このものを使ってどのような目的で、どのような効果を期待しているかという部分関連していればお伺いしておきたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

機械器具費等につきましては、パソコンの購入費も入っていきまして、新規に隊員取る関係もありましてパソコンの購入費も 60 万円入っていきたりですとか、あとは隊員によってその活動に必要なもの、物品を買いたいという要望がありまして、ちょっと今その具体的な中身については資料を持ち合わせてはおりませんけれども、そういった部分と、あとはミナミナの運営に係る備品購入費ということでそれも 20 万円程度を見ているのですけれども、ミナミナの内部なりを整備していく中で必要な備品の購入費を計上しているところであります。

あと、木材につきましてはミナミナに係る部分はありませんで、隊員 2 名で今壮瞥温泉で拠点整備している方がいまして、その方がその活動に必要な、整備するものに必要な木材の購入費を 30 万円、それから空き家のコーディネーターをやっています水野隊員からも D I Y をやりたいという話もありますので、そういった形で木材を使いたいということで 20 万円、合わせて 50 万円の木材を上げております。

以上です。

○毛利委員 ちょっと確認したいことあるのです。私の勘違いかもしれませんが、地域おこし協力隊の任期期間、本来でしたら 3 年のところたしか国の発表では延長は 2 年と覚えているのですが、今回広報も見ましたけれども、1 年しか皆さん延長されていないのです。それ何でかなという気がするのです、それを教えていただきたいのと、それからもう一つ、今回はちょっと延長ありますけれども、本来でしたら 3 年ですよね。それ終わってからその地域で起業するかしないか、絶対しろというわけではないので、どちらでも選べることはできるのですが、その起業をするという場合にここにありましたようにその経費として上げられていますが、果たして 3 年目にこちらのお仕事をしながら自分たちが起業をするその資料集めだとかに関する時間というのはどうなのでしょう、確保できているのでしょうか。

例えばこちらの業務が多かった場合なかなかそっちのほうに回せないと思うのです、自分たちのことに。そうすると、その後のここでやろうかと思っても、この前のここにも書いてありましたが、まだ見つかっていないとか、はっきりしていないというのがありましたから、そこら辺のところはどのような対処を行っているのかちょっとお聞きしたいのですが。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

まず、延長の関係につきましては国の制度では2年間最大延長できるというものでございまして、今回令和2年度に入った隊員に延長希望を聞いたところ、取りあえずまずは1年間の延長を希望するということで、また1年たって活動が思うようにできなかったとか何か特殊な理由があった場合にはさらにもう一回1年延長になるかもしれないけれども、今の時点では4人とも1年間の延長をまずは希望しているという状況でございます。

それから、起業する際の卒業する年の勤務の関係ですけれども、基本的に卒業する年、年度につきましては今までは例えば情報発信だったら情報発信の業務をメインでやってもらって、さらに起業もというか、割合は人それぞれかもしれないけれども、最終年につきましては起業に費やす時間のほうを多めに取れるようにしていきたいというふうに考えておりますし、今回企画財政課のほうで情報発信1人増員しようとしていますけれども、今いる隊員がそういうふうに起業に向けて活動していく中で、でも情報発信の質ですとか、そういうものは落としたくありませんので、引継ぎですとか、そういったところで今回情報発信担当の協力隊を1名取りたいというふうに考えているところでございますので、起業に向けて3年目は活動していったほしいなと担当としても思っているところでございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、74ページ、75ページ。

○長内議長 胆振線代替バス運行維持費補助事業の代替バス運行維持費補助金1,000万となっておりますけれども、頂いた資料の中で維持費の補助金の部分の中で基金残高が今年これ1,000万予算化していると残りが令和5年度末で1,063万という形なのかなと理解するのですけれども、非常に基金としては少なくなってきて今後の維持に不安を持つというところなのですから、先ほど私ちょっと間違っただけでこのページでと思って質問しようと思って、地域公共対策事業にも関わるのかなと思いますけれども、特にやはりそういう財政状況の中で当然バス会社の意向もあるとは思いますが、例えば時間的な調整ですとか、減便ですとか、いろんなことも取り組んでいるのかなと思うのですけれども、地域によってといたしますか、特に高校生あたりの通学に伴って非常に使いづらいというのか、不都合だという話実は聞いておられて、それによって私の知っている限りでも高校が伊達方面にあるということで伊達のほうに、本当はこの地域に住み続けたいのだけれども、移住せざるを得ないという形で移住をした若い家族がありますけれども、非常に残念だなと実は思っておりまして、その辺の部分でバス会社、それからうちの町ですと伊達市の部分と協議も必要なのでしょうけれども、その辺の認識どのような形でお持ちなのか伺っておきたいと思っております。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

議長おっしゃいますように、高校の通学に非常に不便だということで壮瞥町から伊達市に行かれたという話も耳にしますし、やはりこういった交通が不便になると家族というか、親の負担も大きくなってくるのかなというふうに思っております、今回胆振線代替バスにつきましては倶知安と伊達の長大路線につきましては廃止したということで、そういったもともと8往復久保内方面から伊達まであったものが5.5往復しかなくなってしまったということで地域の皆さんも不便を感じているのかなというふうには思っておりますけれども、やはりお金が潤沢にあればバスの便数を増やすこともできないのかもしれませんが、一応協議会の中で伊達市ですとか、ほかの倶知安町とかと話をしまして今回胆振代替線バスにつきましてはこういった形になっておりますけれども、あとはコミタクを使っていただいて、久保内方面から滝之町まで来ていただいて乗り継いでいただくですとか、そういった形で不便さを解消していただければなとも思いますし、こういったご意見がありますし、あと先日行政評価委員会行った際にも通学、室蘭市の高校に行く場合には親が伊達市のほうまで車で送ってそこからJRとか、そういう話も聞いて、その中で出た意見としてもやはりコミタクを朝、早朝に使えるようにできないのかとか、そういったご意見もありましたので、こういったご意見は吸い上げて今度公共交通計画の協議会のほうにも意見として上げていって、壮瞥町の交通をどうしていったらいいのかというのはちょっと話し合って検討して、計画ではやっぱりまとめていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○長内議長 なかなか難しい部分があるのが現実なのかなと思って、分かっている、感じて質問しているわけですが、切実な保護者というのですか、の声も私も聞いておりましたし、ただ、今の財政の状況、それからバスにおいても経営も厳しい、もしくはバスのドライバーもなかなか確保するのが難しいような時代に入ってきて、これはもうこの地域や当町だけの問題ではなくて構造的な問題なのかなと思っていて、北海道でも当然赤字路線を中心に廃線というのですか、廃路というのですか、の動きがあって、それに伴う代替バスはあるのでしょうか、我が町のように財政は最初胆振線が廃止になったときにあったけれども、それもだんだん目減りしていつてバスでの確保も厳しくなっている。その辺の対応というのは、やはり国も含めて、道も含めて真剣に考えていただかなければ、ますますいろんな形で私たちの町も子育てですとか、定住対策を取り組んでいて、片やこういうことで町から離れていく。

本当にいい町だと思っていて、ここで子育てをしたい、もしくは住み続けたいと思う世代もそういう環境の中でやっぱり町外に行かざるを得ないというようなことも含めると、これは簡単にすぐ結論出る話ではないのかなと思うのですけれども、今答弁でありましたコミュニティータクシーの活用の在り方、ほかのいろんな取組が可能なかどうかということも含めて、これは壮瞥町だけで解決できない問題も当然あると思いますし、近隣の町村、もしくは道も含めてやはり早急に対応を取らなければ、

片やそういう定住で一生懸命やっても片やそっちのほうで従来いた人が抜けていくようなことでは非常に残念なことだと思いますので、担当課はもちろんでしょうけれども、町長中心にぜひ近隣との連携も含めて取り進めていってもらいたいと思います。

○町長 貴重なご質問をいただいたと思っていますところであります。

地域のコミュニティー維持ですとか、定住ということに関しましては地域公共交通の存在というのは非常に大きい役割を果たしているものと認識は同じでございます。胆振線代替バスの協議会が存在していて、近年あまり要望活動とかはしていなかったわけなのですが、3月の末に財源対策も含めて協議会として北海道庁のほうに要望をさせていただくような、このような今段取りも事務局のほうでしていただいているところでもありますし、そうした動きをやっぱり取っていかねばいけないだろうということは首長間の共通認識でありまして、行動をしていきたいと思っておりますし、先ほど来地域公共交通の計画を策定する中でコミュニティータクシーの活用ですとか、様々な手だてを位置づけて望ましい姿を財源確保した中で描いていければと思っていますところであります。

また、コミュニティータクシーもタクシー業界も人手不足という、バス業界もそうですけれども、そういう課題も抱えており、様々な政策を活用した中で皆さんとご相談をさせていただきながら努めてよりよい地域公共交通の体系の在り方について検討してまいりたいと思いますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

○森委員長 これより休憩といたします。再開は14時10分といたします。

休憩 午後 2時00分

再開 午後 2時10分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を受けます。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、76ページ、77ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、78ページ、79ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、80ページ、81ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、82ページ、83ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、84ページ、85ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、86 ページ、87 ページ。

○松本委員 障害者自立支援給付等事業でお伺いしたいと思いますが、まず障害者補装具給付費扶助費、令和4年度後半といたしますか、最後になって大きな増額補正がございまして、そのときは正式名称は忘れましたが、目で追って文字を判断してそれを文章に変えていくような装置とか、車椅子などの給付要求があって、それで補正をされた。最終的に500万という金額になった。それから、介護給付と訓練等給付についても微増ではありますが、1億7,200万から1億7,500万に増額、これ対象者が増えたのだという説明。もう一つは、障害児の通所給付費扶助費、これについても対象者が増ということで756万から838万、そういう増額補正があったわけですが、5年度、新年度の当初予算、補装具等の給付扶助費で100万、それから介護給付・訓練等給付費扶助費、これで1億2,960とそれぞれ、あと通所で1,000万となっていてございますけれども、令和4年度の実績で当初予算に比べて利用者増、対象者の増というようなことを上げておりましたけれども、その傾向は新年度も続くものかなと推察しますけれども、その辺の見方といたしますか、把握はどのようにされているのかなと。当然そういった数字が把握されて予算計上されたと思うのですけれども。

それが一つと、改めてその予算額のボリュームのある介護給付・訓練等給付費扶助費の中身につきまして以前もお伺いしてその介護給付とはどのようなものがあるか、訓練給付とはどのようなものがあるかという説明も数字も聞いた記憶があるのですけれども、そのとき走り書きしたものもあるのですが、介護給付費でいいですと居宅介護、生活介護、施設入所というような内容、それぞれ数字も一応把握されて予算計上されていた、あるいは実績の説明だったかもしれませんが、訓練給付でいいですと就労支援、これは違う場面で質問したような、しないような記憶がありますけれども、A型とB型の違いとその利用予算額といたしますか、実績額といたしますか、プラス訓練の相談ですとか、あるいはそのグループホーム利用に対する支援、このように分かれていると思うのですけれども、それぞれこれはそんな詳細な数字は要らないのですけれども、現時点で令和5年度こんな割合で想定していると。プラス近年こういう傾向にあるというようなものがあれば、その傾向についてお伺いしたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

障害者自立支援給付の中の、まず補装具の関係だったのですけれども、委員おっしゃるとおり今回の補正予算で大きな増額をさせていただきました。この4年度につきましてはたまたま重たい障害者の方がいて、成長期に参りましていろんな車椅子ですとか、位置を固定するようなものですとか、結構お金がかかったので、4年度はちょっと大きな補正をさせていただきました。

また、おっしゃっていました目で追って文字、意思伝達装置というのですけれども、そういった高額なものがあつたので、補正させていただいたのですけれども、一応当

初予算では通常といいますか、例年どおり件数的には大体8件ぐらいという想定をしております。大体100万円ぐらいという想定をさせていただいております。これは年度を過ぎていてちょっと分からないのですけれども、もしまたそういうような特殊なものがあったら、随時補正をさせていただくということです。当初予算としては、一応例年どおり100万円という補正予算計上させてもらっております。

次に、介護給付・訓練等給付費扶助費なのですけれども、これ毎年のように少しずつ上がっております。ただ今回は予算的には4年度と同額の金額を計上させていただきました。これ利用者が増えれば当然増えるというものののですけれども、令和4年度のときには一応対象者というのですか、その該当者の方65人ぐらいだろうということで、それをベースにして予算組んでおまして、今年度につきましてはその中で例えば転出された方もいらっしゃるということで、実際今いらっしゃる対象者の方で59名になっております。それで、これも新年度入ってからまた増えるかもしれないし減るかもしれない、分からないのですけれども、現状59名ということでちょっと去年より少し減っているということもありまして、一応扶助費的には同額を計上させていただいております。

また、障害児の通所給付のありましたが、こちらにつきましては令和4年度のときに該当するお子さん10人ということで計上していたのですけれども、実際令和5年度、今は13名ということで想定をしております。若干増える予想になっております。その関係で扶助費も330万円ほど増額で計上させてもらっているということでございます。

また、この2つ目の質問で介護給付・訓練等給付でどのようなものということだったのですけれども、先ほど委員おっしゃったとおり主に介護給付の主なものにつきましては居宅介護、生活介護、あとは施設入所支援、そういったものが上げられます。訓練等給付というものにつきましては、先ほど委員おっしゃったように就労支援、就労の継続支援でA型、B型というのがありまして、A型につきましては雇车型というのですけれども、雇用契約を結んで労働基準法に準じた最低賃金も適用されますし、そういったような。B型というのは、そういう雇车型というのではなくて、A型でそのサービスを受けるのが障害がちょっと重たくて難しい方というのがB型。難しい作業ができない、できるところからというような感じでしょうか、そういった訓練。それと、あとはグループホームも一応区分としては訓練等給付というふうに区分されます。また、計画をつくるときの計画相談ですとか、そういったものも訓練等給付に含まれます。

それで、大体のこれらの金額といいますか、があったのですけれども、ざっと今回の予算全体で1億7,200万ということなのですけれども、ちょっと上から順番に、先ほど言った介護給付の中で居宅介護という中ではおおむね270万円で、生活介護、こちらが4,672万円。この生活介護というのは、施設に入っている方の生活上の支援を行

うというものになっています。だから、施設の入所と生活介護は大体セットになっているというものであります。

それと、今言った施設入所の支援で 2,740 万円、あと次が訓練等給付になりますが、グループホームで 3,520 万円、それと就労支援の A 型で 2,900 万円、就労継続支援 B 型で 2,530 万円、計画相談支援で 370 万円、あと地域定着支援というのもありまして 260 万円。ちょっと抜けているのがありますけれども、今のを足してぴったりにならないかも分からないですけれども、総額で 1 億 7,200 万というような予算を計上させてもらっています。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、88 ページ、89 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、90 ページ、91 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、92 ページ、93 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、94 ページ、95 ページ。

○松本委員 前ページからきます保育及び子育て環境整備事業になりますが、管外入所負担金 324 万 8,000 円と子育てのための施設等利用給付負担金 302 万 8,000 円、この計上額、予算額の内容について確認ということではありますが、管外入所といいますと先日の令和 4 年度の予算補正で大幅に 275 万 9,000 円から 810 万円、それだけ利用者があったということで増額補正されておりますし、またその子育てのための施設等利用給付負担金、これは認可外保育所の利用ということで説明がありました。これも 4 年度ですけれども、85 万 2,000 円から 200 万の増額になったのですけれども、こちらは当初予算でも大きな数字になっています。この辺の対象利用者の現在の把握、どんなことになっているのかということの確認であります。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、管外入所の負担金ですけれども、こちらにつきましては今年度 324 万 8,000 円と計上しておりますけれども、対象人数令和 4 年度の時には 3 名ということで組んでおりましたが、今回令和 5 年度につきましては 1 名増えまして 4 名該当がいるということで予算計上させてもらっています。それで、前年から比べると大体 48 万円程度増えているということでございます。この管外入所につきましては、伊達市に通われる方が 1 名、洞爺湖町に通う方が 3 名の今予定となっております。

また、子育てのための施設等利用給付負担金、認可外保育所に通われるお子さんということなのですけれども、こちらは当初予算から大幅に増えているのですけれども、

補正予算でも申し上げたとおりもともと令和４年度のときは２名という想定でした。それが今現在というか、この５年４月から通われる予定のお子さんが８名いらっしゃるということで、それに合わせて当初予算も前年の８５万２,０００円から３０２万８,０００円に当初予算の比でもって増やしているということでございます。この認可外保育所８名につきましては、７名の方が伊達市に通われる方で、あと１名の方は豊浦町に通われる方ということになっております。

以上です。

○森委員長 これより休憩といたします。

休憩 午後 ２時２４分

再開 午後 ２時２５分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、９６ページ、９７ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、９８ページ、９９ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、１００ページ、１０１ページ。

○松本委員 予防事業一般事務経費の中で講師謝礼、その予算説明の中で自殺予防対策の研修講師であるということでございましたが、と思うのですが、実際具体的にどのような方が、どういう立場の方がどういう人たちを対象に講演の予定なのかという確認であります。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

予防事業一般事務経費の講師謝礼につきましては、今委員おっしゃったとおり自殺予防対策研修のための講師謝礼ということで計上しております。この講師につきましては、精神保健福祉士という方がいらっしゃいまして、その方をお願いしようと思っ
ていまして、対象につきましては関係機関、壮瞥町内の病院さんですとか、施設さん
ですとかの専門職を対象に２回研修をする予定として進めているところでございま
す。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、１０２ページ、１０３ページ。

○加藤委員 私は、各種予防接種事業経費の中の予防接種委託料、この中で昨年より
１１４万９,０００円増加している、その内容についてはある程度説明した要するにロタウ

イルスとか子宮頸がんという部分の増加見込みだと思うのですが、この対象者というのですか、利用者数、これが分かればお伺いしたいのと、もう一件下のほうの特定健康診査・特定保健指導事業経費の中の一番下の生活習慣病検診血液検査委託料が 63 万 8,000 円昨年より減額になっております。これはやっぱり健診の減少、あとは実施期間の短縮というのですか、そういった部分が影響しているのかなと、縮小ということで説明ありました。

そこで、今現在この生活習慣病の健診率、要するに受診年齢などの割合等を含めて令和 3 年度、令和 4 年度の受診率というのが分かればお伺いしておきたいと思います。○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、予防接種の経費に関してですけれども、予防接種前年と比べて大体 97 万 6,000 円増えておりまして、増えた本当に主なものとしましてはロタウイルスの予防接種、こちらが金額で 21 万 9,000 円、そして子宮頸がんの予防接種は、こちら 25 万円ということで増えております。先ほどのロタウイルスにつきましては、令和 4 年度の対象者が 15 名でした。5 年度につきましては 20 名ということで 5 名増えておりまして、ワクチン単価は高いものですから、ちょっと高額になっております。

また、子宮頸がんにつきましては、こちら単価がすごく高くて、単価が大体約 4 万 9,000 円、5 万円近くの単価であります。人数につきましても 4 年度のときは 2 名分だけ見ていたのですけれども、5 年度については 7 名予定しているということで 5 名が増えたということではあるのですけれども、金額的には単価が高いので 25 万円ということで、それで去年から見たら大体 90 万円ぐらい増えているというような状況になっております。

それと、あと特定健診についてですが、特定健診の生活習慣病検診血液検査委託料、前年から比べて 63 万円ほど減少になっておりますけれども、もともと令和 4 年度の際には想定人、予算のときの人数が 480 人分を見ておりました。ただ、今年度は実績もそれほどあんまり来ないだろうということで、今回見ているのは 360 人分ということで減少、120 人分減らす予算となっております、その分 63 万 8,000 円減っているというような状況であります。

それで、実際のどれだけ受けているかということのご質問だったのですけれども、こちらこの健診って特定健診、国民健康保険加入者もそうですし、あと壮瞥町の生活習慣病健診って位置づけもあって、該当になる方は皆さん受けられるのです。なので、ちょっと分けて説明したいと思うのですけれども、特定健診という観点に立った場合、国民健康保険の加入者ということになるので、対象者数は 426 人になります。に対して実際令和 4 年度に受診された方というのは、この中では 153 人が受診されております。特定健診というくくりでは。生活習慣病ということもあるので、要するに全体、そのほかにも後期高齢の方ですとか、社会保険の方も受けることができるのですけれども、それらの方については、後期高齢の方とか、そのほかの方は 486 人対象がおり

まして、その中で受けているのは150人ということになっております。なので、実際にこの健診を受けた方全体では153人と150人なので、303人が受けているということになります。

それで、先ほど受診率という話だったのですけれども、これまだ実は令和4年度の確定ではないので、あくまでも今現在速報というのでしょうか、の状況なのですけれども、先ほど言いました特定健診、国保につきましては450人中153人ということで、割り返すと35.9%ということになります。また、それ以外の方については486人のうち150人ということですので、単純に割り返すと30.9%ということになります。この率は正式なものではないので、あくまでも今現在要するに今町で集計しただけの数字ということではありますけれども、一応今回状況になっております。

以上です。

○加藤委員 はい、了解しました。

最後のほうの生活習慣病につきまして、この健診率の向上を図るために何か対策とか対応が必要でないかと、受診率を高めるために予防という形ではやはりそういったものを皆さんに受診していただいて、ふだんの生活を見直していただくということも非常に大切なのかなと個人的に思っております。

そういうことでそういう対応、対策、何か考えられていることがあればお伺いしておきたいと思います。よろしくお願いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

健診率増やす対策ということなのですけれども、今までも健診に当たっては町の広報ですとか、ホームページですとかそういう、あとは通知ですとか送らせていただいております。これ以上新たにということは、今のところ私にはまだ考えはちょっとないのですけれども、でもおっしゃるとおりぜひ皆さんに健診を受けていただけるようなことを考えて、今までもやっているのですけれども、さらに何かいいのがあれば進めていきたいなというふうに考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○松本委員 私も予防接種委託と生活習慣病の関係でお伺いいたします。

同僚委員の質問と同様になるかもしれませんが、その予防接種の総体的な予算額が上がった中身は分かりました。答弁の中でくしくも実際の1回の接種の単価がこれだけだという話もございました。それを実は町もお金出しますけれども、国も出しているはずでありますけれども、そういった補助があつていかに安くではないか、ただか、分かりませんが、やっているかという実態、そういうお得感というか、それもあまり浸透していないのではないか、義務で半分やらされているのではないかと。

私の体験の話をさせてもらいますと、令和4年度は随分注射打ちまして、まず新型コロナを5回やりました。ご承知かどうか知りませんが、65を過ぎますと10年ごとに肺炎球菌のワクチン接種があります。これは自費で払いますが、ちょっと忘

れましたけれども、多くが国の補助になります。

もう一つ、肺炎球菌終わりましたけれども、実は带状疱疹のワクチンもあるのです。それはたまたま知り合いがやっていたので、どういうものかということで内容だけ聞いて、自分もしたほうがいいかなと感じました。というのは、なりやすい、水ぼうそうになった、ならない関係なく皆さんがみんな体質的に体内に持っている、その発症を。ただ、一度带状疱疹になった人は次も起こしやすい、特に高齢化していくとということらしくて、それをかかりつけ医に相談したらやったほうがいいですよと。では、お願いしますと言ったときに、これは松本さん、保険が利いていないので、要するに国の支援がないので1回2万2,000円になります。ちょっと考えさせてくださいと言って一回保留しましたけれども、しました。こいつは2回しなければ意味がないらしくて、この先いずれする予定になっていますが、事ほどさようにいかにそういったものがお得感と言いませんけれども、身を守るために国や地方自治体もそうですけれども、負担というものがあるかということ、浴しているかということもなかなか浸透していないのではないかと、体験しないとという意味で、ぜひそういったことを含めてPRされてはどうかと。同僚委員の関連になりますけれども、それが一つ。

もう一つは生活習慣病、そういった名前ばかり言ったらいけないのかどうか知りませんが、国保の対象者は優先的に町のこの生活習慣病特定健診とさえいえるのですか、これが受けられる。コロナの蔓延期間中は私どものような社会保険の対象者は一応ご遠慮いただいて、というのはそれぞれの事業所が法的義務として健診を受けることになっているから、そちらでやってくださいよと、よほどでない限りはということだったと思うのです。これはやむを得ない、コロナ禍では仕方のない判断だったと思うのです。ただ、それが3年続きますと、要するにこういうことなのです。職場の健康診断も、これ保険対象外です。ほとんどが多分事業主負担なのです。そうやって法定で健診項目って最低限ってあるのです。ほぼほぼが、分かりませんが、やっぱり出費になりますから、項目が上がれば上がるほど上がっていくのです。

恐らく役場職員の方、これ失礼な言い方でも何でもないけれども、恵まれていて職場内の健診の内容がすごく豊富なのです、豊かなのです。実態は生活習慣病よりも多いのです、ご承知かどうか知りませんが。一般的な中小事業の事業主が関わっている自社の社会保険の健診、その中身はやっぱり予算があるから相当少ない、比べますと。

何が言いたいかというと、だから町の健診を受けたほうがいっぱい項目を見てチェックできると。こういう実は得点というか、メリットがあったのです。それをつぶさに感じていましたので、やっぱり検査項目によっては疾患の把握ができなかったりするわけです。それが丸2年続いただけでも随分大きいと思うのです。自己の個人の判断で行くべきことなのですからけれども、そういった意味の町民の健康を守るという意味では、やはり2年、3年とブランクを空ける、コロナで仕方ないときもありました。

それをなるべく回復するべきではないか、コロナが回復している状況であれば。

予算というのは当然 10 月、11 月、詳しくは分かりませんが、その辺の時期で数字が上がって決まってくるのかもしれませんが、当初予算は仕方ないにしても今後の推移でコロナの状況を見て、札幌医大のそちらの考え方もあるかもしれませんが、町としては広く住民の健康管理を進めるという意味では、このそういう外れた人たちをカバーする意味での町全体のこういった特定健診、それから習慣病健診の普及率の拡大にもなりますけれども、そういう PR も含めて実施されることをぜひ希望したいと。長くなりましたけれども、よろしくお願いします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

最初の予防接種の関係につきまして、ご意見賜りましたので、まずその広報を周知するときに同じそういったようなことも含めてできるだけ周知するように、こういうようなお徳感というのでしょうか、そういうことも含めて周知したいなというふうに考えております。

それと、あと後からの生活習慣病につきましては内状を私も知りませんで、今聞いてなるほどなというふうに思いました。こちらは今すぐどうこうというのは言えないのですけれども、検討しまして今後はその課の中でも庁内でも検討していきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

○松本委員 こだわるわけでもないのですが、検討という言葉に違和感があると言ったら語弊もありますけれども、これ生命、健康、それを積極的に支援していくと。全道的に我が町は生活習慣病健診の率も高かったけれども、それはいろんな歴史があって、札幌医科大学の協力もあって、彼らは彼らでそれを研究材料にしてというようなこともあるようでございますけれども、そういった地域であるということの恩恵に浴しているのだということも知らない部分もありますけれども、ぜひそういった PR も含めて町のほうもこのコロナ禍が今の段階から、今からそういう連絡を取って医大さん含めてだけれども、やる方向で検討していくからこそ初めてそのときになってできるのであって、内部で検討しますとか、今からしますというのはどうも、ごめんなさい、信用していないわけではないのです。ぜひ積極的な答弁をいただきたい。

私言ったのは一部の人の考えかもしれませんが、実はその数は少なくないということと、これ健康診断というのは各事業所で保険対象にならない。だけれども、自分が患者でかかりつけ医のところへ行行って血液検査を申請すればそれは保険なので、相当な数見られるのです。いいですか。それよりも実は壮警の生活習慣病幅広いのです、守備範囲が、検査項目の。これは壮警町に住んでいる方のすごい利点になるのです。むしろ対外的にアピールしてもいいぐらいだ。そういったことも住民に理解もしてもらい、なるほど、お徳感があるな、健診率も上がるな、あるいはもしかしたら壮警に住んでみようかなと。壮警がやっている、壮警しかやっていない魅力ではないのでし

ようか。それをこのコロナで縮小せざるを得なかった、その気持ちは分かるけれども、どうもすぐ反転に転じて今から進めていってほしいなと、やる方向で、進める方向で。よろしくお願ひしたいと思いますが、どうですか。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

ご意見賜りました。今すぐということなので、確かに努力したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○真鍋委員 私も乳幼児健診用視力検査機器購入費 25 万 8,000 円、これが 3 町共同で導入するということなのですけれども、ちょっと乳幼児専用の視力検査器ということでどんなものかということと、3 町これ同額の負担率なのかをお伺ひします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

乳幼児・母子の保健事業経費の庁用器具費で乳幼児健診用の視力検査機器ということなのですけれども、こちら物はカメラのようなもので、こうあてがうとのお子さんの近視かどうかだとか、遠視かどうかだとか、乱視かどうかとかというのが分かるような機械になっております。ビジョンスクリーナーという商品なのですけれども、そういう検査機器があります。金額大体 150 万円ぐらいするのですけれども、それを 3 町共同で購入するということにしておりまして、それは均等割とかというのではなくて人口割で、その町の規模というか人口の配分で負担することにしております。壮警町の分は 25 万 8,000 円というような負担割合というか、金額になっております。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、104 ページ、105 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、106 ページ、107 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、108 ページ、109 ページ。

○松本委員 中身は地熱エネルギーの維持管理費ですが、それぞれその入替え、取替えとか行いますその工事の内容についての説明をお願いしたいということでございますけれども、まず泉源ポンプにつけると言っていた弁景 54 年泉源インバーター、これはどんな働きをするものであるのか、どういう効果をもたらすのかということと、その上にございますけれども、弁景温泉 N o 2 タンクヘッダー化改修工事、これもどういった効果をもくろんで行うものなのか、この 2 つお伺ひします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

工事の内容についてのご質問だったと思うのですが、まず 1 点目の弁景 54 年泉源インバーター設置工事に関しましては、これは高効率化改修の工事の一つでして、54 年泉源に設置してある揚湯ポンプというのがあるのですけれども、これが井戸からお

湯をくみ上げているポンプになるのですが、それにインバーターといって周波数を変更することで回転数を制御する装置なのですけれども、ポンプの回転数変わるとくむ量も変わるというところで、本来であれば一定のポンプ回転数で回っていて、くむ量を調節するにはポンプの出口にバルブとかをつけて開けたり閉めたりしてくむ量を調整するのですけれども、今回お金をかけて回転数でくみ上げる量を調整できるようにすることでポンプの消費電力をぐっと抑えることができると。これは 54 年泉源というのは一年中運転している泉源なのですけれども、夏場はふれあいセンターですとか、一部入浴施設にお湯を供給していて、冬は地熱ハウス全体にも供給しているので、冬は 700 リッターぐらいくんでいるし、夏は 300 リッターちょっとぐらい、半分ぐらいしかくまないというところで、くむ量が、ポンプにかかる負荷が倍ぐらい違うのですけれども、通常バルブの開閉だけだと倍くもうが、半分くもうが消費する電力量ってそんなに変わらないのです。ところが、インバーターにするとその辺の効果が大きく出てきて、省エネといいますか、省電力につながるということでCO₂の排出量も大きく削減されるという、そういうような事業になります。

それから、N_o2タンクヘッダー化というのは、N_o2のタンクというのは弁景温泉の各泉源から地熱ハウスに向かって流れていく経路の途中にN_o2タンクというタンクが1か所あるのですけれども、そこをタンクを経由して行っているところを密閉して管路にしてしまうということで、ここは難しいといいますか、説明もちょっと難しいところなのですけれども、そうすることで温度低下を防いだりだとか、圧力損失を防いだりだとかということで、これもやっぱりまた動力の削減につながるという部分と、その温度の低下を抑えると。一回タンクに入れてまた出てくると、その分温度が二、三度下がるのですけれども、真っすぐ管路で行くので、その分余計な高熱を防ぐことができるというような改修工事になります。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、110 ページ、111 ページ。

○松本委員 何か毎年のように確認しているのですが、今回もじんかい処理の管理費として、あるいは資源ごみ処理管理費として回収委託料の予算額のアップに関してですけれども、昨年当初やはり令和 4 年も例えばじんかい回収で言えば 1,620 万の当初予算が 120 万でしたか、アップになったというの、補正になっていましたか。

それから、資源ごみの回収についても同様の 2,200 万から 60 万ですか、これアップしていた。それに連動する形で 5 年度の当初予算も昨年より上がっているわけですが、この原因について伺いをいたします。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

じんかい回収の委託料と、あと資源ごみの回収の委託料の増加になった原因という

ことなのですけれども、両方ともまず労務費が上がっております。じんかい回収につきましては、令和4年度のときは大体850万ぐらいの労務費だったのですけれども、それが約67万円程度上がっております。

そして、資源ごみのほうにつきましては、令和4年度大体1,380万ぐらいだったのが110万円ほど労務費が上がっております。

また、あと車の軽油代というのでしょうか、燃料費も上がっておりまして、そんな大きくはないのですけれども、じんかい回収のほうでは9万1,000円程度、あと資源ごみ回収のほうでは、こちら9万9,000円程度上がっております。

また、車両の整備費というのでしょうか、修繕も含めてなのですけれども、こちらがじんかい回収のほうでは17万8,000円、資源ごみのほうでは車両費28万円程度増加しているということでございます。修繕も含めて。

その他例えば消耗品費でタイヤですとか、そういったものもありまして、全体としてじんかい収集運搬につきましては前年から比べて120万円程度ですか、資源ごみのほうにつきましても、こっちは180万円ぐらいの増加となった予算計上させていただいているところでございます。

以上です。

○松本委員 数字の上では了解をいたしました。

あとは勝手な個人の感想を含めてお話をしますけれども、その燃料費、光熱水費代が上がって、また最低賃金も昨年令和4年の途中で結構上がりまして、いろんなところでコストアップというのがある。物価高騰もいろんな局面であってというのも社会の趨勢の中で。それぞれ事業をやっている方からすれば、受託のときもそうですけれども、その受託というのは事業を推進している者にとっての諸物価の高騰なり経費のアップのことを言っていますけれども、非常に厳しいものがあるのも実情。先ほどの役場庁舎にとっての電気料の大幅なアップもそれに当たると思うのですけれども、そうやっていろんなコストアップに苦しんでいる業者も実は多いと思います、町内においても。

この2つの事業の予算が上がる率というものをぱっと見て随分上がっていますねという感想を持つのと、それぞれの理由があるのは分かるのですけれども、結構な事業所がいろんな意味でコスト削減や自助努力や、またその厳しい中でもいわゆる値段が上げられないと、そういうこともある中で、これはその算定がどうのこうのということを私は言いませんけれども、随分そのまま上がってくるのだなと、それは受け止めざるを得ないのかなということで、そういった数字に関しての、例えばまた自分の話で恐縮ですけれども、うちも事業所単位で北電とのやり取りがあって、何年か前は北電ではない業者さんをお願いをして電力供給いただいていたと。結局その競争なのですけれども、また北電に戻しました。去年、2年前でしたか。安いからです。それしかないのですけれども、その安い北電さんがいろんな理由で、役場はもっとすごい

ことになっていますけれども、うちも170万円上がりますよと、来春からという話なのです。それはそのまま受け止めるわけにはいかないから、当然数字を受けた上でいろいろ業者を聞いて比べることになるわけですが、結果云々は別としてもこの事業においてはそういったことがなく、多分できない、業者さんが限られていますからとは思いますが、行政としても全体に事業のこのコストがというような適正かどうかの判断というのはなかなかそんな情報を持っていらっしやらないと思うのですが、そういったコストのやり取りとか、そういうことも一応協議の場としてあるのかどうかというようなことを先ほど言いましたけれども、うちで言うといやらしく聞こえるからやめますけれども、収入源が限られている事業所にとってはコストが上がってもそれを跳ね返すことはできないわけです。行政も同じようなものではないですか。行政の収入、税収が上がれば別だけれども、コストばかり上がっていったらどうなるかということは、結局最終的には住民サービスの低下になるのではないかと。

諸経費の削減が先ほど来出ていましたけれども、施設のどこかの器具が汚れているとか、補修ができていないとかって、そんなことにもつながる、関連から言えばと。そんなことを思うと毎年上がっていくのはこの項目だと思いながら、それに甘んじてといいますか、言葉は適切ではないかもしれませんが、すんなりいくことの違和感みたいなことを感じながら、すみません、あくまでも個人の感想です。そういったことを行政も担当課としては、一度そういうやり取りを業者さんとしているかどうかということに尽きるのですけれども、どんなものなのですか。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

この費用、コストにつきましては委員おっしゃるとおりだと思っております。この予算を組むに当たって、事業者さんからお見積書とか設計書をもらったりするのですけれども、それをそのままのみにして予算計上しているわけではなくて、一つ一つやっぱり見ながらもうちょっと抑えることはできないかというような、3回も5回もはやらないですけれども、1回、2回そういう協議はさせてもらって、ここちょっと抑えてもらえないかとかというような協議はした上で最終的に予算要求として上げております。

それともう一つ、説明ちょっと足りなかった、申し訳なかったのですけれども、今回資源ごみの収集運搬業務大体180万円ほど上がっているのですけれども、実は令和3年度に車がもう駄目になってしまっていて新車を1台買っております。そのときに例えば保険料ですとか、自賠責ですとか、重量税とかというのが入っていますので、実は4年度そのときにはかかっていなかったのです。車検毎年あるものですから、5年度からそういうものが含まれるので、去年と比べてちょっと見た感じ多く見えるというのはありますが、車両、そういったような、ありまして増えているというのもあります。ちょっと説明不足で申し訳ありませんでした。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○森委員長 お諮りいたします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 0 2 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

令和5年3月9日（木曜日）

○付託事件 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	森 太郎 君	委員	山 本 勲 君
副委員長	佐 藤 忖 君	〃	真 鍋 盛 男 君
委員	菊 地 敏 法 君	〃	毛 利 爾 君
〃	松 本 勉 君	議長	長 内 伸 一 君
〃	加 藤 正 志 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	小野寺 寿 勝 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長補佐	石 塚 季 男 君
選管書記長（兼）	庵 匡 君
農委事務局長	齋 藤 誠 士 君
監委事務局長（兼）	小 林 一 也 君

○職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	小 林 一 也 君
---------	-----------

◎開議の宣告

○森委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○森委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において毛利爾委員、菊地敏法委員を指名いたします。

◎議案第15号

○森委員長 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

昨日の加藤委員の質問について、町内遊具について後刻答弁することになっておりました件につきまして答弁いたします。

○総務課長 昨日ご質問いただきまして、お答えできなかった件につきまして答弁させていただきます。

町内の町が管理する遊具施設の数ということでご質問いただいておりますが、こちらにつきましては一応遊具と運動器具、学校のグラウンドとかにあるそれも含めてご答弁をさせていただきますが、町内で全部で15施設に町のほうで設置をしております。

内訳といたしましては、まず団地等にあります児童遊園、これが7か所、それから子どもセンターなどの福祉施設、こちらが3か所、それから小学校等の学校教育施設が3か所、この役場の横にあります町民公園、それと壮瞥情報館の敷地内にも遊具が設置されております。それで全部で計15か所ということになります。

こちらの維持管理等についてでございますが、いずれもそれぞれの施設の担当職員ないしは管理業務を受託している事業者さんのほうで日常の業務の中で点検等を行っております、破損等で危険だという状況を確認できればその段階で使用を中止をして、軽微なものであれば修繕料等で修繕対応いたしますし、大がかりなものであれば一旦ちょっと中止にしておいて、翌年度以降に予算措置をして修繕対応をすると、そのような管理をしております。今後も事故等が起こらないように適切に管理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○加藤委員 了解、理解しました。

そこで、最後に私のほうからこの遊具の部分、昨日お話ししたように町内の町民公園なんかは特にすばらしいものが設置されて、子供の憩いの場になっていると思って

います。そういう中で冬なんかはそのままの形で置いておかれる、非常に何かもったいないなど。何か私ら民間であれば、ブルーシートなんかある程度かけながらその部分を重症化しないようにやっぱり対策自分なりにはすると思っております。そういった中で経費の削減も含めて重症化にならないように保全をしっかり行っていただきたいと思いますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。答弁は要らないです。そういうことで、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○森委員長 質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳出について、一般会計、農林水産業費、見開き 112 ページから。

○松本委員 農業委員会活動促進事業について伺います。

新年度の予算は、予算説明の際に 1 か月の重複期間が生じたということで若干増額されておりますけれども、そもそもこの農業委員会、説明にもありました改選時期ということでありまして、それに関して伺いたいのですけれども、まず町のホームページでは 2 月の頭のほうからその農業委員会の委員の募集が載っていたと思うのですけれども、3 月にも 3 月の 1 日の時点で載っていたと。

農業委員今現在 8 名でしたか、すみません、正確なところ忘れましてけれども、やっていただいておりますけれども、従前から推薦いただいて最終的に町長が委嘱する制度に変わった、前期からでしたか、という記憶しているのですけれども、いずれにしても自薦、個人推薦、団体、法人等の推薦をまず受け付けてということなのですか、これ 2 回目の募集という意味でその 8 名の数字にまだたどり着いていないという状況なのか、別にこの辺我々が危惧する必要はないのかというのが一つ。

それから、これも前回の改選期からだったという記憶が、あやふやですけれども、いわゆる遊休農地の対策として農地利用の最適化推進委員を置かなければならないことに、農業委員会と別に置くという制度が導入されて、ただしということでそれはその遊休農地対策として集積化、集約化、そして新規就農というのですか、新たな利用者をつなぐというような、それに特化した形の推進委員を置きなさいと。ただし集積率でしたか、それが 70% 以上。あともう一つあったのが何でしたっけ。いずれにしても、うちの町はたしか推進委員を置かなくていい制度になったと思うのですけれども、置かなくていいけれども、農業委員会で従来どおりその業務をやっていただくという理解ですけれども、もう一度この制度の内容についての推進委員というものができた制度の中身、そして推進委員を置かなくてもいい、集約率 70% というのだけ記憶しているのですけれども、その辺の明確なところを説明いただければと思います。

○農業委員会事務局長 ご答弁申し上げます。

2 つ質問があったかと思います。まず、農業委員さんの今募集の関係でございます。松本委員ご指摘のとおり、2 月の 1 日から 2 月 28 日までの 1 か月間募集を行いました。募集人員は 8 人ですが、応募された方は 6 人でございました。2 名まだ不足、定

員に達していないということで3月1日から3月31日までの間で再募集を今行っており、昨日現在で再募集のほうに1人応募がありまして、現在7名の応募をいただいているというような状態でございます。

それと、2点目の農地利用最適化推進委員の設置の関係でございますが、松本委員ご指摘のとおり担い手への農地利用の集積率が70%を超えた場合、これは最適化推進委員を置く必要がございません。

それと、もう一つの条件としては遊休農地の割合が町の遊休農地の1%以下の場合置かなければならない。現在町の遊休農地については2.925ヘクタールでございます。町の農地面積の1%という数字は、14.8ヘクタールになります。集積率ですが、令和元年度が77.7%、令和2年度が75.6%でしたので、70%を超えていたので、最適化推進委員を置く必要はなかったのですが、令和3年度に66.2%という数字が出ました。これにより振興局のほうから、このままの状態が続けば今回の改選から置かなければならない可能性が出てきますというような形で話をされていて、農地の利用集積3月の農業委員会の総会で議決することになりますので、今現在どの程度の数字になっているかはちょっとこちらはまだ押さえておりません。農業者からの集積の案内をして、その取りまとめ期間中ですので、まだ募集期間中ですので、実態の数字は押さえていないということになります。

ちなみに、最適化推進委員の人数は町の条例で定められておりまして、2名を置かなければなりません。これは今の農業委員さんの任期が本年の7月19日で今の委員さんが満了になって、新しい委員さんはその翌日の7月20日から3年間任期を務めるということになりますので、新しい委員さんと一緒に設置することになればお仕事をさせていただくということになります。

説明は以上です。

○松本委員 了解をいたしました。最終的に町長の委嘱ということになるので、やっぱり本町としても今お話があったようなというか、それを含めた農業委員会の仕事、業務に精通して、理解をして、未来志向でといいますか、本町農業に貢献いただくような方に、今もそうなのでしょうけれども、そういう方にぜひお願いしたいというのが一つでしょうし、町としても。

新たに8名プラス2名の推進委員を置かなければいけない、危機感というよりも人選も含めてですけれども、それと何よりも問題となるのは担い手の集積率の低下といえますか、先ほど説明があったとおりだとやっぱり危機意識をそちらのほうに持つべきなのだろう。制度として推進委員を置かなければいけないのは、制度ですからやっぱり置いたとしても、いずれにしても農業委員会と一体となって遊休農地対策、集積率の向上対策を努めていただくのですけれども、今まで仕事としては農業委員さんがやってきたことなのでしょうけれども、その結果として66.2%という数字はやはり厳しいのだろうと思いますけれども、今後新たなその陣容で、農業委員会でいけるのか、

あるいは推進委員プラスでいくのか分かりませんが、農業委員会として、事務局としてどんな対策を講じなければいけないかという現時点でのお考えがあればお伺いします。

○農業委員会事務局長　ご答弁申し上げます。

まず、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員さんは議会の承認が必要になってきますけれども、農地利用最適化推進委員は農業委員会の総会で選任することになっておりますので、議会のほうの選任の必要はまずございません。

それと、農地対策集積化対策ということなのですが、本年度からそれぞれ農業委員さんのほうに活動計画というものを付けてもらっております。これは農業委員さんが例えば遊休農地があるかどうかパトロールに行ったとか、あるいは貸し手の方、借り手の方から土地を借りたい、売りたい、貸したい、そういうような情報を集約してきて相手の方に話をするというような形で、その活動をポイント制で評価をするというシステムで令和4年度から始まっております。

そういうことで、それぞれ一人一人そういう活動計画、活動報告を年間まとめてしなければならないということになっておりますので、これまでよりもさらに強力的に農業委員さんとして現地の状況、地域の状況を見ていただいているというように考えております。それをもって対策の一助としていきたいと。

それと、事務局にいろいろ農地の処分等についてご相談があったときにも新規就農者への提供ができないかとか、あるいは地区で借りたいと考えている方がいるよというような形で橋渡しはさせていただいておりますので、今後もこれを引き続き継続してまいりたいと考えております。

以上です。

○松本委員　ほぼほぼ了解いたしましたけれども、細かいこと突つつくわけではないのですが、今議会の選任という言葉使いましたけれども、これは議会の同意を得て町長が委嘱という文言に条例ではなっているので、選任には当たらないのでは、議会が選任するわけではないということで正しいかと思うのですが、その確認だけお願いします。

○農業委員会事務局長　大変失礼いたしました。松本委員のおっしゃるとおりでございます。

大変申し訳ございませんでした。

○森委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長　次に、114 ページ、115 ページ。

○山本委員　一般農政事業の中でりんごまつり補助金がなくなっているのですが、コロナの関係でトイレの問題や場所の問題あったのですが、来年度は開催しないのかということをお伺いします。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、りんごまつりの補助金が予算に計上されていないという部分に関しましては、これは決してもうやめたというわけではなくて、取りあえず今回は当初は骨格の予算でというところで政策的な部分は後ほど計上しようということで予算を策定したという経緯で当初で載っていないというところでございます。

では、りんごまつりどうなるのという部分に関しまして、今役場と農協さんと果樹組合さんといった関係者でいろいろ検討会を開いて検討を進めているところです。その中で検討の状況といたしましては、なかなかその会場に関して特に駐車スペースを確保する、今までの長流川の河川敷地がこれからもう使えないという前提なのですから、そういった部分で動線が確保できないと。

そして、今回のコロナの関係を踏まえますと衛生的な面でも難しいのではないかと、いうところで、なかなかその場所がまず決められていないというのと、いろいろ関係者の中から出ている意見としましては、これまでのような人がわあっと集まってイベントというか、対面でやるイベントではなくてもっと道の駅なり直売所を活用してスタンプラリーみたいな形でもうちょっと期間を長くしてやったらどうだろうかというところで、その辺の開催、どういう内容というのはまだはっきりはしていないのですが、そういう方向での開催のほうがいいのではないかと、いうところで今検討を進めてるところです。

以上です。

○松本委員　１点ですけれども、新規就農支援対策事業で説明をいただいたのでありますけれども、国の補助金として新たに経営発展支援事業補助金１件分を想定して375万円の予算計上で、この事業内容について説明いただいたのかもしれませんが、私はメモするのを忘れたような感じでございますので、内容を説明いただきたいと思います。

○産業振興課長　この経営発展支援事業補助金は国の補助制度でございまして、新規就農を終えてこれから営農をされようとされる方に機械の整備だとか、そういったものに対して補助をする補助金でございます。事業費は上限500万で、そのうちの4分の3を補助できるというようなものでございます。

以上です。

○長内議長　２点ほどお伺いしたいと思います。

一般農政事業の青年農業者組織育成支援事業補助金10万円となっておりますけれども、活動の実態をお聞かせいただきたいと思います。

それと、持続的農業経営推進事業補助金、これは今までそれぞれ分かれていた部分を一本化した形で持続的農業を目指す上で緑肥、それから廃プラの処理、そして堆肥等の施用という部分を一本化した形で事業化されておりますけれども、次のページの堆肥センターでも関わるのですが、これも含めてお伺いしたいと思うのですが、本会

議の中での質疑の中でもございましたけれども、昨年も堆肥が施用する時期に不足を来して供給できなかったという実態もあったという話が出ておりましたけれども、今年度も堆肥の助成をそういう事業の中で行うということなのですが、この辺の堆肥センターの製造状態、それを受けて施用するという部分に十分応えられるような形になるのかどうか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、青年農業者組織育成支援事業補助金なのですが、10万円に関しましてはYFC壮瞥と言われる若い農業者の組織がございまして、彼らの活動を支援するという部分で農協さんと壮瞥町でそれぞれ補助金を出しております。

活動の実態といたしましては、今年度についてもちっとコロナの影響はあったようですが、共和町のほうに視察に行かれたりだとか、あと勉強会みたいなのを開いたりだとかということをしているというふうに伺っています。まだ実績報告というか、事業報告が手元にございませんで、そのぐらいしか現状では答えられません。

それから、堆肥センターの堆肥の供給はどうなのでしょうというところで、ご指摘ございましたように昨年の春先はその前の年の暮れに非常に雪が多かった部分で、水分が多い堆肥が搬入された関係で非常にその堆肥が完熟するまでに時間がかかりまして、それで春先の供給間に合わないで多くの方にご迷惑をおかけいたしましたというところで、その中で本来は水分が多かった場合に水分調整材という木くずを投入して水分調整していたのですけれども、ちょうどタイミングが悪かったといいますが、ウッドショックの影響もあったのでしょうか、木くずがなかなか手に入りづらくて、うまくその辺も機能できなかったというふうに伺っています。

今年度に関しましてはそういうことがないようにということで、昨年の暮れからなるべく雪降る前に町内から堆肥を搬入したりだとか、事前にその木くずを手配してそういう同じようなことが起こらないようにということで対策は取ってきております。

以上です。

○長内議長　1点目の青年農業者組織育成支援事業、いわゆるYFCの活動に対しての支援ということで、YFCも近年若手後継者のみならず例えば雇用就農で入っている若い農業者、それから新規就農を目指している人方も含めて会員として活動をいろいろしているということはお伺いしているのですけれども、これは当町ばかりではなくて全道的に若手の農業者の組織が、あまり適切でないかもしれないけれども、縮小というのですか、以前ほどの活動の部分がなかなか見られなくなってきて、胆振でもその若手の農業者の組織が、昔で言うと4Hクラブ的な組織が東部のほうにはないのです。西部はあるのです。洞爺湖町を中心としたACとうや、それから伊達市の農業応援隊でしたか、それと私たちのYFC、3つの団体で活動しているという話なのですが、そういう形でなかなか各地域においても農業の若い人方の組織化が思ったほど伸びていかないという実態があると。

それはそれぞれの課題があるのかなと思いますが、当町の場合はYFCという形で活動しているということで、比較的そういう面では頑張っているのかなと評価もしているのですけれども、活動のその支援というのですか、これは要するに金銭的な補助金の支援の部分と、それから普及センターとか、産業振興課とか、そういう部分の中でのソフト的な、金銭的ではないいろんな支援、指導という部分が重要になるのかなと思っているのですけれども、気になるのは補助金の部分の中で多分これ以前より減額されてきているのかなって感じをちょっと持っているのですけれども、それはどうしてなのかと考えると補助金の制度の仕組みもあって、ボリュームがあればそれだけ応分に自分たちの活動の手出しの部分が結構大きくなるということなのです。だから、やりたくてもそんなに多く負担をしてやれないと。これ経営者の団体だったらちょっと違うと思うのですが、やっぱり後継者なので、ある程度そういう面ではそこに多くの支出を伴って活動できないという部分もあるのかなという危惧する部分があるのです。ですから、例えば10万なら応分の10万以上の自己負担が伴いますよという補助の仕組み上なかなかその辺が難しいのかなって感じもするのですが、この辺の部分はないのかどうかという。

今日のたしか新聞にも若手のそのメンバーの一人だと思いますけれども、果樹園の中をスノーシューというのですか、履いて新たな観光資源として生かしていこうという動き、多分若手の農業者を中心とした動きだと、果樹園のことだと思うのですが、いわゆる持続的農業ですとか、これからの農業の在り方、経営的な考え方、それから新たな当町の特色を生かした取組という部分の中では若い人の発想と、そういう部分が大事になってきますし、それを若い時代に、できれば20代、30代のうちにしっかり勉強してもらって、やっぱり40代に経営者として生かしていくという部分からいくと、いろんな角度でのそういう組織の支援の在り方があると思うのです。

今回新規就農として、1人を地域おこし協力隊という形で迎えますよね。その部分の中での活動も含めてもう少し一歩踏み込んだ、これはあんまり先走ってやると、やっぱり自主性が大事ですから、そういう部分はあると思うのですが、もう少しいろんな角度で考えて支援の在り方、それから将来の農業の経営者として伸ばしていくためにどういう形がいいのかという部分もぜひご指導をいただければなと思っています。その辺の考え方お伺いしたいと思います。

それと、堆肥の部分は去年はいろんなアクシデントというのですか、そういう部分もあって十分供給できなかったという事情があったと思いますが、今年の堆肥センターの運営事業、これ次のページにも関わってくる、委員長にお許しいただいて、関連があるものですから。これを見ますと、令和4年度1月末の原料の搬入量がちょっと前年度より落ちている。それから、堆肥生産量が落ちています。そういう実態を踏まえて影響がないのかという点が一つと、それから令和2年度のとき畜ふんの販売状況が令和2年度のときに876万8,800円、令和4年度1月まで614万、その間3年度は

またちょっと落ちていると、500 万台ということなのですが、これは一つの要因として町のその補助がコロナ対策もちょっとあったりして、あれたしか3月中に割引するみたいな、というような制度もあって伸びている。今回の不足の部分も製造上のだけではなくて、きっと町の補助があるということで今まであまり買っていなかった人と言ったら悪いけれども、要するに買う人が今までより補助もあるということで買いやすくなって買っていると。それで、私もそうなのですけれども、大口的な部分が足りなくて供給できなかったということも正直あるのかなと思ってまして、補助とのこの販売状況の絡みというのがやはり結構あるのだと思うのです。そうした中で、この補助を生かしてやはり多くの人に買ってもらう。そして、新たな買う人につなげていくという取組が重要なのかなと思っておりまして、その辺の考え方、要するに製造もそうですけれども、販売上のいろんな取組、この辺が大事なのかなと思うので、その辺の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、1 点目の Y F C の活動を多角的にこれから支援をしていったらどうだろうかというご提案というか、ですが、もちろん毎年予算策定前にこういった団体さんといういろいろヒアリングとかを行いまして、予算幾らぐらいというところは決定しています。ここ何年間かは、二、三年、コロナ禍でほとんど活動ができていない時期もありまして、それで Y F C さんのほうからこんなに補助金もらえないと、消化仕切れないのという部分でここ何年間かちょっと下がってきた傾向はありますけれども、これから従来どおりの活動ができるようになったら、またその辺は相談しながら決めていきたいなといった中で、当然会員の方会費払って、何か行事があればそれに参加するための負担というのもあるかとは思うのですけれども、その辺に関しても町としてはこれからの新しい担い手の方々に育っていくためにもできる限りの支援はしたいとは考えておりますけれども、やっぱりちょっと財源的にも単費でというのはなかなか限界もあるので、さっき言われたようにいろいろ補助事業なんかを活用しながら農業の振興に結びつくようなことに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

それから、堆肥の販売の状況なのですけれども、先ほどちょっとまだ最近の話で、先日お出しさせていただいた資料にも書いてありますとおり、令和3年度の販売の合計金額は572万5,000円、その前の年が、令和2年度が876万8,000円と。その前が、令和元年度が682万3,000円という形で随分凸凹がある形になっていますけれども、令和2年度にまず最初のコロナの交付金を活用して初めてですか、堆肥の助成というのをやって、その関係でこれは秋に3か月ぐらいの間に受付をして、結局その年度末に量的に例年ないぐらいどんと出たというところでありまして。令和3年度は先ほどもご説明したように、製造の関係でなかなかちょっと供給滞った部分もあったのと、その前の年の春先にいっぱい買った方が買わなくてもよくなったというところで売上げが落ちているというふうに考えています。今年度についてもまた補助を、新たに助

成をしておりますけれども、実際数字的にはこれ1月末となっておりますけれども、ちょっと事務手続上申請が来ている分を集計できたのは農協さんから報告があった11月分までしか反映されていまして、実質的にはまだこれから少し数字は伸びるのかなというふうに考えております。

それと、では供給は大丈夫なのかという部分に関しましても、これも実を言いますとそういう意味では、令和3年度の生産の影響というのはまだ続いている部分もございまして、できるだけ多く生産するようには心がけてはおりますけれども、頑張っているという状況になっております。

以上です。

○長内議長 1点目の部分についてはコロナもあったということですから、そういう面では活動の抑制せざるを得ない状況があったのかなと思っています。理解はさせていただきました。

ただ、青年の人方も、いわゆる今日も、今も財政というお話が出ましたけれども、財政が厳しいからちゅうちょしていると。活動のほうもそういう面では町の財政に負担をかけないようにというような、何かそういう部分見えるような感じがします。10万が財政上影響あるかどうかということはあるのですけれども、有効な補助金の活用の仕方と併せて、産業振興課の中も若手の職員もおりますし、やはりこれから法人化なり、そういうことも含めて経営のいろんな部分が非常に要求される時代に入ってきていますから、例えば産業振興課の若手職員も一緒になってそういう部分を研究したり、情報を交換し合ったりしながら新しいこれからの足腰の強い農業経営に発展していくようにご指導をお願いしたいなと思います。

それから、堆肥の部分については補助効果というのですか、そういう部分は確かに結果を見てもあったのかなと思うのです。ただ、プラスマイナスがあって、特にご案内のとおり肥料の価格が非常に高騰しておりまして、肥料の種類によっては倍の値段になっている、去年から、今年からです。平均でも1.5倍ぐらいになっていると。相当そういう部分ではコストが上がっているんで、堆肥の効果は認めるのだけれども、肥料の価格が非常に上がっていてその経営を圧迫しているところがあるので、堆肥まで効果はあっても即効性というのがなかなか堆肥というのはないので、どうしてもその堆肥の購入にブレーキがかかるおそれがあるという点と、逆に長い目で見たときに肥料がなかなか、そういう状況の中で考えたときにやっぱり有機質系の肥料を有効に使っていきながら化学肥料を減らしていくという動きも片や起きてくると、長い目で見たときに。そうしたときに安定的に壮瞥町の良質な堆肥がそういう時代の変化の中で今までと違った形で見直されるということもまたあるのかなと思っていますので、来年というか、今年は、令和5年度はちょっとその辺読めないところがあるのですけれども、両方の動きが出るのかなと思っていて、ただ長期的には堆肥が見直される、それも近くのところでいい堆肥が生産されるということがやはり大事になってくる。

そうしたときにSDGsとかゼロカーボン、壮瞥町もゼロカーボンの宣言都市として上げたわけですが、宣言だけではなくて具体的にそれぞれの分野でどういうことができるのかということも考えていくと、そういう環境に優しい農業、国のみどりの食料システム戦略の動きを読みながらこれからの壮瞥の農業を考えたときに安定的に持続できる農業を考えていくという部分にもつながってくるのかなと思いますので、そういう部分を含めてセンターの運営ですとか、そういう部分もぜひ検討していただきたいなと思っています。

それと、1点ちょっと直接ではないのですが、関連して持続的農業の中でゼロカーボンに対する取組を町長も宣言されて、この近隣の町村と連携してやると思うのですが、農業の部分の中で先ほど言った部分も含めて具体的にどういうことができるのかということを普及センターなり、試験場なり、そういうところの情報交換も通じて経営に無理なくやれる部分は、そのゼロカーボンシティを宣言したということと併せて各分野の中で取組としてやっていく。一つは農業でもあるのかなと思いますので、例えば今言われているのは水田の水を中干しというやつで、専門的な言葉で言うと。中干しの期間を延長することによって二酸化炭素の排出量を減らしていくという部分があって、それをクーポンか何か分かりませんが、国のこれから力入れていくのでしょうけれども、それが経営にプラス効果になるようなことも含めて、ただやり過ぎると逆に減収になるということもあるので、技術的なことの蓄積も必要なのでしょうけれども、そういう部分ですとか、具体的にやれることから当町として取り組むことをゼロカーボンの宣言と併せて取り組んでいくことがうちの町としては大事なことなのかなという感じがするのですが、その辺の考えがありましたら伺いしたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、YFCの活動に関しまして担当職員のほうもいろいろ視察に同行したりだとか、会議に出席したりだとかというところで、できる限りで、できる範囲で一緒に活動して勉強させていただいている状況です。ごめんなさい、さっきちょっと言い方が悪かったのかもしれないですが、確かに補助金、限りある予算とは言いましたが、そういう意味ではなくて要はほかの補助事業がございますので、そういうのをうまく活用しながらどんどん活動できる範囲を広げていただければなというところで考えております。

それから、堆肥センターの運営に関しましてもこれからさっき言われたようにいろいろ肥料が高騰してきたりだとか、肥料対策、その高騰対策としていろいろ国のほうでも支援とかというメニューもあるのですが、決して化学肥料が駄目というわけではなくて、やっぱりその辺はうまくバランスを取りながら使っていく土づくりなり、緑肥を入れて土壌を改質しながら堆肥を入れることで地力をつけながら、必要に応じて肥料で必要な成分を補完していったりだとか、専門的な知識になってしまう

のですけれども、そういったようなところで十分に対応できるように、堆肥センターのほうでも分析の回数とかを増やしておりまして、そういうニーズがあれば応えられるようにこれからも努力していきたいなというふうに思っております。

あと、ゼロカーボンに関しましては先日町として宣言をしたところで、我々担当のほうもこれからやれること、どんなことができてというところの取組を勉強をするところでございます。

以上です。

○町長 大変重要な指摘で3点ほど質問をいただいて、質疑を交わされたものと、このように思っております。

補足総括的にさせていただこうと思いますけれども、予算編成方針等の中でもやっぱり次代を担う農業者の方々の育成、確保は大変重要であるということで、YFCの取組以外にも今担当課長が申し上げましたとおり様々な機会を捉えて財源を活用しながら研修ですとか、一緒に先進地を見に行つて共有を図るだとか、そこで議論をしていくことは大変重要なのではないかなと思っております、そのような取組をしていくことが重要だと思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

それと、堆肥センターについても改良というか、努力を重ねて良質な堆肥が生産されているという評価もいただいておりますので、ゼロカーボンの宣言も今まで生ごみの堆肥化ということも取り組んできたということを今後にも生かしていきたいと、このように思っているところであります。

それと、ゼロカーボンの宣言を2月の27日の日にさせていただきましたけれども、地球温暖化対策の実施計画の事務事業編というのが既に2019年の11月に住民福祉課の担当所管で既につくっておりまして、それをまた見直しをしていきたいと、ゼロカーボンシティ宣言を基に見直しを来年度していきたい。

それともう一つ、町全体の産業に関わることで取組を進めていく対策の実行計画の一つの区分として区域施策編というのがありまして、そこに今おっしゃられたような水田の中干しですとか、そうしたことから排出量を減らしていく、もしくは吸収量を、森林の管理等で吸収という観点からもゼロカーボンを目指すと、このようなことを町全体としてつくっていく、それがいつになるかというのはなるべく早くとは思っておりますが、そのような取組を通して国の施策ですとか、北海道の施策を十分活用しながらゼロカーボンの推進に合わせて地域創生、地方創生を図っていききたいと、このような観点で取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。

また、議員の皆さんにも適切な時期にご報告、ご説明、ご相談をさせていただくことになろうかと思いますけれども、ご承知いただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森委員長 115 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 それでは、116 ページ、117 ページ。

○真鍋委員 堆肥センター運営事業の中で堆肥実証ほ設置委託料 25 万円が予算に上がっておりますが、この事業の詳細の内容をお知らせください。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

堆肥実証ほの試験に関しましては本年度、令和 4 年度から実施しておりまして、ブロッコリーを慣行区と試験区ということで分けて、要は慣行区というのは従来どおりの普通の肥料を使った圃場で、試験区というのはそのうちの一部を堆肥と置き換えた部分の圃場で、それぞれにブロッコリーを植えまして、その収穫の状況を比較したというところで、2 月の広報でもご報告させていただいているのですけれども、ただこれは初めての試験ということもありましてまだ結果が 1 回しか得られていないということで、今後も継続していろんな角度から比較試験が必要でないかというふうに考えておりまして、その辺を令和 5 年度も引き続き行っていきたいというところでございます。

○真鍋委員 実証試験は農家さんにお願いしてやるということを理解しましたし、当面作物はブロッコリーに限っているようなのですけれども、この堆肥の効用を実証することと堆肥の宣伝というか、効能をアピールして広い皆さんに知ってもらうということが狙いだと思います。

この試験は、僕は壮瞥高校にお願いしたらどうかと考えております。壮瞥高校へ依頼して、いろんな作物に使用した実証試験をしてもらうと。農家さんに頼むと一応減収とか、その部分とか、作業の委託とかという部分での経費を見ていることだと思いますけれども、高校さんだと採算を度外視した実証試験も可能だと思います。極端な使用の仕方だとかなんとか、あと原肥との相対関係で経費を節約できるとかという実証試験も出ると思うのです。いろんな作物にもこの試験を適用できるという部分で、高校さんをお願いすると幅広い試験ができると思うのです。高校さんのほうは、だけれどもいろんな細かい調査結果とか、そういうものをデータとして残せると思うのですけれども、そこら辺の件ではどうでしょうか。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

堆肥の実証試験に関しまして、令和 4 年度は農家さんにお願いしてやっていたものを壮瞥高校さんをお願いしてやったほうがいろいろ幅広くいろんな作物の試験もできるし、PR にもなるのではないかというようなご意見だったかと思うのですけれども、一応この試験に関しましては、我々も試験栽培に関しては例えば普及センターさんのアドバイスの下で行って、その結果に関しての評価もいただいたりしておりまして、来年以降も継続的に行うことで、今のところブロッコリーでやっていますが、今後もいろいろなほかの作物に関しても検討は続けていこうかなというふうに考えておりました。

壮瞥高校さんには毎年希望に応じて堆肥を提供している部分もございまして、なかなか実習の資材として現在有効に使っていただいているかなというふうに考えているところなのですが、この中で学校さんのほうでうまく取り組んでいただければそれにこしたことはないのかなというふうに考えております。

ただ、役場の業務を高校さんに委託するというのは、高校さんともいろいろ話は必要かと思うのですが、現状で負担も結構出てくるのかなというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員 高校さんの手間暇、業務の内容が増すことは十分承知しておりますが、高校さんそのものだけでも、そういう生徒も踏まえ、実習方法を踏まえていろんな経験、そういうものをすることによってこれからの農業の未来像を想像できるというか、そういうものもあると思うので、そっちの高校のほうでやるほうが、けれども私はいいのかなと思っております。

現在高校でやっている物販等々、朝市とか収穫祭、それからめぐみ、これは町内外の方がたくさん見えられて購入されていると思います。この町の堆肥も町外でも、近隣の隣町でも販売しているわけで、このめぐみとか高校を通じての使い方を高校からPRしてもらって販売促進に役立てるという方法もあると思います。

この堆肥センターの運営の中でちょっと気になったことがありまして、畜ふん堆肥を製造することに傾注していて生ごみ堆肥、製品化する最終段階のふるいにかけていることが現状できていません。生ごみ堆肥だけでも、商品として販売できる状況に一步手前で止まっているのです。現状だけでも、堆肥が好評で生産が追いつかないぐらい販売されているということはいいことなのですが、この状況を変えて生ごみ堆肥も製品化できて、そしてちゃんと販売できるような状況になればいいかなと思うのですが、令和4年度の中でもふるいにかけてたものが間に合わなくて、ふるいにかけていないもののばらで使ってもらっているという、買ってもらっているという状況も多々あることも聞いております。無駄なだけでなく、堆肥を製造していくためには生ごみの堆肥が、けれどもロットを塞いでいて、効率よく、けれども仕込みができないとかという部分も多々見えますので、その辺の改善策も販売方法、ばらはふるいをかけなくてもいいという農家さんも結構いらっしゃるようなので、そういうような形も取りながら生産の効率化というのを図っていけないかどうかを伺います。

○森委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、堆肥の生産に関しまして堆肥のふりとかかけなくてもいい場合もあるというところで、もっと効率的に生産をというところだったのですが、真鍋委員ご指摘のとおり生産が昨年の春先間に合わなかったときに、本当はふりをかけて出すというのが正規の工程なのですが、その部分を省いて使っていたという実態もあったようでございまして、ふりかける、かけないは別といたしまして生産工程の効率化というのは製造業としてもやっぱり大事なところだと思いますので、これからいろんな工程の見直しだとか、もちろん品質はそのまま維持しなければならないでしょうし、量的にもちゃんと確保できなければならないと考えていますけれども、コスト下げられる部分についてはどんどん下げられるような努力はしていきたいなというふうに考えております。

それから、生ごみの販売に関しましてですけれども、生ごみ、污泥系堆肥の活用に関しましては、これまでは木の苗木を栽培している農業者さんですとか、高校さんの実習用として提供してきた実績がありますと。今年は、令和4年度は実績がないのですけれども、昨今農業用資材の高騰を背景に集落排水污泥など資源循環に対する機運も醸成しているというところも踏まえまして、使い手の理解も得ながら幅広く使っていただけるように販売にも力を入れていきたいなというふうに考えております。

それから、高校での堆肥の活用といいますか、に関しましては教育長のほうからちょっとお答えいただきます。

○教育長 堆肥に関わる壮警高校でのというご質問ございましたけれども、その点については私のほうから答弁させていただきたいと思います。

産業振興課長が申しておりましたように、壮警高校も本町の堆肥を使わせていただいているということでございます。この委託につきましては、研究につきましては一気に壮警高校のほうで来年度から実施するというのはちょっと難しいかと思えます。令和5年度の教育計画というのはほぼもう確定しておりまして、来年はこういう形で農場の計画についてもほぼ固まっている状況にあるとは思いますが、関連して少しずつ協力して研究を進めるというところができないかどうか検討をさせていただきたいというふうに思いますし、可能な限り協力して研究を進めることができればというふうに考えておりますので、今後高校とも協議をさせていただきながら検討を進めさせていただきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、118 ページ、119 ページ。

○松本委員 情報通信環境整備対策事業でお伺いいたします。

令和3年、4年と国の補助金、補助事業を活用して最終的に計画策定までいきまし

たけれども、このコロナ禍にあって地域の農業の方とも懇談を重ねながら、また専門的知識や情報もそういった専門機関との情報、協力をいただきながら進めてということで、補助事業の推進については3、4と2か年で終わるわけですがけれども、どの時点かでお話があったと思いますけれども、一般質問でやっただけなのか。

いずれにしても、それを具現化していくと。専門用語は忘れましたが、それを今後事業化していく希望を持つ、ハード整備といいますか、壮瞥の農業の特質に合った、規模とか含めてですけれども、そういったものに参加しようという意欲の方、ある農業者と一緒に今後事業化、具現化していく年になるのだろうというふうに期待、理解していますけれども、改めてこの161万5,000円の予算計上でございますけれども、これ一般質問とも重なりますけれども、どんな取組を今年、令和5年度からしていくのか、どんな壮瞥の未来につながる農業の姿を目指していくのか、併せて伺います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、今後の事業の取組なのですけれども、一般質問の答弁とちょっと重なるところはありますが、令和三、四年度で2か年にわたって国のソフト事業を活用した計画策定業務は完了して、令和5年度は令和6年度以降に予定をしている施設整備事業、ハード事業に円滑に入るために北海道の補助事業を活用した、具体的に言うところリーフレットの作成だとか、ワークショップなんかを通じまして、農業者の皆様に参加していただけるような形で普及推進に取り組むというところを予算化しております。

令和6年度以降から施設整備に着手して、いろんな機器類の充実ですとか、スマート農業の導入支援を行っていききたいというふうに考えております。壮瞥町の農業振興を図ることを目的といたしまして、本事業はその手段の一つというような位置づけになるのですけれども、それによって、情報通信によって農業の見える化を推進し、さらなる農業経営の発展の振興といいますか、につなげて豊かさと未来を展望できる農業を実現していきたいと考えております。

以上です。

○松本委員　大筋は理解したのですけれども、将来像みたいな形のお話、一般質問でも確認させてもらいましたけれども、もう一度確認しますが、今回予算計上されている情報通信環境整備推進委託料という名目でございまして、161万5,000円の計上でございますので、方向性は理解しますが、6年度以降に実装化という言葉を使っています。実装化って具現化のこと。今思い出しました。一般質問の答弁を読みました。

要するに具体化、事業化していこうとする6年以降のを考えている農業者の方たちに情報提供をしたり、それ進めるための、ステップを上げていくためのつなぎの年なのだろうと理解しています。具体的に委託料として計上していますけれども、やはり団体に委託して、団体というのはそういった知識、情報を持っている道の外郭団体か、

あるいは民間の団体か分かりませんが、そういった団体に委託をしているような情報のそしゃくとか、こういう方法があるという情報収集や提供みたいなことを委託していくという形なのですか。道の補助も使いながらとおっしゃったけれども、その辺のより、目先の話で恐縮ですけれども、5年度やるその具体の委託先なり事業なりがもう少し分かればと思うのですけれども、いかがですか。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

令和5年度の委託業務の内容をもうちょっと具体的にというところでお話です、の答えになりますけれども、令和4年度までにいろいろ試行的にですけれども、いろんな通信機器を設置したりだとか、基地局を建てたりだとか、気象観測装置を設置したりだとかということで、もう既にそういう装置は今動いている状況にあります。令和4年度でその年度に設置した事業者さんとの契約というのは一回切れてしまうのですけれども、ただ令和5年度も引き続き通信費なり、保守管理なり、または場合によってはソフトの変更ですとか、そういった保守管理費がかかるという部分もございまして、その辺を含めて、それとまた併せてワークショップですとか、リーフレット作ったりだとか、そういったのも一連のもの全部含めて委託料という形で計上させていただいています。

以上です。

○佐藤委員 畜産業費の1番、町営牧場維持管理事業、これについて確認の意味で以下質問したいと思います。

私は令和3年の第3回定例会だったと思うのですけれども、ずっとこの計画で牧場の統合を掲げているけれども、どのような、いつまでにやるのだということを質問したら、場所は1か所にしたいのだと、上久保内の牧場にしたいと。そして、立香は廃止したいけれども、廃止に係るいろいろな課題があるので、それを解決しながら、また関係者との話し合いも進めていきたいという答弁をいただいたと思います。そこで、それ以降、令和3年の9月以降、そして令和4年度1年間この課題解決に向けてどのような取組をしてきたか、その経過でよろしいです。それを聞かせていただきたいなと思います。よろしくお願いします。

○産業振興課長 町営牧場の統廃合に関しましてご答弁申し上げます。

町営牧場の統廃合といいますか、に関しましては今佐藤委員からご指摘がありましたとおり立香牧場を廃止して、上久保内牧場に統一するというような方向での話を使用者の方々ともお話をしているところなのですが、具体的にその廃止した立香牧場の後をどういう形で活用するかだとか、それから上久保内牧場を残すとしてもやっぱり上久保内牧場のより活性化を図っていききたいというところもございまして、昨年秋の牧野管理委員会があるので、その中で上久保内牧場に入っている牛の頭数なので、牧場の敷地全部いっぱいになるほどの頭数は入っていませんで、半分空いているような状況もありますので、そこに今立香牧場に入っている町外の方

なのですけれども、馬を入れてはどうだろうかというところで、実際しばらく使っていないかった牧区もありまして、その辺に関しまして普及センターさんのほうに草地の状況ですとかを見てもらって判断してもらったりとか、使えるかどうかという判断をしてもらったりだとか、そういったような動きがございまして、これは後で来年度の委託料に実は関わってくるのですけれども、上久保内牧場については牧草に関しましてちょっと肥料を入れてやるだとか、ある程度メンテナンスをしてやるというようなことで考えております。

それと、立香牧場に関しましても単に林地にしてしまうだとか、どこかの民間の畜産を経営されている方に相談するとか、そういう以外にも観光なり多角的にといいますか、もうちょっといろんな面での検討を一步踏み込んで進めているというような状況になっております。

以上です。

○佐藤委員 経過といたしますか、経緯は理解しました。

それで、今立香牧場を閉鎖した場合、今後の活用ということが課題でないかと思えますので、やはり早急に結論を出さなければならないのではないかなという気がしてなりません。これこの統合を打ち上げてから本当にすごい年月が過ぎ去っているのです。そういう意味においても、やはり誠意を持って取り組んでいただきたいという希望を添えて質問を終わります。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

現在立香牧場に入牧されている馬の使用者の方にも近々その辺そういう考えで立香牧場は廃止になるというような旨は伝えておりまして、ただそれも具体的にいつという時期もまだはっきりは言えない状況ではいるのですけれども、佐藤委員さんおっしゃいましたとおり、なるべく早急に検討を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○真鍋委員 同僚委員の質問の項目と同じところで質問させていただきます。

手数料、これが大幅に約 18 万円ぐらい増額になっております。この内訳と、それから管理委託料で 35 万円の増、これは牧場内に施肥するということで肥料代かなと、あとその手数料なのかなと思うのですけれども、先ほどの同僚委員の答弁の中で上久保内牧場に施肥をするのかなと思うのですけれども、利用されていない牧区が手前のほうにあるのですけれども、そっちのほうの整備をきちっとしないと立香牧場を閉鎖したときに馬の受入れのほうはちょっと無理なのかなと思うのですけれども、上久保内牧場に統一するということであれば未利用の牧区をちゃんと整備しなければいけないと思うのですけれども、施肥する部分と、それから利用部分を今後どうするかを伺います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、手数料 62 万 5,000 円ということで、令和 4 年度は 44 万 6,000 円だったのですけれども、内訳といたしましてはこれ牧場内のトイレのくみ取りと、それと立香牧場の牧場内の道路の清掃手数料というところで毎年これまでもずっと計上してきたものでございまして、そのうちの道路清掃の部分が人件費や何かの高騰もございまして、これまで 43 万 2,000 円だったものが 61 万 6,000 円という形で非常に上がったというところで、その分の増額となっております。

それから、委託料に関しましては真鍋委員のご指摘にもありましたとおり、増えている分というのはさっき言いました上久保内の草地に肥料をまく作業に関しましてその辺の作業費を計上したという部分で増えております。

先ほどの佐藤委員さんの答弁にもありましたとおり、将来的に上久保内牧場で馬と牛を入牧させるというときに利用していない牧区の整備が必要になってくるというところで、今なかなか整備するのにもお金がかかるという部分あって補助事業を活用することを今考えておりまして、それが令和 5 年度ではまだ間に合わなかったものですから、これからちょっと検討させていただきたいなというところで予定しております。

以上です。

○真鍋委員 分かりました。未利用の牧区の整備をするということになると、当然牧柵もだけれども、かなり老朽化して傷んでいて、新たに今度支柱だとか、バラ線だとかというのを新調しなければいけない状況にあると思います。そのためには、けれどもそこそこの経費もかかるので、有利な補助事業を探してやりたいという答弁でございました。

そこで、やっぱり早急にその整備をやって、そして立香牧場を閉鎖して上久保内牧場一本化するということにつながるように努力していただきたいと思いますし、立香牧場の今後の利用ということも併せて、農業利用も含め、観光等々も含めながら検討していただきたいと思います。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

上久保内牧場に関して未利用牧区の使えるようにするというところで、補助事業を活用するというところで今検討しているところなのですが、それに関しましては以前に活用していた補助事業がございまして、その部分をもう一度活用できないかというところで今問い合わせしているところでございます。決まり次第もちろん取り組んでいきたいと思うのですが、なかなか令和 5 年度はもう間に合わないというところもありまして、その辺が決まり次第というところだと思います。

立香牧場に関しましては農業以外にも観光ですとか、いろいろな活用の仕方を検討していくというところで今取り組んでいるところですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○松本委員 農地一般事業で質問いたします。

細かいっちゃ細かいことなのですが、恐縮ですが、修繕料 386 万円の計上、令和 4 年度が 500 万でしたでしょうか。水路の改修等を行う予定で……

〔発言する者あり〕

○松本委員 121 ではなかったのですか。大変失礼いたしました。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 続いて、120 ページ、121 ページ。

○松本委員 大変失礼いたしました。農地一般事業で、途中からしゃべりますが、修繕料で 386 万計上しておりますけれども、令和 4 年度は 500 万でございました。水路の補修等ということでございましたけれども、令和 5 年度のその詳細をお伺いします。

それから、手数料ですが、4 年度は 180 万の当初予算に途中 2 回の 30 万と 40 万の増額補正しております、最終的には 250 万。最初の 30 万はたしか南登山口の排水路の土砂上げ、大雪によってなだれ込んだ土砂をかき出す、土砂のくみ上げ、土砂上げを補正で組んでやったと。そのぐらいその排水路を越えて農地を侵食していったのだらうと想像して聞いておりましたけれども、新年度の 5 年度の予算ではこちらから、何かこれ確認もあるのですけれども、森林の森林環境譲与税関係の説明の中で実は南登山口治山ダム及び、それから排水路の土砂上げというのが載ってまして、こちらで大規模に行うのかなと思いますが、それでいいのかどうか分かりませんが、であれば手数料去年のボリュームよりは少しは下がっていますけれども、どういうものかということで要はその詳細をお伺いしますと、この 2 つでございます。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

まず、農地費の修繕の部分なのですけれども、令和 5 年度 386 万円で令和 4 年度 500 万よりも下がっています。内訳といたしまして、これも農業用排水路の修繕なのですけれども、去年とはまた別なところの場所で排水路が非常に損傷している部分がございます、その修繕料として 286 万円、それからそれ以外の小破修繕という形で一応 100 万円計上させていただいております。この 286 万円に関しましては、一応予定ではありますけれども、補助事業を活用して 2 分の 1 の補助を道からいただいて実施ということで予定しております。

次に、手数料なのですけれども、ご指摘がございましたとおり度々令和 4 年度の春先、大雨ですとか、雪解けの水、融雪水の影響なんかで補正させていただきながら対応させてもらったのですけれども、ここも土砂上げしている部分については例年どおりの予算計上というところで予定しております、先ほどおっしゃられた林務で見ている部分というのはまた後でちょっと説明しようかとは思っていたのですけれども、これとはまた別な施設になりまして、場所的に南登山口という表現にはなっているのですが、こちらのほうは畑とかには隣接、接しておらない水路でして、治山事業で北

海道が設置したそういう治山施設から出てきた排水が直接この水路を流れていくというところで、これは畑とは関係ないし、林務の関係なので、譲与税の対象になるところで確認いただきましたので、そういった形で整備させていただきたい。整備といいますか、メンテナンスさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、122 ページ、123 ページ。

○菊地委員 有害鳥獣関係について、現状と今後の取組について質問したいと思いますけれども、まず最初に令和4年度の実績ということで途中でありますけれども、今現在の実績をお聞きしたいというふうに思います。

この有害鳥獣駆除協力謝金と、その下のほうの鳥獣被害防止総合対策事業補助金ということで、この関係で併せてお聞きしたいというふうに思います。

それと、今鹿による交通事故が多発しているということで、その現状も分かればお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

有害鳥獣の駆除に関しましての令和4年度の実績ですが、一応2月までの実績ということでちょっとご報告させていただきます。まず、有害駆除といたしまして猟友会に町からお願いして捕獲してもらっている部分がエゾシカは200頭で、アライグマが57頭、キツネが10頭、カラスが33羽、ヒグマはゼロというような実績になっております。あわせて、壮瞥町鳥獣被害対策協議会のほうで国費を用いた駆除について取り組んでいただいている部分がありますが、これに関しましてはエゾシカを100頭駆除していただいております。それから、害獣駆除といたしましてアライグマを駆除しているのですが、こちらは98頭の駆除をしております。

以上です。

○総務課長 交通関係のほうにつきましては、私のほうからご答弁をさせていただきます。

特段その調査等を行っているわけではありませんけれども、道路を走っていて見かける場面は多々ございますので、事故の危険性というのは十分あるというふうに認識はしております。ただ、現実的にそれをでは防止するために具体的な策といってもなかなか難しいところがあって、地安協さんが中心になって注意看板等を立てたりはしているのですが、残念ながら対策としては今のところはまだそこまでなのかなというふうに認識をしております。

以上です。

○菊地委員 状況分かりました。鹿に特化してちょっと質問しますけれども、令和4

年度は今現在で全部で 300 頭ですか、実績として駆除できたということで答弁ありましたけれども、実際に今鹿の頭数が増えているのか、減っているのかとか、あと越冬地がどこにあるのか、そういうデータが壮瞥町にあるのか、北海道にあるのか、そういうデータを基に駆除するということを進めているのかどうか、それを今後の取組の方向性を考える上で大事なと思うのですけれども、そういうことを進めているのかどうか、それをお聞きしたいのと、これは地域おこし協力隊のときに質問すればよかったと思うのですけれども、今回の採用予定で有害鳥獣関係で 1 名採用するという予定していますけれども、この地域おこし協力隊が携わる有害鳥獣の担い手として採用していく。そして、最終的には起業として有害鳥獣関係の起業を目指してもらおうということでもいいのかどうか、それをちょっと確認したいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

まず、エゾシカの駆除をするに当たって鹿は増えているのか、減っているのかという部分なのですけれども、町では毎年この壮瞥町鳥獣被害防止対策協議会というのございまして、そちらのほうで鳥獣被害の農業被害の状況を調査しております。

これはちょっとまだ公表はしていない数字ではございますけれども、例年やっていて令和 4 年度も、つい先日なのですけれども、調査結果が上がってきたところでして、令和 3 年度と比較いたしますと、面積で言うと 4 割ぐらい被害面積増えておりまして、被害金額で言うとほぼほぼ倍ぐらいの被害額という今結果になっております。そういうことから令和 4 年度 300 頭エゾシカは取ったのですけれども、被害額はもう増えているというようなことを鑑みますと、まだまだ鹿の駆除が追いついていないのかなというふうにも捉えております。

今後に関しましても、やっぱりもっと個体数を減らしていくことが必要だというふうに考えておりまして、壮瞥町鳥獣被害防止計画というのがあるのですけれども、その中で今のところ 300 頭という枠の中で捕獲を実施しているのですが、これを令和 5 年度から 600 頭に今増やせないかというところで道と協議をしているところです。

この計画につきましては、北海道自体も計画を持っています、北海道が策定しているのはエゾシカ保護管理計画という計画があるのですが、それとの整合性を取りながら、あんまり個体数減らし過ぎて絶滅しても困りますので、その辺のバランスを取りながら農業被害がただ増えている以上は鹿も増えているという判断で捕獲数を増やしていくのはやぶさかではないというようなお話でありますので、そういう形で今取り組んでいるところであります。

地域おこし協力隊の関係で令和 5 年度山おこしというところで林務ですとか、有害鳥獣に関わる人材を採用したいというふうに考えておりまして、そういった方々がもし採用できれば、うまく活躍していただければなというふうに考えておりまして、例えば今のところ鹿を 300 頭取っても全部埋立処分ほとんどされているわけなのですけれども、ジビエブームでもありませんけれども、そういったような活用する方法もある

のではないかとかというような検討も含めて今しているところであります。

以上です。

○菊地委員 個体数を減らすということで、なかなかそれが実現していかないというのが現状だと思うのです。今まで取り組んだほかに新たな一手というふうな形で何か取組は考えられるのかどうか、そういう情報があるのかどうか、そういう情報を共有するところがあるのかどうかをお聞きしたいのと、これ法律上で難しいのかもしれませんが、夜間に捕獲。鹿は言ってみれば夜に活発に活動するので、その夜間に捕獲することによって効率的に捕獲できるのではないかなと思うのですけれども、これは法律上定まっているので、もしかしたら抜け道があるのかもしれませんが、そのところちょっと調べてみていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

○産業振興課長 ご答弁申し上げます。

個体数を減らすための有効な新たな一手というところなのですが、今のところは捕獲の枠を増やしてハンターさんをお願いしていくというところでありまして。猟友会さんなんかといろいろ打ち合わせていく中で、猟友会さん自体はまだまだ取れるよというような返事いただいていますので、枠さえ増やせられればまだ捕獲頭数は増やすことができるのかなと。

直接の個体数削減に通じるものではないのですけれども、今その情報通信環境の関係でくくりわなにセンサーを設置することでわなの管理する労力を非常に軽減できているという状況もありますので、そういったものの活用も増やししながら効率よくくくりわなでもエゾシカを捕獲していきたいというふうに考えております。

あと、それと夜間の狩猟に関しましては、やっぱり法律で決められているという部分もあって、抜け道を探してみてもというところだったのですが、多分それは専門の方にちょっと相談しないと今ここで何とも答えられませんので、ご了承いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○町長 有害鳥獣対策で今質疑が交わされていたところですが、令和元年の12月だったと思いますけれども、痛ましい交通事故で町民の方が亡くなるということも発生し、それ以後具体的な数字は把握しておりませんが、鹿による被害が、農業被害はもちろんなのですけれども、車両事故の関係であちこちで、町内の限定的ではなくてその範囲が広がりながら事故の報告が聞こえてきていると。こういう実態から大変重要な課題と、このように捉えているところであり、今担当課長が説明したとおりでありまして、総合的な政策を取っていききたいということで本格的に来年度から施行していきたいと、そのようなことで考えております。

それで、最初のほうの質問の中で鹿の生態系の分析については、詳細は把握していないところではあります、猟友会の方の知見に基づいて対策をしているのが現状で

す。

それともう一点、専門機関として道の総合研究所というところから知見のある方に来ていただいて、単に駆除することではなくて鹿を被害のないところに誘導していく方法ですとか、電気柵に替わるような仕組みだとか、試行的な取組で今検討も始めているところでありまして、生態系の分析も含めてご助言をいただくような体制も取っている。

それと、何といっても個体数を減らしていくことが先ほどの答弁でもあったとお取組としては有効ではないかなと思っておりまして、減らすための仕組みとして猟友会の方々も高齢化していて、それを広く、銃を持つだけではなくてわなの資格を取るということで、本年度の補正予算から狩猟の免許の補助なども復活をして、来年度も継続するような形でわなの免許を取る、狩猟の免許を取っていただく方を広くして、農家の皆さんも含めて協力関係を地域一体となって進めていけるような、そのような環境も整えていきたい。そうしたことで次代を担う、先ほど地域おこし協力隊の話でありましたけれども、そういうことに興味関心、知見のある方、技術を持った方に着任していただいて、そして将来は起業していただくような人材の誘致も図りながら取り組んでいきたいと、このようなことで総合的な政策として、パッケージとして地域一体となって取り組んでいければと思っております。

それと、他の自治体では胆振東部ですとか、日高のほうにやはり数年前から鹿が多くなっている現状もあって、一部の自治体では堅牢なフェンスを町内全域に回すですとか、そして農業被害が億単位であったものを数千万に、9割ほど減らしたというような自治体も先進例であったり、個体数を減らすということと、先ほどもありましたけれども、どうしてもその処分についてどうしていくかということも重要な課題になってきますので、その処分の在り方、有効な利用の方法についても今担当課で検討してもらっているところでもありますので、そのような対策を取りながら農業被害、車両による被害、生活への被害を軽減していく。生態系のバランスを考えながらということもありますけれども、そのようなことが課題だろうと思って取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解をいただければと思っております。またご相談をさせていただきたいと思います。

以上です。

○森委員長 ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後1時といたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

122 ページ、123 ページ、ほかにありませんか。

○山本委員 私は、役務費の中でかこいわな移設手数料 117 万円増とあるのですけれ

ども、そのかこいわな2か所町内あると思うのですけれども、どこのやつをどこに移設するのかと、あとかこいわなで何頭ぐらい鹿が取れたのかを質問します。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

かこいわなの移設に関しましてですけれども、今かこいわなは南久保内と東湖畔の林道沿いに設置してありまして、今回移設の対象となっているのは東湖畔林道沿いにあるところでした、こちらは民地をお借りして設置していたところなのですけれども、こちらがちょっと所有者が替わるというところで移設してくれというふうに要請がありました。それで、移設することとなっております。

移設先なのですけれども、まだ決定はしていないのですけれども、鹿の発生する場所ですとか、くくりわなで比較的捕獲されている場所といたしまして堆肥センターの周辺の町有地があるのですけれども、そちらのほうに移設できないかというところでまだ決定ではないのですが、検討しているところです。あと、かこいわなでの捕獲の実績といたしましては、一応今年度7頭というところであります。

以上です。

○森委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長　次に、124 ページ、125 ページ。

○松本委員　2点ございまして、森林環境譲与税関係、先ほど少しこれに関わっての質問になったかもしれませんが、説明を聞いて多少の誤解がございましたけれども、南登山口の治山砂防ダムの排水路土砂上げということで説明いただきましたので、農業関係で出していた予算がこちらに移動したのかということと問いましたら、それは違うということで、新たにその奥にありますダムプラス排水路なのでしょう。その予算規模も随分大きく418万円と計上されてございまして、改めて農業用排水路と関連しているのかどうか、つながっているのか分かりませんが、どの辺の場所にこれが位置するのかということをお伺いしまして、その予算計上した額の土砂上げの規模といいますか、どのぐらいを想定されているのかお伺いします。

それから、林道維持補修経費なのですが、これ全てが関連して修繕料から砂利積載とつながっていると思いますが、まずその修繕料として当然林道の補修、路面整正と、その作業関係なのだと思います。手数料というのが支障木の伐採ですとか草刈り、側溝清掃等が入るのか。その重機の委託料と砂利碎石、これが路面整正に用いる砂利の量と、それから重機運転というのはグレーダーという機器を使って運転を委託して行っていると。これが全てセットなのだろうと思うのですけれども、全体の予算規模で三百何十万の令和4年から678万5,000円と倍増しているということで、工事がどのぐらいの距離延長するのか、その辺を含めて全体像をお伺いしたいと思います。

○産業振興課長　ご答弁申し上げます。

森林環境譲与税の手数料の中で計上してございます土砂上げに関しまして、場所は

どの辺りで、どれぐらいの規模というところだったのですけれども、地番を書いた図面を手元に用意していなかったのですけれども、場所といたしましては毎年農業の予算で土砂上げをしている水路よりももう少し滝之町寄りのほうで、ちょっと畑が切れたぐらいの場所を流れている水路でして、こちらの水路今見積りのときに頂いた土量といたしましては233立方メートルの土量というところで、延長といたしましても大体七、八十メートルぐらいの区間での場所となっております。

以上です。

○建設課長 それでは、私のほうから林道維持補修経費についてご答弁申し上げます。

こちらにつきましては、林道の位置につきましては近年大雨ごとにまとまった被害がちょっと出てきているという状況もございます、今後予防的な保全ということに努めていきたいということもございまして、今回昨年度より360万程度増額させていただいております。

基本的な、まずどのように計画的に進めていくかというところで、令和5年度につきましては林道の駒別線からやっていきたいなというふうに考えておりまして、一応駒別林道と東湖畔林道を中心に3か年で整備を、砂利道の整正の業務をしていきたいというふうに考えております。

5年度につきましては、駒別線で駒別側から上久保内の牧場側のほうから延長的には1,780メートル、そのまず路面整正と、そのためのグレーダーの運転委託、それに伴う補足する砂利、それを見ているのと、その砂利入れた後の転圧業務ということで経費を上げさせていただいております。それぞれ転圧業務につきましては90万円、グレーダーの運転委託で79万円、原材料費、砂利が153万6,000円という経費を上げさせていただいております。

こちらにつきましては、増額したのはやはり今までは事後的にといいいますか、悪くなったところを部分的に補修していったというところではございますけれども、今年度から計画的にやるということで路面整正の延長の見直しといいいますか、そういうものを整理していったことに伴う増額でございます。

令和6年度につきましては、今度久保内の木工場側のほうから上がっていく林道で、今のところ計画しているのは2.5キロ、2,520メートル程度でございます。令和7年度につきましては、東湖畔林道の1,700メートルというような形で今後とも計画的に路面の維持修繕を行っていきたいというふうに考えております。これらの維持業務を行うに当たりましては、産業振興課とも連携を図りながら森林環境譲与税を活用させていただきまして、維持管理を進めていきたいというふうに考えております。

今年度につきましては、その基金の繰入金としまして479万2,000円を計上させていただいているところでございます。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、128 ページ、129 ページ。

〔発言する者あり〕

○森委員長 126、127 は予算が計上されていないので、128、129 ということです。

○松本委員 観光施設維持管理事業の中の壮瞥公園管理委託料 323 万 1,000 円の計上がありますが、令和 4 年度は 293 万 2,000 円でありました。ちなみに、令和 3 年度も同額の 293 万 2,000 円、令和 2 年度は 294 万 1,000 円と。平成 31 年から 29 年までは約 300 万ちょうどぐらいで推移していたわけでありますけれども、このたび 29 万 9,000 円アップでありまして、説明の中で梅と桜の病気対策と、てんぐ巣病等の話がありましたけれども、それ含めて増加の、アップした内容についてお伺いしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥公園の委託料の増加の中身でございますが、従前はずっと維持管理を行いながら、その経費を抑えながらある程度こちらの予算の範囲の中でやっていただいていた、委託業者をお願いしていた経緯がございますが、ここ数年見ていると以前の予算審査特別委員会でもご指摘あったのですけれども、老木が目立ってきて、これの長寿命化といいますか、若い木を植えていく中でもやはりそれらが太って花を咲かせるまでには時間がかかるということで、ひこばえの活用とか、年老いた木の長寿命化ということにも目を向けていかなければいけないというご指摘を実は数年前から受けておりまして、その中で最近梅の木の病巣部もございまして、それがちょっと注意が必要だなという木が 27 本ほど去年も見つかっていると。それから、桜のてんぐ巣病も梅の木に交ざって桜も植栽されているのですけれども、これのてんぐ巣病も目立ってきていると。やはり病巣部の伐採や、そこに置きっ放しにしますとまた蔓延ということになりかねないということもあって、運び出し等の経費を見込んで予算化したものでございます。

一応 18 人工でそういった作業と、それから伐採器具や車両等の損料なども含めまして予算計上したものでございます。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、130 ページ、131 ページ。

○菊地委員 観光振興一般の壮瞥町アニメ推し観光ブランド創出事業委託料ということで 200 万円ありますけれども、説明はもらいましたけれども、再度詳しい内容の説明をお聞きしたいというふうに思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

壮瞥町アニメ推し観光ブランド創出事業ということで、今年新たに計上させていた

だいた事業でございます。アニメ推しの推しというところがなかなか新しい言葉でございますして伝わらない点もあろうかと思しますので、より詳しくご説明申し上げますが、アイドルとかキャラクターに対して人に勧めたいとか、推薦したいと、そう思うほど好感を持っている人のことを推しと言いまして、これは特にそれでなければいけないのだと、そのためだけにわざわざ来てくれる人も指すわけであります。

これは、壮瞥町において最近森と木の里センターのほうでもアニメの舞台になったりして、そういう方もお見えになっている中で、特にリングに関わるそういったアニメキャラクターが実はひそかにブームになってございまして、そのアニメキャラクターに対して絶大なファンを呼び込んだ上に、ただ来てくれるだけではそれで終わりになってしまいますので、そういったアニメを活用した誘客の中でもう少し消費していただく、お金を落としていただく。具体的にはそのアニメキャラクターを活用したふるさと納税、これが全国的にも相当な数が最近人気になっているようでございますけれども、そういったことに将来的につなげていきたいということでございます。

大手のエンターテインメント会社がやはりそういったアニメに関しては著作権や内容を持っておりまして、なかなか町とか民間団体では手をつけられないところがございます。そこで、専門のそういったことに知見を持った専門業者の方にいろんな企画やアイデアをいただいて、まずはその取っかかりとして委託をして、関係団体や民間事業者と連携しながらそういった稼げる商品であったり、わざわざそのために来てもらえる人につなげるための観光誘客につなげていきたいと。その足がかりとなるための相談をして知恵をお借りする、そういった経費というふうにご理解いただければと思います。

以上でございます。

○菊地委員 分かりました。前回の説明の中でバーチャルイベントを開催することでありましたけれども、そのバーチャルイベントのそういう中身、どういうイベントなのかということをお聞きしたいのと、これは壮瞥町として継続して行う取組として考えていいのかどうか、これをお聞きしたいと思います。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

バーチャルイベントにつなげていきたいという部分ですが、肝心のそのアニメキャラクターがまず壮瞥町の公認になるまでのワンステップがありまして、それを得るためのいろんな経費という部分で今考えていますが、もしこれがうまく足がかりになって土台となった場合は、例えばスマホのスタンプラリーであるとか、それから実はそのキャラクターに会うためのツアーであるとか、そういった関係がいろいろ展開できるようでございます。地域おこし協力隊も実は昨年にその先進地を視察してございまして、そういった取組などもいろいろ拝見してきているところ、勉強しているところでございます、そういった私もなかなかそのバーチャルという部分ではまだまだ勉強不足でございますので、地域おこし協力隊などの力も借りながら情報発信につい

ては彼らも非常にパワーを持っているものですから、そこと連携しながらのバーチャルイベントの展開をいろいろ考えていきたいというふうに考えております。

答弁漏れがございました。継続は有効な財源を見つけながら、可能な限り継続してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○松本委員 観光施設維持管理事業になるのですが、オロフレスキー場電気設備改修工事 85 万円で計上されてございます。漏電対策ということで改修工事を行うということで承知いたしましたけれども、本来指定管理委託料で聞くべきだったかもしれませんが、改めてここでオロフレスキー場、せっかくアウトドアスポーツを推進しましょうというようなことで団体も頑張っていらっしゃるわけでありましてけれども、その基盤となるといいですか、オロフレスキー場の問題で水を差すような発言になったら心外なのでありますけれども、このオロフレスキー場が町営で行うようになってからしばらくたちますが、その存続について過去 2 代前の町長の時代から議論があって現在に至っていると。その間に当然地元の方々の協力、支援もあって現在があるわけですが、実際その運営には町が負担をしていると、指定管理料を払っているというのですけれども、要するに町営に決まった当時からといいますか、要するに大きな設備、リフト、いずれ使えなくなる日が来ると。大規模修繕と新たな設備投資はしないという前提で始まって、その年限を一応決めておりましたけれども、前の前の町長の時代から、佐藤さんの時代なのかな、いずれにしてもその時期が来ましたが、協議の場を設けて、その手を加えつつ延命しましょうと、そういうニーズも地域にありますということだったのですけれども、やはりいずれはそういう状況を危惧しなければいけないのだらうということ発言しておりますけれども、実際現状でそのオロフレスキー場のリフトも含めて、動力も含めてなのですか、大きな設備等の現状と申しますか、その辺を情報として知りたいという趣旨で質問しているのですけれども、いかがでしょうか。

○商工観光課長 ご答弁申し上げます。

オロフレスキー場の存続についてなのですが、指定管理の協定書の中で存続に耐えられないような、そんな大規模な修繕が必要になった場合は、これは急遽取りやめるといような条項も設けつつ、今ご指摘にあったような形で修繕を繰り返しながら運用しているというのが現状でございます。いろいろケーブル会社とかの保守点検は毎年やっていますし、索道管理者も毎年安全管理を最優先に維持管理を行っているところなのですが、まだまだ大丈夫という報告の中で今運用しているところでございます。

そういった中の保守点検の中で今回漏電、ブレーカーがちょっとそろそろ異常だということで、シーズン終了を待って保守といいますか、アースを含めた修繕工事を今回提案させていただいたものでございまして、こういった経緯の中で今後も、今せっか

くご指摘のとおり夏のアクティビティーも今年度は約 800 人弱の利用もございまして、それからそうべつアウトドアネットワークをはじめとするアクティビティーの開発にも取り組んでおられる、非常に意欲を持ってやっていただいている中で、施設が続く限りは可能な限り存続の形で今進めてまいりたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、132 ページ、133 ページ。

○松本委員 洞爺湖園地の管理事業に関わりまして、船揚施設管理委託料 122 万 4,000 円に関して質問いたしますが、いろんな施策を 2 年前コロナ禍にありましても進めてきて、要するに適正利用、それからそれは湖面利用も含めてですけれども、不法なボートを利用させない、危険行為はさせない、騒音を出さないというようなことで安全運航にするように指示もし、そういうアピールもしというようなこと、それから園地そのものに不法キャンプを取り除くということで柵というか、植栽を含めてソフト的な柵と言えいいのですか、防御柵を。知恵を絞ってそういう対策を続けてきているわけでありまして、それがかなり奏功して昨年来も決算のときにコロナ禍であっても利用がそこそこあった上でそういう不法行為といえますか、やっては駄目な行為だよというようなことが減ってきたという報告を聞いております。非常にいい方向だろうと思うのですが、その経験の上に今後コロナが落ち着いてくるとまた利用者が増えていくだろうと想像しますし、いい悪い、悪いのですけれども、そこで遊んでキャンプしてやろうという、やっぱりそういうやからも当然いきなりゼロには減らないだろうということではありますけれども、今年度説明があったと思いますが、併せてこの先どのような対策をしていくのか、どういうところの効果を狙ったものにしていくのかが一つと、去年、おとしですか、湖面のその利用をめぐる洞爺湖町を含めて協議会ができていろんな意見交換がされているし、ルール の制定と。利用料も同時期ではないですけれども、上げてそれを還元して対策費に充てましょうということも何か共通してやっているようでありまして、いい傾向だと思うのですけれども、その辺の対策協議等があればとお伺いしたかった。

もう一つは、全部一遍に言ってしまうと以前も視察もさせてもらったし、意見も言わせてもらいましたけれども、トイレです。決して地域の声が高くてそれを望んでいるという話でも何でもなくて、安全に湖面で遊んでもらって、食事ぐらい食べてもいいのか知らないけれども、キャンプをしないで帰ってくれば理想だし、いいのですけれども、水も出るしトイレもあるからキャンプしてしまうというような、水も出ない、トイレもないというのもまずいでしょうけれども、そのトイレがああいう状況ですから、ある意味客が来ないほうがいいのだったら、それはあのままでいいのかも

しれないけれども、とはいえどもやっぱり健全で健康的で明るい観光地で、しかもルールを守った人が楽しんでもらって帰るといえば、やっぱりトイレだってあの状態のままではいけないだろうということですよ。

仲洞爺キャンプ場のようにお金をかけて建て直すということを別に望んでいるわけでも何でもないので、片やアウトドアの志向のキャンプにして、きれいな立派なトイレに改築して利用者が喜ぶかもしれないし、喜んで帰ってくるかもしれませんが、片や大したお金を落とさないし、遊ぶお金をペイ、払って自分で自己完結して帰ってしまうと。大した地域貢献もないかもしれませんが、それも含めたやっぱり潜在的な壮瞥のファンでありますし、今後いろんな形で壮瞥に対してプラス効果のあるようなお客になる可能性も極めて持っている、相対的な壮瞥の魅力としては。そうすると、やはりあのトイレをいずれ改修しておくべきなのではないかと個人的には考えるのでありますが、前から聞いていますが、そういった考えがこの先検討事項で入るのかどうかお示しくださればと思うのですが。

○商工観光課長　ご答弁申し上げます。

2点ご質問があったかと思いますが、まず水上レジャーの近隣との対策協議含めての現状でございますが、昨年度は、令和4年度はお盆の期間を閉鎖という形にさせていただきました。これ初めてなのですけれども、結果としましては非常に通報件数が皆無になったと。お盆休みに、このピークに集中するマナーを守らない方々というのは今回は防げた。お盆以外でマナー違反が1件で2名ほど利用停止の措置を取らせていただいたのですが、それも運輸局や洞爺湖町と連携して回る適正利用パトロールの最中にそういった違反行為が見つかりまして、また利用者からも通報があったと。お互いにルールを守りましょうというルールといいますか、雰囲気づくりがおっしゃるとおり功を奏し始めているのではないかと。

また、ビブスというゼッケンをつけさせていただいたのですが、これが不明な船艇が発見されたときは財田の管理者と電話で連絡を取り合って、どっちの船揚げ施設から出たものかというのを名簿をチェックするなど速やかな対応をさせていただいたと。

湖上パトロールについても、なかなか取締りまではいかないのですけれども、目を光らせるという点では違反行為も一昨年よりは少なくなっているようですし、回数をこなすことによってその辺りの意識向上につながっているのではないかとというふうに認識しております。これは洞爺湖温泉交番も含めまして、お互い顔の見える関係を築けている、協議会の、洞爺湖町さんのご尽力もありましてお互いルールを徹底していこうという意識が利用者にも伝わり始めているというようなことを肌身に感じているところでございます。

それから、2点目のトイレの件につきましては全くおっしゃるとおりでございます。あそこだけくみ取りトイレでなかなか暗い、汚いというようなお声も頂戴してお

ります。利用料を、収入を上げて改修ということも一時期考えたことはあったのですが、これはこの園地の将来像といいますか、そこにも関わってくる問題ではなかろうかというふうに思いまして、委員のおっしゃるとおりきれいにしたらしたで大勢来てまた不法キャンプが増えても困ると。不法キャンプは今年度はなかったのですけれども、その辺の痛しかゆしといいますか、どちらを優先させるかということで今非常に悩んでいるところでございます。将来的にあのままでいいかどうかというのは確かに検討していかなければいけないと、これは認識してございますし、園地の在り方と総合的に勘案しながら今後ご指摘の点を旨に刻みまして検討してまいりたいなと思っております。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、134 ページ、135 ページ。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、136 ページ、137 ページ。

○松本委員 道路橋梁維持経費でお伺いしますが、大規模な補正予算をさきの議会で承認がありました。議論もありました。そのときは除雪費の関係で説明をいただいたわけでありすけれども、この当初予算、令和5年度に関して修繕料、手数料に関して説明をいただきたいと。

令和4年度は修繕料として当初予算が1,100万程度で、当初デリネーターという視線誘導標識というのですか、正直詳しく分からないのですけれども、そういったものを設置して、これも除雪の際に効率的にするためのものというふうに理解していましたが、そういったものの設置をする予定だったけれども、これ補正かな、どっちにしてもやるやらないでそっちをやめて、そのデリネーターやめて代わりに、これただなのですか、スノーポールを使って効率的な除雪に、路肩なのですか、行うようにして、余力を手数料に回して、その手数料で支障木の処理だとか、これも除雪に関わる邪魔なものというのでしょうか、そういったもののために使うということがあって、最後は最後で狭い場所、民間の方のトラクターを使わせてもらった11万ぐらいの補正ございましたけれども、いずれにしてもその修繕料、手数料の令和5年度の内訳についてどんなことを想定されているか。近年のこの大雪と特殊な状況も重なっているわけですが、お伺いしたいということでもあります。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

道路橋梁維持経費の修繕料、手数料について想定しているものについてご説明させていただきます。

まず、修繕料ですけれども、昨年度と比較しまして127万円の増額ということになっております。こちらにつきましては、通常の道路が、町道も老朽化が進んでおりま

して、今のところ何かあれば修繕してきているというようなことでございますけれども、ある程度できる限り予防的な保全もしていきたいというようなことであったり、突然壊れた場合には応急的な対応もしなければいけないということで、要は道路の修繕費として 1,100 万円を計上しております。

そのほかにも隔年度にはなるのですけれども、町有重機でグレーダーを保有しているのですけれども、その車検経費として 110 万円を計上しておりますので、今年度増額した 127 万円のうち 110 万円は隔年度に発生するグレーダーの車検の経費ということでございます。その他車両関係の修繕もちょこちょこ出ますので、それを合わせて車両関係だけで、グレーダーの車検含めて 133 万 1,000 円を計上しているというものがうちの修繕料ということでございます。

役務費の手数料でございますけれども、1,648 万 3,000 円の計上で 553 万 7,000 円を増額しているということで、こちらも昨年度もいろいろとちょっと予算をやりくりしまして支障となっている支障木ですとか、枝払いをやらせていただいたのですけれども、まだまだ通行の支障になるような木であったりとか、維持管理に支障になる木ですとか、枝払いというものがございまして、それももう少し計画的にやっていけなかなということで上げさせていただいているものでございます。そのほかにも通常の道路側溝の清掃であったり、そういうもので入れております。基本的に増額の要因となったものにつきましては、やはり枝払い関係、支障木の関係が一番多くて、雑木関係につきましては特にやっていきたいところにつきましては昭和新山第 2 線の車道側、斜面になっているところに結構支障木がだんだん、だんだん大きくなってきているということもございまして、歩道側にもせり出してきているところもあったりですとか、今後大きくなっていくとなお支障になってくるというようなものも含めて伐採していきたいということで、その辺の手数料を上げさせていただいているものでございます。

○松本委員 この点については了解いたしました。

次に、道路新設改良費で町道道路改良舗装工事の 9,207 万円と土地購入費 100 万円について伺いますが、いずれも町道中島 1 号線の整備に関することだと思いますけれども、これ令和 5 年度が最終年度として完成を見るということでよろしいのか。

それから、土地購入費の 100 万、3 筆、3 名、525 平米となつてございますけれども、これについての交渉といいますか、その辺の状況はスムーズにいったらっしゃるのか、それを含めて今年度の完成を我々は見ることができるということでよろしいのでしょうか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

滝之町中島 1 号線の整備事業につきましては、平成 28 年度から実施させていただいておりまして、最初の調査設計業務から始まって、工事につきましては平成 30 年度から着手できるような状況で現在には至っておりますけれども、その間基本的には

当初工事始まってから３年程度で終わりたいということでうちのほうは要望してまいったのですが、毎年毎年配分が 20%だったり、40%だったりというような形でちょっと要求する国費が配分されなかったということが今に至って起きている状況で、その国費に合わせて事業規模を決めながら進めてきて現在に至っているというところでございます。

令和５年度事業につきましても、一応最終的に令和５年度がもう完成する年だということで国費の要望は行っているところではございますけれども、まだ国からの内示等々は頂いてはおりませんので、もしかするとまた要望どおりつかないという可能性がございますので、その際にはいま一度国費も毎年追加要望等々ございますので、その中で令和５年度は最終年度であるということを強く訴えかけて、できる限り国費をつけていただくようにしていきたいということと、この事業平成 28 年から始めてまいりましたが、途中で国費の配分がよくなるのではないかと北海道の指導もございまして、国土強靱化に要する事業という全体的な交付金事業の中でのそういうパッケージがございまして、それに移行したというのが令和３年度からでございます。それに移行するということはちょっと条件がつけられまして、３年間で終わらせなさいということになっています。ということで、もう令和５年度事業が最終年度ということになりますので、その辺もいま一度北海道のほうと協議しまして、毎年国費の配分少ないのだけれども、５年度で終わらせなければいけないということなので、一応追加要望すれば何とか要望どおりの国費が配分できるのではないかなというようなご回答は今のところいただいております。ということで、我々としては一応５年度に完成できることを見込んで予算計上はさせていただいております。

続きまして、公有財産購入費でございますけれども、今もなお引き続き用地の補償は行っておりますけれども、事業始まって以降ちょっと所有者が替わったりですとか、相続が終わっていないですとか、そういう問題もございますけれども、何とか５年度事業を直接するに当たって問題なく用地購入できるよう今も順次作業は進めておりますので、一応５年度事業完成できるように用地のほうも購入できることは見込んでおります。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、138 ページ、139 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、140 ページ、141 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、142 ページ、143 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、144 ページ、145 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、146 ページ、147 ページ。

○松本委員 都市計画関連事業といたしまして、毎年同額で同様の予算計上の説明があるといえますか、記載されてございますが、改めてこの都市計画審議会、本町の何を審議するのかと、どこを審議するのかと、都市計画区域はどこかということになるのですけれども、それは何のために設置されているのかということも含めていま一度分かりやすく説明をいただければと思っております。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

都市計画審議会につきましては、壮瞥町内にございます都市計画区域の中で何かしら決定事項ある場合に審議会を開催して決めるものでございますけれども、まず都市計画区域につきましては壮瞥町字壮瞥温泉と字洞爺湖温泉のほとんど土地利用されている部分につきましては都市計画区域ということになっておりますけれども、その中で都市計画決定しなければいけない事項があった場合ですとか、何かしらそれに伴うような計画を見直すですとか、そういった場合に審議会を開いて決定していただくという期間でございますけれども、当面今のところ最後は、事業的なものにつきましてはエコミュージアム火山遺構公園、あれが都市公園として位置づけられておりますけれども、そこを都市計画公園として位置づけるときに審議会大々的に開いたのはそれが最後だったと思いますが、そのようなことがあったときに審議会を開催して内容を説明し、決定していただくということでございますが、今のところ町から何か働きかけて審議していただくということは、今考える限り当面はないのかなと。

ただ、北海道の都市計画審議会のほうで各市町村に何かしら審議の要請あった場合には審議会を開催するということもあるかもしれませんが、今のところそういう情報もございませんので、毎年毎年同じ経費ではございますが、一応緊急的にというのもあれですけれども、何かあった場合に審議会開催できるように予算のほうは計上させていただいているというものでございます。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、148 ページ、149 ページ。

○松本委員 消防費でありますけれども、消防負担金という計上でございますけれども、1 億 9,952 万 2,000 円であります、その内訳としての説明があったかと思えますけれども、本部共通経費として 1 億 8,004 万 2,000 円、それから壮瞥支署費として 1,948 万円だったと思いますが、本部共通経費のほうの説明で救急車両の更新、それから通信指令の実施計画の策定、それぞれ 350 万と 100 万を含む内容であるという説明がございました。

壮警支署費では支署費、それから消防団費ですか、施設費、その説明で消火栓の改修、それから高圧洗浄機の更新とありました。まず、本部共通経費の救急車両の更新、これはどこの支署本部に置く救急車両なのでありましょかということと、通信指令の実施計画というのは行政報告等で町長からあったような登別地区までを含む新たな消防指令と言えいいのでしょうか、正式名称はちょっと分かりませんが、そういったものに移行していくための実施計画を本町分 100 万でしたか、それを計上してあるという理解でよろしいのかという点。

それから、壮警消防支署費としての消火栓の改修何か所、どこを想定されているのかということと高圧洗浄機、この用途は何か。車両の清掃なのか、あるいは機器の専門的な清掃なのか、どのぐらいの規模の高圧洗浄機を想定されているのかお伺いしたいと思います。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 5 2 分

再開 午後 1 時 5 3 分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

何点かあったかと思うのですが、まず 1 点目の高規格救急車でございます。先ほど 350 万という話でしたが、これ 3,600 万でございます。こちらは基本的に壮警消防のほうに配備をする予定であります。

それから、2 点目の実施設計の話でございますが、これはもう委員のご意見のとおりでございます。令和 6 年、7 年で通信指令隊の広域化のための整備を 2 か年で行いますけれども、その前段で行う実施設計費の壮警町の負担分が 100 万円でございます。

それから、支署費のうちの消火栓の改修に関しましては 1 か所仲洞爺のキャンプ場のところにある消火栓の改修でございます。

それから、最後の高圧洗浄機については基本的には車両等だけではないのですけれども、設備と一緒に置いて広く活用すると。現状のものがもうかなり年数もたって老朽化で壊れてしまって、修理費よりも購入したほうが安いというようなことに調べた結果なりまして購入をするというものでございます。

以上、4 点です。

○松本委員 およそ分かりました。高規格救急車がうちに入るのかなということは何となく想像できたのですけれども、その負担は本町の設備は本町が全部負担するのですか、ということでもいいのですか。3,000 万を超えるというのは承知していたつもりなのですけれども、勝手な解釈で 350 と書いてあるのはそのうちの借入れの分の利息分とかなんかをうちが持つのか、そのレベルかなと思ったけれども、そうではないと

いう。ただ、言っても詮ないことでしょうけれども、壮瞥町に配置されますが、その守備範囲はどこにも行くわけですよ。伊達市だろうが、洞爺湖町だろうがという気はするのですが、令和4年度で洞爺湖町に1台配置されたとは思いますが、それもやはり洞爺湖町は全額負担したということになるのですか。

町長たちうなずいているから、そうなのかもしれませんけれども、そういったことだと伊達市や洞爺湖町と比べてうちが1台分を全部かぶるのはなかなか財政的には厳しいものがあるなという気はしますけれども、それこそ皆さんで幅広く守備範囲の中で応分の負担をそれぞれ規模に合わせて行うべきかと感じますけれども、そんな議論になったことはないのでしょうね。そういうことを一町民としては望みたいと思いますが、詮ないことかもしれませんけれども、了解はしませんけれども、そういうことだということで説明は承っておきますが、もう一つ消火栓は1か所だけなのですね。そういうものって大体うちの自宅の近くにも、職場の近くにも消火栓があって、しょっちゅう消防の方が見えて草刈りだの多分チェックもしているのでしょうけれども、そういった日常のメンテナンスはきちんとされているから、その消火栓の老朽化と言えいいのか、不備というのか、そういったことはチェックされているのでしょうけれども、ほぼ同時期につくった、あれって老朽化なりという、要するに改修の必要が出てくるというのはどういう理由だったのか、ないしは今後もそういうの出てこないのか、あるいは同じ時期に複数か所で整備しておけば、いずれ同じぐらいの時期に更新の時期が来るのではないかなど多少気になりましたけれども。

それから、すみません、ちょっと聞き逃したかもしれませんけれども、高圧清浄機は車両用という理解でいいのでしょうか、それとも路面清掃関係ないか、ほかのどんなことに使うかだけ。あと、いわゆる今ちっちゃくコンパクトで自宅用の高圧清浄機も手頃な値段であります、そんなものでは間に合わないような高規格の立派な業務用の高圧清浄機を理解すればいいのですか。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

まず、救急車の話ですが、ぼっとお話が出てきて、では当町が買いましょうという話ではもちろんなくて、4市町全体の車両計画というのが消防本部でございます。できるだけバランスよく負担が過度にならないように、かつ安全管理が適正に行われるような計画があって、それに基づいてやっておりますので、洞爺湖町なり豊浦、伊達市、それぞれのほうでももちろん車両を定期的に更新をしております。ですから、当町だけではないということと、実際洞爺湖町のほうでもこの前2か月前ぐらいに納車になりましたけれども、同額、三千何百万というふうに聞いていましたが、の負担をして車両の更新を行っております。

それから、2点目の消火栓に関しては老朽化による改修ではなくて、場所を移設をせざるを得ないという、そういう状況がちょっと発生をしまして、それで今回はやるということですから、維持管理はもちろん適正にしておりますし、ほかにも一斉に古い

ものを取り替えていくとか、そういうような話ではないということでご理解をいただきたいと。

それから、高圧洗浄機、一応業務用のものを購入いたします。単純にその車を洗うということだけではなくて、当然消毒等も行わなければならないですし、特にコロナ出てからそういったところをメンテナンスをしっかりとやらなければならないのだけれども、この肝心なときにちょっと機械の調子が悪いということでやむを得ず今回は、やむを得ずという言い方はちょっと悪いです。必要性が生じたために購入をするというものですし、基本的に路面清掃はないと思いますけれども、業務の中で必要性が出てきたときは当然応用して活用していくというふうに考えております。

以上です。

○森委員長 これより休憩といたします。再開は 14 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 10 分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、総務課長のほうから訂正いたします。

○総務課長 先ほど消火栓の位置に関する答弁について、私が全く違う思い込みというか、勘違いをしておりました内容が違っておりました。申し訳ございません。修正させていただきます。

先ほど仲洞爺ということでお話をしましたが、場所は消防費で見ているのは上久保内の消火栓でございました。仲洞爺のほうも施工はするのですが、それは消防費ではなくて別の簡水のほうで施工する分だということでございます。

理由につきましては、仲洞爺のほうは移設で間違いはないのですが、上久保内のほうにつきましては、今回消防費で見分につきましては定期の老朽化したものの順番に取替えというか、改修をしていくのですが、それによるものでございまして、今回するものは平成 4 年に施工したものですので、約 30 年経過したものというふうに聞いております。

以上でございます。

○森委員長 149 ページ、ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、150 ページ、151 ページ。

○佐藤委員 教育行政執行方針に関連して伺いたいと思います。

3 月 2 日開催の第 1 回定例会で教育長が令和 5 年度壮瞥町教育行政執行方針を表明されました。学校教育をはじめ社会教育までの幅広い 1 年間の進め方について述べられていました。私はいつもこの執行方針に関心を持って読ませていただいておりますが、1 月 30 日付の新聞報道によると伊達、壮瞥の給食、23 年度 10% 値上げ、市教委

運営委員会に諮問、これ報道内容を要約するとそういう内容でした。また、2月13日の新聞では伊達と壮瞥の給食10%値上げ答申との報道でした。

ご承知のとおり壮瞥町の学校給食は当初は学校給食組合を伊達市と壮瞥町で組織、伊達市の学校給食センターで調理して各学校に配送されていましたが、その後現在の伊達市の歴史のもり食育センターに替わり、現在は食育センターに委託して取り組んでいるのが現状です。このように値上げについて前の年と状況の変化があるにもかかわらず執行方針では一切触れておりませんでした。示された執行方針は教育担当者かといいますか、教育長が作成し、教育委員会議に提案、協議されたとは私は考えますけれども、このことについて委員から何ら指摘がなかったかどうか確認させていただきたいと思います。

私は前年との違いが生じたときには、やはり触れてほしかったな、そんな考えを持つものですから、このような発言をさせていただきましたが、このことについてどのような経緯でか伺いたいと思います。

○教育長 ご答弁申し上げます。

まず、給食費の値上げにつきましては、委員会等から運営委員のほうの参加をしております、それで伊達市教育委員会と連携しまして伊達市教育委員会からの答申、諮問を受けてその運営委員会のほうで協議をして、その運営委員会のほうで答申という状況でございました。決定を見たのが1月に入ってからということでございまして、執行方針の中にちょっと間に合わなかったというような状況にあったというふうに考えております。

また、その都度本町の教育委員会のほうには話題を出させていただいて、このような協議が進んでいるということでご理解をいただいて、そのときには諸般の事情で特に材料費等の値上げが大変な状況にあるということでやむを得ないのではないかと、そういったご意見をいただいていたところでございます。そういったことでご理解をいただければというふうに思います。

○佐藤委員 経緯は分かりましたけれども、やはり私はきちっと明記というよりも表明すべきでなかったかなと思うのです。といいますのは、このセンター運営委員会に教育委員会も参加していると理解していいですね。分かりました。

そこで、伊達市のこのホームページを開いてみますと、だて歴史の杜食育センターは壮瞥町を含めた13校の児童生徒約2,300人、教員や職員も含めると約2,600人、これは4年4月現在だそうです。対して年間で50万食、これは3年度の実績って書いてありました。そのように町からもこのセンターの運営委員会に出ていて情報は結構早く入ったのではないかと思いますけれども、やはり私は考えて入れてほしかったなという望みです。

そこで、これが10%程度値上がりと言いますけれども、月額にすると小学生と中学生それぞれ給食費が違うと思いますけれども、およそ10%値上げした場合月額にする

と1人どの程度になるのでしょうか。よろしくお願いします。

○生涯学習課長補佐 ご答弁申し上げます。

学校給食費につきましては、現在の給食費の額につきまして小学生では月額 3,900 円となっております。10%の値上げ上昇ということで、小学生の改定後の給食費につきましては月額 3,900 円から 4,400 円、中学校 1、2 年生につきましては現在月額 4,800 円のところ改定後 5,400 円、それから中学校 3 年生につきましては 4,600 円のところ改定後が 5,200 円、約 10%の改定ということの内容でございます。

以上です。

○佐藤委員 値上げというか、1割程度値上げの幅分かりました。

そこで、この値上がりも実施するのですね。実施した場合父母に対してのお知らせといいますか、周知といいますか、給食費はこのように変わりましたということで周知すると思うのですけれども、これは教育委員会がするのか、各学校がするのか、どちらがするのでしょうか。

○生涯学習課長補佐 ご答弁申し上げます。

今回の給食費の改定につきましての通知でございますが、こちらにつきましては学校ではなく教育委員会教育長名で各保護者のほうへ通知を行います。行いますといいますか、3月7日付で値上げにつきましては通知を行っているところでございます。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、152 ページ、153 ページ。

○佐藤委員 これその中で5の学校給食運営事業で1,600万1,000円が計上されていて、給食費では1,599万3,000円ですか、の予算が計上されておよそ63万2,000円が前年度より増えております。多分こんなこと質問するまでないのかもしれませんが、どうして値上げになったのだと言ったら燃料費が高騰したとか、配送に従事する方々の人件費が増えたとか、または前回の補正のときには食材の値上げということが言われておりましたけれども、今回63万2,000円増えたのは何がどの程度増えてこの金額になったか、もしもお手元に資料があれば伺いたいと思います。

○生涯学習課長補佐 ご答弁申し上げます。

この部分の食育センターに関する部分の委託の部分の値上げの要因についてでございますけれども、こちらのほうで食育センターのほうからの説明では5年度分の負担金につきましては、主な要因につきましては、やはり近年の光熱水費の急激な上昇に伴う増加ということで、これが主たる要因ということで伺っております。

○佐藤委員 分かりました。光熱費が町のいろいろな施設を見ても倍増とは言いませんけれども、上がっておりますし、各家庭の電気料も本当に上がって主婦の皆さんは目の玉が飛び出るような思いでいるのではないかなと思います。

それを別としましても小学校、中学校の生徒、令和5年度の児童生徒数、中学生何人、小学生何人というのはまだ表明というか、聞いておりませんので、4年度と比べてどのように変わるのかな。そして、昨年9月の定例会で補正がありました。それは何かというと学校給食費の軽減事業として、これはコロナ対策でやったのですけれども、小学生年額4万2,899円を2万3,499円にするだとか、中学生5万7,600円を2万8,800円、これ半額にするというような経済措置を行いました。そこで、これを実施した段階で父母の皆さんから感謝の声とは言いませんけれども、そういう減額してもらってよかったのかなんかそういう声が寄せられたかどうか、これについて伺いたいと思います。

○生涯学習課長補佐　ご答弁申し上げます。

最初の児童生徒の在籍者数ということでございますけれども、小学校につきましては今年の2月末現在で児童数92名となっております。それから、中学校につきましては同じく53名の生徒が在籍しております。それから、新年度の児童数と生徒数につきましては、すみません、後ほどお答えをさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

それから、給食費の軽減につきまして約2分の1ということで補助事業を使いまして保護者のほうへ還元するということで今実施しておりますけれども、その実際の声としましては申請ということで教育委員会の窓口のほうへ各保護者の方から申請に来ていただいておりますが、やはりこういういろいろなもろもろ物価等、光熱費等上がっている中非常にありがたい、助かるという生の声をいただいているところで、感謝の声がほとんどということで頂戴しているという状況でございます。

○森委員長　ほかにありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長　次に、154ページ、155ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長　次に、156ページ、157ページ。

○佐藤委員　157ページに小学校教育振興事業の中の一番最後に要保護・準要保護児童援助費が計上されております。また、たしか161ページにも中学校費の教育振興費の中でこういう言葉が使われて予算が計上されております。これ2つとも関連して質問したいので、できればお許しをいただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○森委員長　内容的にはダブるということでいいのですか。

○佐藤委員　はい。

○森委員長　では、許します。

○佐藤委員　お許しをいただきましたので、続けて質問したいと思います。

教育振興費の中の要保護・準要保護児童援助費について伺います。私は経済的に恵

まれない児童生徒の皆さんが安心して学び、各行事に安心して参加できるための経済的援助は必要と日常から常日頃考えている一人です。

そこで、扶助費の給付対象児童数、これは年々増えている現状でないかと思います。今日の経済状況や家庭環境により増えているのが大きな原因だと思いますけれども、4年度と5年度に対象となる児童生徒数、どのように変わるのかな。その4年度は何人で、5年度はこの予算を計上したとき何人というような、もしも資料があれば伺いたいと思いますし、なければよろしいのですけれども。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時31分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○生涯学習課長補佐 ご答弁申し上げます。

ただいまのご質問についてでございますけれども、令和5年度につきましては、小学校の児童につきましては対象者が41名、中学校の生徒につきましては22名が対象となっております。4年度につきましては、ちょっと今資料を持ち合わせておりませんので、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

○佐藤委員 今お聞きしますと、92名の児童の中で41名の方がやはり生活が経済的に苦しいだとか、いろいろな家庭の事情でこの要保護だとか、そういう扶助費を受けている状況分かりました。というのは、この扶助費の中には給食費も含まれておりますよね。含まれているはずです。そこで、この92から41引くと51名の生徒の皆さんは父母の皆さんが支払っている。それから、中学校で53名のうち22名がこういう扶助費を受けていると。31名ですか、の方がお母さん、お父さんが支払っているというところが分かります。

そこで、私は何を言いたいかというと、この給食費をゼロとは言いません。無償なんていう言葉、私は使う言葉好きではありません。せめて半分くらいまでできないのかなというのは、4年度で国の援助があったからかもしれませんけれども、半額にしているでしょう。ですから、そういうことを考えると私は児童生徒が安心して、また経済的に困っているお母さん方はその扶助費をいただくからそれはいいかもしれませんが、やはり安心して学校に通わせてみんなと一緒に給食を頂くような形にしていきたいな、そんなことを常日頃考えているのですけれども、このことについて今回は予算も骨格予算と聞いております。

多分4月に選挙が終わって6月の定例会には肉づきの補正予算が提案されるのではないだろうかな、そんなことを想像しているのですけれども、私はやはりこちらのほうにも目を向けていただいて、そして補正をぜひお願いしたいな。これが何千人という数であれば私は言いませんけれども、少子高齢化の中で改めて面倒を見なければな

らぬ人がその 50 人だとか中学生で 30 人、このぐらいいは私は幾ら町の財政が苦しいと言っても何とかなるのでないだろうか。といいますのは、今回提案された議案の中に除雪費がありましたよね。あの除雪費の補正は、それぞれ気候状況によって変わったかもしれませんが、変化があつてああいう提案になったかもしれませんが、四千数百万円という金が補正で組んでいるのです。

ですから、年間通して昨年給食費の 2 分の 1 を補助しましたよね。そんな形をぜひ取っていただきたいな。これはここで取りますとか、取らないとかという返事はいただかなくてよろしいです。新体制になった中で私は十分検討していただきたいなと、そんな気がしてなりません。そのことについて確定的な答弁でなくて、現在考えられることについて答弁をいただければと思います。

○町長 予算の執行に関することありますので、私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

ご質問、ご意見は十分拝聴させていただきながら、子育て支援ですとか、全政策のバランスですとか、やっぱりそういう財政状況を勘案しながらどのような施策が有効なのかということは十分検討した中で判断をしていく事案かなと思っておりますので、ご意見を受け止めながら執行の際の参考とする、そのような答弁をさせていただいてご理解をいただければと思っております。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、158 ページ、159 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、160 ページ、161 ページ。

○松本委員 壮瞥中学校建替事業に関わって、関連として質問をしたいと思っております。

一般質問の際に最後の項目の質問として、壮瞥町が目指す一貫教育とはという質問を投げかけておりまして、最初の答弁では町長に直接答弁いただいておりますけれども、その後の再質問が時間的余裕がなくてできなかったということもございました。そんなに深い考えと思いがあつて言っているわけではないのですけれども、改めてこの質問に際して教育長執行方針も読ませていただきまして、その壮瞥町が目指す小中一貫教育とはというところで考え方をお伺いしたかった。

答弁にあったように、昨年 12 月に本町の小中一貫教育に係る基本方針を策定された。その上で、その基本方針にのっとり新たに組み組んでいく柱ということ答弁の中でいただきました。ふるさと教育、国際理解教育、それから ICT 教育、心と体の育成を含め 9 年間を通して教育課程を再編成して指導計画を作成しており、児童生徒の異学年交流や教職員相互の指導方法を高め合う研修を積極的に行うということ

で結んでありましたけれども、私もほとんど分からないままいたものですから、小中一貫教育とはということで薄っぺらく表面だけかじって勉強したのですが、背景には教育基本法、学校教育法が変わったということと、それに伴って教育内容の量も質も変化を求められているということがあったと。

それから、児童生徒、これは小学生なのでしょうけれども、心身の発達が早熟化しているということでより自己決定、批判もあるのですけれども、自我に目覚める時期というのが早まったことに対する学校教育としての対応が必要である。

それから、よく言われる中1ギャップ。小学校から中学に変わって学校教育環境が変わったことによる不登校やいじめ、暴力行為などが増えている傾向にあると、そんなことが背景。

それから、家庭教育で社会教育力の低下が見られることを学校教育に求めるという言い方なのですけども、代替機能として小中一貫として幅広い年代の交流を含め、教育課程においても幅広い教育を進めることでその社会教育を体現してもらうというようなことが背景にあると。ネットですけども、情報に書いてありました。それを読んでいきますと、詰まるところそれが小中一貫教育校と、目指すこと。

一方で、義務教育学校というのがあってと。まず、1つ目なのですけども、中学校が小学校の隣に移設することで壮瞥小学校、中学校はいわゆる一貫教育校と自称していくことになるのですかというのが単純ですけども、質問です。

それと、小中一貫校と義務教育校の違いというのは、私がここで高説語るほどのものでもないし、また同僚委員も皆さん知っていることだと思いますからやめますが、どうも読み深めていくと義務教育学校がその小中一貫校を目指した場合の最終形態に見えてきたのですが、完成度として、例えば校長先生が1人というのはまず置いておいて、当初は中学3年から小学校1年までの体格も精神的発達も違う者が校長が1人で守備範囲、さっきから守備範囲という言葉いっぱい使っていますけれども、大丈夫なのかと思いましたけれども、いやいや、中学校の教科担任制度を小学校から取ることによって小学校の先生は自分が全てオールマイティーである必要もなく、教科担任もその専門職が携わる。先生が担任だけではなくていろんな教科の先生が小学校から続いていくと、なるほどなと。

そして、それをずっと長い目で見て小学校、中学校の9年間を、カリキュラムもそうですねですけども、通しで計画的に進めていくことができる、推進できると。そうすると、義務教育学校というのはより完成度が高くなるのかなという個人的な感想を持ったわけですけども、その辺のところをいやいや、それは違いますよも含めてご高説賜ればと思うのですが、よろしくお願いします。

○教育長 ご答弁申し上げます。

まず、義務教育学校と本町が目指す小中一貫教育、その違いになるかと思いますけれども、そこについてはやはり一番大きな違いというのは委員さんもおっしゃって

いましたように義務教育学校は校長が1人という体制です。本町が目指すものについては、それぞれ小学校は小学校、中学校は中学校として枠組みはそのままにしておいて、内容を義務教育学校に準じた形の小中一貫校にしていくということでございます。

これについては、一応本町につきましては併設型の小中学校という、そういったくりといいますか、枠組みにするとそのような形になりまして、内容的には本当義務教育学校とほぼ同じ内容を目指せるということであります。したがって、9年間の目標を設定し、9年間の系統性を確保した教育課程を編成、実施しますので、小中連携の取組を基盤として一貫教育にレベルアップさせるというような、そういった教育を目指しています。

最終的な目標が義務教育学校かということ、それはまたちょっと違うのかな。それぞれのよさがありますので、その状態、これからの子供の数とか、そういったことも踏まえて義務教育学校を目指していくのか、それとも今の併設型の小中学校をそのまま継続してよりよいものにしていくのかということは今後検討していくことになるかと思います。ご理解いただければと思います。

○松本委員　ご理解はしているつもりなのですが、あしたになったら忘れていく可能性もありますが、やっぱり昔の形しか知らない我々の固い頭で、しかも脳細胞が毎日減っていつていきますので、なかなかスムーズに入ってこないところあるのです。ただ、前から壮瞥らしい小中一貫教育、目指すは併設型の教育、小中一貫校である。ただ、中身はほぼほぼ義務教育学校に近づくものを目指したいということであれば、本当に抽象的ですが、理解しやすかったというのが一つ。

それと、どんな子供たちも郷土の、ここで育ったという心の居どころといいますか、ふるさとの、その学校の形が大きく変わることまた一つの大きな変換点だろうと思います。くしくも久保内中学校、小学校、保育所も閉鎖して一つになったという経緯がありますが、人口も少ない中、今回の中学校が移設しますけれども、うちの町ではその前から一貫教育を目指すという言葉は使われていたわけで、それがどんどん進化していくのだろうと、こういうのを期待します。

そこで、教育長さん、要するに教育委員会内部の皆さんと、校長先生あたりはそうかもしれないけれども、その辺の考え方というのは、今後の方向性というのは学校経営で見えてくる、絶えず頭にあることだと思うのですが、日頃担任持ったり、教科を持っている現場の教師からすると、分かりませんけれども、あんまり自分の問題として捉えられないのではないかと、日々の仕事としての教育があるので。そうすると、どういう点、要するに先生方の方法論もあるし、気持ちの持ち方もあるし、さっきから守備範囲ばかり言っていますけれども、今度広がるというようなことの、その辺の研修とか、そういったものは必要なのかなと思うのですが、そういった先生方のフォローというのは取られているのでしょうか、それとも研修を受けるとか、そういう制度なんかあったりするものなのではないでしょうか。その辺はちょっと不安視するのです

けれども、いかがでしょうか。

○教育長 ご答弁申し上げます。

まず、先ほどもご説明したことについては、やはり先生方にまずご理解していただくことが重要というふうに考えています。管理職、それから教育委員会では長い年月をかけてこの形を模索してきておりますので、そこはある程度一定程度理解は深まってきましたので、それを今度は実際に先生方がどのような考え方、どのような方向性で進んだらいいのかというのをやはりきちっと説明をさせていただいて、ご理解をいただく必要があるということで1月ですけれども、説明会を開かせていただきまして、私のほうから小中高の先生方にお集まりいただきましたけれども、ご説明をさせていただきまして、こういった方向で進めていきたいというふうな説明をさせていただきまして、ご理解をいただいたところでございます。

今後もし引き続きこれが方針が定まっておりますけれども、具体的に内容、計画をつくったり、それからあるいは新たな取組として先ほど話題に出ておりましたけれども、小学校高学年で教科担任制をつくっていくとか、そういったことについても実際に計画をつくりながら進めていくことが必要でありまして、それを今後先生方と共に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○森委員長 ここで私から質疑がありますので、質疑が終了するまでの委員長の職を副委員長と交代したいと思います。

佐藤副委員長、委員長席へお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時50分

再開 午後 2時51分

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

森委員長の質疑が終了するまで私が委員長の職務を行います。

○森委員 まず最初に、委員長席を降りて質疑することをお許し願います。

私は教育費、中学校費の学校建設費、壮瞥中学校建替事業の関係について関連してお伺いしたいと思います。

まず、教育委員会の管理職が体調を崩して現在長期の病氣療養状態になっているということでございまして、このことに関して予算関連で伺ってまいります。

本件については、昨年末に同僚委員から教育委員会管理職に長期の病氣療養者が発生しているという相談が持ち込まれまして、正副議長及び総務、経済両常任委員長と対応の必要性について協議した経緯がございます。

我々もその審議のほどが分からず、行政側からその後詳しい情報と経過の説明もなされず、議会としても行政現場への関与については慎重にあるべきであるという意見もあり、積極的な関わりを控えておりました。結果的に療養状態がいまだに継続して

いるということですので、予算執行と人事管理の観点から伺います。

まず、この件について先日の全員協議会終了後に町長からこれまでの経過の調査概要が説明されましたが、いま一つ理解できませんでしたので、改めて伺います。

説明では、町長部局の幹部から教育委員会職員に対し不適切な業務指導が行われたことが述べられておりましたが、この行為者を弁明、擁護する内容ともなっており、教育委員会職員が長期の病気療養に至った経緯、原因が明らかになっていないのではないかと感じました。関係職員が長期の療養状態にあることは、今年度予算の目玉事業とも言える中学校建替事業を進めていく上で事業執行に与える影響と学校人事や教育行政全般に支障が出ているのではないかと思います。まずこの点について伺います。

○教育長 ご答弁申し上げます。

中学校建替事業の事業執行に係る影響ではありますが、生涯学習課担当職員を中心に課内職員が協力して対応しております。また、町長部局との連携も欠かせないものであり、関係各課の課長をはじめ担当職員と連携し、業務執行に影響が出ないように進めていただいていると認識しております。

学校人事や教育行政全般についても支障が出ることがないように課内職員で協力して慎重に業務を進めていると認識しております。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

○森委員 本日の会議にも出席しております課長補佐頑張っておられると思います。ただ、従来管理職がやっていた業務をそのまま執行していくというのは大変きついところがあるのかなと想像するところがございます。教育委員会一丸となって、まず頑張ってくださいと思います。

次に、人事管理関連で前回の調査状況と今後の理事者側の対応について伺います。それで、一応質疑は3回までということでございますので、2回部分については項目が多うございますので、ある程度まとめて伺います。

まず、理事者が状況を把握したのはいつか。

それから、職員の詳しい状況を議会に説明してこなかった理由は何かあるのか。

先日示された調査概要では、令和4年11月に状況の発生を認識してから内部調査を行ってきたとの説明がございました。昨年11月、12月というのは調査の動きは見えたとはいえ、本年1月に入ってから動きが見えなくて、2月に入ってようやく動き出したように感じるものでありまして、この間放置していたということではないのか。また、この事案が発生してから今頃の説明では遅過ぎるのではないかと感じるものを感じたものです。

それと、昨年11月から当該職員が体調不良であったということですが、体調不良になるということは、それなりの原因があって具合が悪くなっていると思うわけですが、それまでのその経過と原因をどう捉えているか。

それと、今回の療養自体は行き過ぎた業務指導を行われたことが原因ではないかと感じるわけですが、理事者はそれをどのように認識し、今後それをどのように処理、解決しようと考えているのか。

また、行き過ぎた業務指導があったとすれば、処分事項に該当する事案ではないのか。

次に、行為者が、これは情報ですからはっきりしていない部分はあるのですが、自己都合により退職するというお話も聞いてございますが、もしこのまま退職すれば、教育部局の職員が病気療養に至っている原因は存在しないものとなり、職員が勝手に体調を崩したということにはならないかというところが心配でございます。

また、行為者に不適切な業務指導があったとすれば退職前の処分が必要であると考えますが、理事者の考え方はどうなっているか。

それと、処分に該当する事案ということであれば処分対象者はどの範囲になるか。今回の教育委員会部局の事案を含めて役場全体の行政組織運営の中でほかにも同様の事象、事案が発生していないのか。

また、今回のその事案の発生で他の職員にも動揺が起きているのではないのかなという部分が想像されるのですが、この部分内部調査と併せて調査、検証していただきたいと思いますが、まずこれまでの件についてお伺いいたします。ちょっと長くなって申し訳ないのですが。

○佐藤副委員長 これより休憩といたします。再開は 15 時 10 分といたします。

休憩 午後 3 時 00 分

再開 午後 3 時 10 分

○佐藤副委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○町長 何点かありましたので、順にお答えを申し上げたいと思っております。

まず、私が承知をいたしましたのは令和 4 年、昨年 11 月 23 日でありまして、以後当該職員の心身のケアに細心の配慮を行い、12 月 20 日に提出されました産業医との面談による所見を参考に内部調査を進めてきたところであります。

本年に入りまして 1 月 24 日、本人から総務課へ連絡があり、心身が回復傾向にあることを確認し、総務課職員と当該職員との面談が本年 2 月 7 日、2 月 16 日に実施されたところであり、この面談を通して復職に向けた諸準備も含め対応策、方針を具体的に検討してきたことから、議会の皆さんへの報告が 3 月に入ってからとなったところであります。

それと、次に最初体調不良となる経過と原因については、委員長ご指摘のとおり体調不良になってしまうまでの行き過ぎた業務指導が要因と認識しており、職員が勝手に体調を崩したという認識は持っておりません。

また、対象者の処分を行うなど、これは理事者になろうかと思えますけれども、適

切に対処をしていく考えであります。今回の事案に関する内部調査とともに全職員を対象にアンケート調査を実施し、記録に残し、再発防止と働きやすい職場環境づくりを推進していきたいと、このように思っております。

以上です。

○森委員 理事者が状況を把握したのは今年の11月ということだと思うのですが、そういうことの答弁ですけれども、これが本当に11月23日だったのかと。私先ほども言ったように1日で具合が悪くなるわけではなく、それまでの経過があっただろうと。それは、多分何年間かの積み重ねがあって11月から体調を崩したのではないのかなという感じはします。これは私の想像ですから、そこまでは深く追及するつもりはありません。ただ、何となく1月というよりも1月にあまり手をかけないで、2月に入ってから何か急に物事が動き出したなという感じがしたものですから、ちょっとその辺については違和感があるというか、そんな感じは持っております。

行き過ぎた業務指導があったという部分は、多分お認めだと思いますけれども、これは処分についてはもう、ある程度の処分範囲は決めておられるということでよろしいのでしょうか。処分の範囲、それについてまず伺います。

そして、何せ3回の制約があるものですから、私が最後の部分で聞いておきたい部分、私の言った中でほかの職員に動揺がないかどうかという部分を実は聞いているのですけれども、これは多分議員はあまりそういう場に居合わせていないと思うのですが、いろいろ話が聞こえてくるのは役場庁内の端から端まで届くような声もあったと。ですから、そういう立場になるとそういう怒られ方もするのだなということで一部職員が動揺しているような事案もひょっとしてあるのかなと、今回のその管理職に限らず。だから、そういう部分についてはしっかりアンケートなりしてもらいたいと思います。

それで、最後のほうになりますけれども、ハラスメント事案だとすれば、私ども調査しているわけではないので、ハラスメントかどうかはこれ分かりませんが、ハラスメント的事案だと思うのですが、これの相談体制の構築と再発防止策、それと何よりも今回その病氣療養に至っている職員が一日も早い職場復帰ができる環境整備、それと役場全体が何か最近は萎縮している状態があるのではないのかなと。ですから、そういうことも含めて伸び伸びと仕事のできる環境づくりを町長にお願いしたいと思うのですが、その辺についての考え方伺いしたいと思います。

○町長 何点かあったと思っておりますけれども、まず対象者の処分につきましては適切に対処していきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければと思っております。

それと、3点目といいますか、最後にありました病氣休暇中の職員の一日も早い復帰に向けた手続と環境づくりをしていくことをこれまでも最優先に考えながら対処してきたと思っております、そのような環境をこれからも整えていく所存であります。

すので、ご理解をいただきましたらと思っております。

今回の事案を教訓に今ご意見がありました、ご指摘がありましたとおり、再発防止策の推進とともに、何といたってもやりがいを持って働きやすい職場環境づくりを推進して、それに努めていくことが重要と考えているところであります。今事案に限らず、その他の事例も含めて全職員にアンケート調査を実施し、取りまとめを行い、調査結果を基に必要な対策を今ご意見がありましたとおり相談体制、対応の迅速な体制づくりですとか、迅速かつ適切に対応していくための体制強化を図る、こうしたことを推進しまして、職員が働きやすく能力を発揮しやすい職場環境づくりを行っていきたいと、このように思っているところでありますので、ご理解をいただければ幸いかなと思っておりますし、今回の事案ではご心配をおかけしたことをまずおわびを申し上げて、これからはきちっと対処していく考え方でありますので、またそのときが来ましたらご説明を申し上げたいと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○佐藤副委員長 森委員の質疑が終了しましたので、委員長の職務を交代いたします。

森委員長、委員長席へお願いいたします。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時19分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計、160 ページ、161 ページ。ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、162 ページ、163 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、164 ページ、165 ページ。

○松本委員 特に項目があるわけではないのですが、高等学校教育振興事業との関連で質疑をいたしたいと思います。

その内容は、壮瞥高校の将来を見据えた取組といたしますか、そういったところになるかと思いますが、壮瞥高校は平成 26 年でしたですか、学科変換、地域農業科として再開設とえばいいのでしょうか。その後は学校の取組が評価を得て募集人員、入学希望者も増えてきていろんな形で取組を多岐にわたり行い、承知しているところでは農業クラブのいろんな活動、意見発表、それから実績発表などは毎年のように実績を上げておりますし、朝市、収穫祭なども圧倒的な数の集客すると。それから、アンテナショップめぐみでしたか。定期的に週に1度の割合ですけれども、列がてくるほどということで、事ほどさように学校というそのもの、壮瞥高校というそのものに対する言わば世間の評価ということだろうと思ひますし、それは実績を積み重ねてき

た結果でもある。また、本町の教育委員会、学校長を含め教育者たちの協力、支援、そういったものの体現されたものだろうと思っております。

ただ話長くなって恐縮になりますが、私が議員なりたての平成7年、既に壮警高校の建て替えという話題が話題で出て止まったというようなことがあって、議員の多くもいずれの時期にいずれかの判断はする、要するに壮警高校がなくなっていくということについていいことではないけれども、いずれそういう結論になるだろうというぐらいの暗黙の了解のような、表現が下手でごめんなさい、そんな感じがあった。当時の教育長も一度話題に出しましたが、なかったかのように消えていって、最初に口火を切るのは厳しいものがあるから、そんな感想を持っていました。その後、今紹介しましたように学校の存在がどんどん、どんどん評価が上がっていったというところだったろうと思います。

先ほど同僚委員、真鍋委員からも壮警高校に堆肥を施用した作物を作ってもらって、言わば試験圃場でありながらおいしいものを作ってもらい、それを評価してもらおうというのは、やはりその壮警高校が持っている今までの評価とか、そういったものが土台にあるから、そこでもしおいしいというものが出ると世間もそれを評価すると。そういう仕組みがもう既にできているから、そんな発言をされたのだろうと。非常に含みのあるいい提案だなと思っていましたけれども、ただし以前にもやり取りあったのですけれども、教育長も答弁されましたけれども、学校教育は既にもうこの時点では令和5年度のカリキュラムや日程は全部当然できていますし、そこに教育現場として新たなものを組み込むというのは非常に難しい。これは分からないでもない。ただ、そういったことを期待されるだけの存在であると、地元にとって。ましてや、くしくも地域農業科。地域農業が抱える課題とか、今取り組むべきこととか、トレンドみたいなことに、いち早くそれを取り入れて、あくまで教育現場ではありますけれども、実践教育の中で成果を出して評価、言わば壮警高校ブランドを育てていくみたいな、そんなことに、もう既に出来上がっていると思うのです。なぜ高校かと。それは、くしくも何か皆さん思っているとおりで、いいものを真心を込めて正しく作って評価が上がる、そういう思い入れが皆さんどこかにあって、それはやっぱり応援もしたい。くだいですが、それが朝市や収穫祭の人気だったりするのではないかと。

さて、そこでという話なのですが、壮警高校の将来を考えるとというようなことからもう5年、6年になるのでしょうか。奥尻に渡りまして、奥尻高校の道立から町立になって町立として開校を始めましょうというスタートラインだったのかなと思っておりますけれども、町を挙げて取り組むわけですが、そのときに訪問したときは十数名いたかいなか分かりませんが、その後の入学者の数は皆さんも承知しているとは思いますが、どんどん、どんどん増えていったと。

取組のスケールだとか、道立から町立に変わったというタイミングでやはりその決断のレベルが違ったのだと思うのです。その存在がなくなることを目の前にしても

う不転の決意と当然お金も含めて町が責任を持って進めてしまうわけですから。そういったことで今の状態があって、島国留学、ちょっと違いますか、そんな形で地域貢献もどんどんしていると。その奥尻高校は本気になった取組の前に島根の隠岐の島諸島の海士町というのでしたっけ、町の名前は忘れましたが、島前高校というのがあって、これが相当以前からそういった島国留学みたいなことで地域貢献を含めて言わばブランド化している。

そうやって考えますと北海道内には似たようにといいますか、三笠高校が三重県の相可高校を学んで1年間三重県に通って、言わばそのまま中身全部を刷り直したいにして三笠高校をつくり上げていった、市立です。今現在どうなっているかというのは言わずもがなで、まだ例えば音威子府の村立高校というのがあって、これは美術工芸科でしたか、それに特化して村立です。村の人口が850人です。高校生が村の人口の15%なのです。幌加内高校は、これご承知のように町立ですけども、日本そば打ち大会で優勝するとか、そういう特色があった町立高校にしていると。壮瞥高校もそこ目指せなんて話を今偉そうにしゃべる気はないのですが、少なくともそういった高校と遜色ないという言い方は変ですけども、そういう可能性、ポテンシャル、実績は間違いなくあるのではないかとということで、夢や期待や希望を持って壮瞥高校の将来をやはりじっくり考えて、投資すべきは投資すべき、そういったところで支援していただきたいなと。長くなりましたけれども、実はこれ一般質問のときに最後のおまけでしゃべろうと思ったのですけれども、時間切れだったものですから、僭越ながらこの時間たっぷり使ってしまいましたけれども、そんな思いでおります。

教育長は壮瞥高校の校長もやられておる。縁があってといいますか、田鍋町長から呼ばれて、三顧の礼で呼んだのかもしれないけれども、今教育長という立場にいらっしやいます。立場でしゃべられるときとないものがあると思いますが、壮瞥高校の校長として管理運営してきたことを前提に私たちが今しゃべったようなことの期待を込めて壮瞥高校の将来に、投資と言ってもお金だけではないと思うのですけれども、そういったもの、教育長が期待するもの含めてお話を承ればと思っておりますが、いかがなものでしょうか。

○教育長　ご答弁申し上げます。

大変壮瞥高校に対して温かいお言葉をいただきましたことを感謝申し上げたいと思いますし、本当に生徒、それから教職員よく頑張っていると思います。それを地域の方々、町の方々が応援していただいて、教育内容については本当に充実した取組ができていのかというふうに考えています。

管内唯一の町立農業高校ということで高等学校の学習指導要領、これらに基づき地域農業科として特色のある教育課程を編成し、町内のみならず近隣の市町村からも一定の評価を得ているというふうに考えております。

今後も高等学校教育として教育内容の充実を図り、地域に貢献する、執行方針でも

様々述べさせていただきましたけれども、地域の産業、農業、それから観光、様々なポテンシャルがありますので、それらに貢献するような、そういった高校をさらに目指して皆様方に力をいただきながら進めてまいりたいというふうに考えております。

地域に貢献というところでは、これも農業クラブで実践した部分ですけれども、リンゴの木の廃材を使って炭を作っているというところがあります。これも今も継続してやっております、果樹の方々からも大変高評価をいただいているというところでございます。そして、それが町内のコーヒーの焙煎をされる事業所の方と一緒にコラボしてそういった商品を作られて、ふるさと納税のほうにもその方が出店されていると、そういった部分もございまして、これからは様々な形で壮瞥高校が皆様方の期待に応えられるように様々な取組を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、今後ともご支援いただければというふうに考えております。

以上でございます。

○毛利委員 私のほうからこの振興事業に関わるとは思いますが、去年、令和4年度、それから令和5年度と募集人数というか、入学か、人数が20人を切っております。昨年当時20人を切って、今年はさらに昨年よりも募集の生徒数がまた減っております。

私ショック受けたのは、今まで虻田の情報科が20人超えないでこれ何年か経過した。向こうの学校を危惧していたのですが、この2年続いてしまうと我が高校を危惧しなければいけない状況になった。ですから、今までの募集の仕方が悪かったとは思いますが、この状況を捉えて今後どのようなことを考えられているのか、今の時点でお聞きしたいと思います。

○教育長 ご指摘のとおり今年度の出願者は13名ということで、過去の中でも少ないほうになるかというふうに思います。大変苦しい状況が続いております。決してその募集を怠ったとか、そういうことではございませんけれども、何せ中学校卒業生の数が年々減ってきております。さらには、コロナの影響があつてなかなかその募集活動も思ったとおりの活動ができていないということもあるかと思います。

今後につきましては、やはり募集するためには魅力的な教育内容である、子供たちが入学して3年間で力をつけて卒業していくと、そういった魅力のある高校にしていかなければならないと考えておりますので、皆様方からお力をいただきながら学校の教職員とも力を合わせて内容を充実させていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、166ページ、167ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、168ページ、169ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、170 ページ、171 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、172 ページ、173 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、174 ページ、175 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、176 ページ、177 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、178 ページ、179 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、180 ページ、181 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、182 ページ、183 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、184 ページ、185 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、186 ページ、187 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、188 ページ、189 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、190 ページ、191 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

◎延会の宣告

○森委員長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日午前 10 時に再開いたします。

本日はこれにて延会いたします。

(午後 3 時 3 8 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

副委員長

署名委員

署名委員

壮瞥町議会予算審査特別委員会会議録

令和5年3月10日（金曜日）

○付託事件

- 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算について
議案第16号 令和5年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算について
議案第17号 令和5年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第18号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計予算について
議案第19号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算について
議案第20号 令和5年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算について

○出席委員（8名）

委員長	森 太郎 君	委員	山 本 勲 君
副委員長	佐 藤 忖 君	〃	真 鍋 盛 男 君
委員	菊 地 敏 法 君	〃	毛 利 爾 君
〃	松 本 勉 君	議長	長 内 伸 一 君
〃	加 藤 正 志 君		

○欠席委員（0名）

○説明員

町 長	田 鍋 敏 也 君
副 町 長	黒 崎 嘉 方 君
教 育 長	谷 坂 常 年 君
会計管理者兼	
	小野寺 寿 勝 君
税務会計課長	
総務課長（兼）	庵 匡 君
企画財政課長	上 名 正 樹 君
企画財政課参事	市 田 喜 芳 君
住民福祉課長	阿 部 正 一 君
産業振興課長	木 下 薫 君
商工観光課長	三 松 靖 志 君
建 設 課 長	澤 井 智 明 君
生涯学習課長補佐	石 塚 季 男 君

選管書記長(兼)	庵	匡	君
農委事務局長	齋	藤	誠士君
監委事務局長(兼)	小	林	一也君

○職務のため出席した事務局職員

事務局長	小	林	一也君
------	---	---	-----

◎開議の宣告

○森委員長 ただいまより本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎会議録署名委員の指名

○森委員長 会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、委員長において松本勉委員、佐藤恣委員を指名いたします。

◎議案第15号ないし議案第20号

○森委員長 議案第15号 令和5年度壮瞥町一般会計予算についてを議題といたします。

昨日の佐藤委員の質問について、後刻答弁することになっていました件につきまして答弁いたさせます。

○生涯学習課長補佐 昨日後刻答弁とさせていただいておりました佐藤委員のご質問にご答弁申し上げます。

まず、1点目の給食費に関するご質問にございました令和5年度の小中学校児童生徒数についてでございますけれども、小学校は89名、中学校は45名でございます。

次に、2点目の小学校費及び中学校費の扶助費の中の要保護・準要保護児童援助費の令和4年度の対象者数についてでございますけれども、小学校は31名、中学校は16名でございます。

以上でございます。

○森委員長 質疑を継続いたします。

予算に関する説明書、事項別明細書、歳入について、一般会計、見開き4ページから。

○松本委員 ここでは町税各種が、予定が載っていますけれども、まず私は固定資産税のことでお伺いしたいということでございまして、前年比250万ほど収入増を見込んでいると、2億2,000万ですか。今さら聞くのも恥ずかしいのですが、固定資産税の種類、種別を分けて説明書を頂いていますけれども、土地、家屋は分かりませんが、償却資産に関して一般、知事、大臣と括弧で書いていますけれども、この辺の分類についてどういう区分なのかお伺いしたいのと、伸びているのが償却資産の一般ということでございます。その辺の詳しい説明をお願いいたします。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

償却資産についてのご質問ですけれども、償却資産は土地、家屋以外の事業用資産ですとか、構内設備とか、土地、家屋以外のものに分類される資産ということになり

ます。

分類の一般、知事、大臣ですけれども、一般分は例えば一般の工場ですとか、そういう種類になりますが、知事認可のものの例えば北電柱のようなもの、あるいは大臣認可のNTT柱のようなものがそれぞれ知事、大臣に分類されるものとなっております。

このたびの伸びの内容でございますが、償却資産一般分につきまして新しく工場が建設されたことにより償却資産が計上された分が468万6,000円、それから知事認可の分が逆に北電柱が173万円分減額となったほかに大臣認可のNTT柱が40万6,000円分減少になったものを差し引いて255万円の増ということでございます。

以上でございます。

○松本委員 了解をいたしました。

次に、2つ、たばこ税が増額見込みしております。多分単価がアップしたのだろうと。喫煙者が増えたとは思いませんけれども、あまり詳細は要らないのですけれども、この程度の理由でこうなったということをお伺いしたいと思います。

それから、入湯税であります。貴重な自主財源で入湯税、税額を上げて令和2年でしたか、で予算も6,200万まで見込んでいましたけれども、コロナの影響でどんと落ち込んで、その後徐々に回復傾向にあるということで5,670万、前年比が1,650万アップを見ているということで、新しいリゾートホテルが部屋数はあまり多くないようですけれども、5月の頭にオープン予定でございますから、結構控え目な数字かなと勝手に思っているのですけれども、この辺の例えば地方交付税であれば留保分というのが一応ありますよね。このぐらいだと思ふけれども、このぐらいに抑えておこうと、そんな隠し球がこれもあるのかどうか、その辺どのような見込みでこの数字を出したかということをお伺いします。

○会計管理者・税務会計課長 ご答弁申し上げます。

まず、たばこ税についてでございますが、令和2年度の当初予算1,850万円に対しまして決算額が1,757万6,000円と予算額の95%になっておりました。それが令和3年度当初、同じく1,850万円の予算に対しまして決算額が1,851万8,000円ということでほぼ100%。それから、令和4年度の当初も同じく1,850万円だったのですけれども、2月末現在の見込みで1,979万7,000円で107%ということで徐々に伸びてきているような状況であります。実際の実績額の段階でさらに少し上積みされるだろうということも加味しまして、今回の予算計上額とさせていただきます。

次に、入湯税についてのご質問ですけれども、ご指摘ありました令和2年度の入湯税の宿泊分の値上がりを見込んで当初予算6,206万円計上しておりましたが、決算額はその56.5%にとどまる3,505万5,000円になっておりました。かなりの落ち込みということで印象に残るような決算だったのですが、その後の推移を見ますと令和3年度は令和2年度の実績見込みを踏まえまして当初予算3,480万円でしたが、決算額が

4,042万8,000円、令和2年度の決算と比較しますと約15.3%の伸びとなっております。

同様に令和4年度は令和3年度の決算の見込みを加味しまして4,020万円の当初予算計上でしたが、2月末現在の見込みで4,791万円、令和3年度の決算と比較して約18.5%の伸びとなっております。このように順調とは言いませんが、堅調に回復傾向にあるということで考え方もいろいろありますけれども、例えば令和3年度から令和4年度にかけての同様の18%程度の伸びが見込まれるとするならば、令和4年度の見込みの4,791万円に18%を加味すると5,653万円ということになります。

それから、新たにリゾートホテルがオープンするということで48室と聞いておりますけれども、既存の大規模なリゾートホテルの約10%程度の部屋数ではありますが、仮に入湯税は人員によりますので、部屋数で一概には言えないのですが、10%を令和4年度の見込みに加味すると5,270万円程度ということになりますので、令和5年度中は難しいかもしれませんが、令和2年度に当初予算に計上しておりました6,000万円程度が見込めるようになるのは今後期待したいと思うところであります。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、6ページ、7ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、8ページ、9ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、10ページ、11ページ。

○佐藤委員 私は予算の歳入の適正な計上が必要でないかという考えから質問いたします。

前年度の計上がこうだから、5年度も同額を計上していることはないでしょうか。その一例として、令和2年度の農業研修シェアハウスの使用料は利用者が多かったことでしょうか、92万円の計上をしておりまして、決算では48万円でした。翌年の3年度は72万円、4年度も同じく72万円、今提案されている歳入も72万です。知らない人がこの予算書を見たとき、壮瞥のこの設置している宿泊施設は利用されているのだなというように私は考えるのでないかと思うのです。

しかし、現実はどうでしょうか。3年度決算ではこの72万円に対して16万5,000円という決算報告が出ております。4年度の利用状況をかいま見るところによると私は大体そのくらいの数でないかな、そんなことも想像しているのですが、この例に限らず私は前年を踏襲するのではなく、継続事業のときは前年度までの実績や、そしてその実績に対してこの点努力するから、これだけの歳入があるのでないかという、やはり私はきちっとした考えを持って予算計上すべきでないかな、そういう面で

適正な予算計上かどうか、これについて伺いたいと思います。

○産業振興課長 シェアハウスの予算の策定状況に関しましてご答弁申し上げます。

今佐藤委員様からご指摘のあったとおり、令和３年度、４年度と稼働率が非常に低いという実績でございました。今現在５部屋あるうちの１部屋しか使われていないような状況だったのですが、一応予定なのですが、今月中に１件入居する予定になっておりまして、さらにこれはまだ確定ではないのですが、問合せが今２件ほど雇用就農の関係で来ておりまして、４部屋は問合せ、埋まるのではないかなというふうに今考えております。ただ、もともと５部屋あるので、５部屋丸々通年で活用されますと前のように９０万ぐらいの予算にはなるのですけれども、いろいろほかにも体験でいらっしゃったりだとかという方が、短期間ちょっと泊まってみたいとかという方がいらっしゃいますので、その分を、１部屋分を差引いて４部屋分で予算は計上しております。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、１２ページ、１３ページ。

○佐藤委員 やはり使用料についてお尋ねしたいのですけれども、健全な財政運営には財源の確保が大切である、これは誰しものが認めることです。３年度の決算の中で収入の未済額、これは特に土木使用料の中の住宅使用料の決算を見ますと滞納が８４５万５,９０４円、また３年度、これは滞納引き継いできている金額です。もう一つ３年度分だけでも３９６万５,６５３円、この２つを合わせると住宅の未済額、滞納額がこの決算の時点で１,２４２万１,５５７円になります。この滞納分の未収分の回収に向けて職員の皆さん本当に努力されている。そして、少しでもということでその年度に歳入がありますけれども、このような未済額、未納解消に向けてただ単に担当課の職員の努力もこれは当然必要ですけれども、理事者としての町長の解消に向けての意気込みというのは私はやはり必要でないかな、そのようなことを常日頃考えております。

このような未納解消に向けて、私はたしか２年の定例会の中で一般質問しました。解消に向けて何かいい方法ないだろうか。そうしまして、その後令和３年３月８日の定例会で壮瞥町債権管理条例が制定されて、４月１日から施行しております。もう既に２年経過しておりますけれども、この条例の運用についてどのように取り組んでいるのか、取組の現状について伺いたいと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

町の財政的に運営するに当たって、このような使用料の滞納というのは担当課としましても大きい問題だというふうに考えております。その業務についても今年は少し令和４年度の実績としましては数字は持っていませんけれども、若干少し上昇傾向にはございますけれども、それに当たりましても担当職員が来町された際に面談を行っ

て、少しでもいいから納めていただけないかですとか、計画的に納付、滞納しているものについては少しずつでもいいからこれぐらい納めてほしいというような計画納付についてご相談してそれをやっていただいたりですとか、そういうことに努めて、少しずつでも滞納額を回収しているということに努めているところでございます。

確かに実際ちゃんと支払われている方と滞納されている方との間には平等性もやっぱりないということで、その辺につきましては今後とも適切に収納していただけるように指導というか、ご相談しながら進めていきたいというふうに考えております。

それと、債権管理条例に基づく今までやってきたことというか、取組状況についてということでございますけれども、滞納するごとに督促ですとか、催促ですとか、それにつきましては条例に基づいた手続は行っているところでございます。その結果、督促状を送ったことによって納めに来ていただける方というのも実際はいらっしゃいます。でも、中にはそのまま放置されてしまった人もいらっしゃいますので、その辺の条例に基づくような手続については今後とも継続してやっていくということと、滞納されている方につきましては、計画納付等で納付を促していくということにつきましては切れ目なく努めてまいりたいというふうに考えております。

あと、ただその滞納されている中には長期間、過去よりもう行方が分からないような方もいらっしゃいますので、その手続についても根拠等を整理している最中でございますので、それは条例に基づいて適切に処置していきたいというふうに考えております。

以上です。

○佐藤委員 努力されていることは理解しました。

最後に、課長がおっしゃっていましたが、この滞納の中には、前にも聞いたことあるのですけれども、平成の初め、平成の四、五年頃の債権から始まっているということを聞いたことあるのですけれども、その頃のことからもう 30 年も経過しているのもやはり私は早急に今言われたように整理が必要でないかな、ということ。

そして、やはり平等性です。住宅料を払わないで、それも 1 年間全然一回も払わないでいる方もいるのでないでしょうか。平等性の上から言っても、私はきちっとした形でいかなければ、払わなければ得したというような感じをやはり町民の皆さんが持ったら、これは大変です。そういう面で大変な仕事だと思いますけれども、取り組んでできるだけ滞納額を減らす努力を私は期待したいと思います。

以上です。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、やはり払っている方、払っていない方というのは不平等性とかというのもございます。ただ、滞納されている方には就労条件といいますか、家庭の事情もあってなかなか払えないという方もいらっしゃいますとは思いますが、その辺もできる限り面談の機会を増やしながら相談しつつ、払っていただけるような環

境をつくって滞納を少しでも減らしていきたいというところにつきましては切れ目なく努力していきたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、14 ページ、15 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、16 ページ、17 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、18 ページ、19 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、20 ページ、21 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、22 ページ、23 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、24 ページ、25 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、26 ページ、27 ページ。

○松本委員 質問というよりは確認なのですが、財政調整基金繰入金に関してということで、まずその予算額見ますと5年度は4年度に比べて倍繰入れを見込んでいる。その分だけ事業のボリュームを考えていらっしゃる、大型事業もございますので。

それに関連してなのですが、4年度、さきの議会でも補正予算が議決されています。では、財政調整基金の繰入額に関してなのですがけれども、たまたまこの令和5年度予算資料って作っていただいて、詳細に見たわけでもないのですがけれども、その中に基金もそうですし、償還していく地方債の額ものっているのですがけれども、その基金の中の財調の残高が令和4年度の見込みとなっていますけれども、要するに今2億2,000万程度でしたか、財調基金って。もうちょっとあった。

〔発言する者あり〕

○松本委員 財調の基金って、ごめんなさい、正確な数字忘れましたがけれども、基金残高がちょっと目減りしているというような資料を頂いたのだけれども、4年度の繰入金、この前の補正で繰入金が5,330万、よろしいですね。積立金が5,971万円だとプラスにならないかと考えて、その議会からいたのですがけれども、令和5年度の予算資料で4年度末でちょっと目減りしている数字を見たような気がするのですがけれども、改めて現在の財調の基金説明いただければと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

お配りしているその他予算に関する説明書に記載のある年度末の基金現在高の部分だと思えますけれども、令和3年度末で財政調整基金の残高が6億6,870万8,000円で、令和4年度末で見込みで6億6,070万3,000円ということでちょっと減っていますけれども、これ作成したのが今回の補正の全然前でございまして、そのときの繰入れ、繰越しの積立金を考慮して計算した金額となっておりますので、先日の補正予算後の額とはまたちょっと今度繰入れも積立てもその差額だったりだとか、あと普通交付税の留保分が全て補正で増額したりだとか、あと今後特別交付税が3月に確定されますので、今予算では2億見えていますけれども、そこが減ればまた財政調整基金からの繰入れが増えるだとか、そういうところがありますので、今の時点で最終的に4年度末で増えるか、減るかというのはちょっとなかなか見込みづらいかなというふうに考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

○松本委員 了解をいたしました。

予算に戻りますけれども、改めて1億4,000万を財政調整基金から繰り入れると。令和4年度の当初予算に比べると6,100万円増えていますということでありますけれども、あえて言うならば行政の連続性ということがありまして、令和4年度になって初めてというか、中学校の建て替えを決断されて、それを予算化していくと、進んでいるわけでありまして、その懸案事項解決のため、ないしは予定していたものが新たにプロジェクトといいますか、動いていくと当然財政的な支出も増えていくわけで、その際にずっと継続してきて、そして令和3年度に大きく2億円も積み立てた財政調整基金でありまして、こういうときに多少目減りしても事業を進めていくというのは当然だと思いますし、一面だけ見て判断すべきでもない。あわせて、公債費もそうですけれども、上がっていくときと落ち着いていくときがあって、それがそのまま財政に影響していきますけれども、そういったことを含めてつまびらかにされていますけれども、議会のほうも我々も一喜一憂することなく、その推移を見て、説明を聞いて理解を進めなければいけないなと感じているところなのでありますが、ついでに、すみません、ついでになって失礼、質問たっていますので、財政調整基金のこの先も見据えて財政運営についての考えを少しだけ伺いしたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

このたび令和5年度の予算では財政調整基金からの繰入れが大幅に増えたということがありますが、この要因につきましては町長の予算編成方針でもありましたが、リゾートホテルの社宅の建設に係る民間賃貸住宅の助成に関する部分が非常に大きいのかなとは思っておりますし、そのほかにも光熱水費が上がっていますので、その部分も一般財源で見るとということで、その辺が影響しているのかなとは思いますが、これは助成につきましては必要な投資だと思っておりますし、このリゾートホテルが来ていただくことで社宅を建てることでも固定資産税ですとか、住民の方が住民票を置いてもらえれば住民税も入ってきますし、そのほか様々な経済効果も期

待されると思いますので、必要な投資はしていく必要があるのかなと思っております。

財政調整基金につきましては、多分令和5年度は減ると思いますけれども、必要な投資をして減るのは仕方ないと思っておりますし、使うときは使うというか、必要なときは使わざるを得ないですし、今度は抑えるべきときは抑えていくと、そういう形で進めていって、できるだけ財政調整基金が増えればいいですけれども、そういった形で必要に応じて繰入れして、今度は積んでという形で財政を進めていけたらなと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、28 ページ、29 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、30 ページ、31 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、32 ページ、33 ページ。

○佐藤委員 この町債についてちょっと内容といいますか、理解を深めたいので伺います。

今年度といいますか、5年度に18億近い予算で中学校を建設する。そして、その中の財源として7億2,770万ですか、町債として借り入れて建設を進める。本当に貴重な財源ですけれども、返済始まるのは何年度から何年計画でこの7億のお金を返済していくのか。やはりその点、町民の皆さんにも建てることによってずっと将来的に残っていくのですよということを理解してもらうためにも何年度から返済が始まって何年度に終わるのかということを伺いたいと思います。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

学校の整備に係る、建設に係る起債につきましては、借りの先によって償還年数ですとか、据置年数もちょうと変わってくるのですけれども、今の想定では据置き3年で償還年数25年となりますので、5年に借りますとその3年後から、3年間は据置きなので、利息だけ払うのですけれども、その後元金の支払いが発生すると。そして、25年間かけて払っていくという形になります。

以上です。

○佐藤委員 大変長い年月をかけて返済していくということは、やはり町民の皆さんにきちっと理解してもらうことが必要でないかな。ただ単に私たちが何々つくってほしいと言っても、財源のことを考えないで要望することが多いのではないかなと思うのです。そういった意味で、このような大きな事業を組んだときには、将来的にもいろいろ返済があるのだということ、それも25年というと私は当然この世に住んでおりませんけれども、やはりこれからの若い人たちにもこのように学校建設することによって将来的負担があるということを理解してもらうことが私は大切でないかな、そん

な気がしてこの質問をしたのです。答弁は要りませんけれども、やはり町民の皆さんにきちっと内容を知っていただく努力を私はお願いして質問を終わります。

○企画財政課長 ご答弁申し上げます。

先日の一般質問でもあったかと思いますが、こういった施設の整備ですとか、多額に整備費かかって借金も大きくするという事業につきましては、今後やはり財政の見通しを立てていきたいと思っております、そういった立てた際には委員の皆様はもちろん、住民の皆様にもお知らせしていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、給与費明細書、債務負担行為に関する調書及び地方債の現在高の見込みに関する調書について、一般会計 192 ページから受けます。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 194 ページ、195 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 196 ページ、197 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 198 ページ、199 ページ。

○松本委員 ちょっとスピードが速くてついていけなかったのですけれども、1 ページ遡って質問してよろしいですか。

○森委員長 はい。196 ページ……

○松本委員 196、197 で、本当はその前に関わるのですけれども、給与に関してのことなのでございますけれども、一般質問の一部でありましたけれども、付け足しのようラスパイレース指数を壮瞥町が何と 122 位と、94%でしたか、既にもう忘れていますが、それでも 179 分の 122、市は入っていないですか。それでも少し 193.5 から 194.5 と上がっているのですという自慢はしていなかったのですけれども、改善されている話は聞きました。ここには 197 ページに期末、勤勉手当の支給率が載っています。これも当然ラスパイレース指数に影響するのでしょうか、多くは昇給の部分の 196 ページ、ないしはその前にありました平均給与等がその数字としては使われていくのだらうと思うのですけれども、改めて確認しますが、いわゆるその職員の平均年齢と平均給与、そういったバランスが、ほかの町村と比べたことはありますでしょうか。ないしは、その数字は結果ですから、その結果に導いた過程としての原因というものを研究したことがあるのかということの質問です。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

以前一般質問でもお答えしたとおり、ラスパイレース指数につきましては道のほうか

ら発表されるその数値等を見ながら、原因分析しながらということで対応しておりますけれども、それ以外の例えば平均給与の部分で平均年齢ですとか、そういったところを他自治体と比較して何らかの改善というのは具体的には特に行っておりません。

以上です。

○松本委員 では、ちなみにその平均年齢とどういうふうに関連するか言っていないが質問おかしいのですけれども、平均給与が他町村との対比でどの辺の位置にあるかと。ラスパイレス指数はこちらが頼んでもいないけれども、道のほうで出てくる数字かもしれませんけれども、自分のところの給与体系、それが結果として出てくる平均給与がどのぐらいのレベルにいるのかという自己把握はあってもおかしくないとは思いますが、ふだん忙しい中でそんなする時間がないかもしれませんけれども、そういう対比はされているのか、いかがなのか。

○総務課長 ご答弁申し上げます。

ちょっと言い方が適当ではなかったかもしれませんが、基本的に給与表は近隣も含めて同じ給与表ですし、同じ制度を運用していて純粋にうちがラスパイレス指数が低いと。振り返って要因を考えたときに思い当たるところとしては、この前ご答弁したとおり一時期人事評価による昇給を行わなかった時期があったということと、当町の場合は本当にこの前も言いましたけれども、直近四、五年ぐらいでしょうか、結構中途採用をしていて、通常であれば中途採用って大体 30 代とかいう方ぐらいまでが一般的なのですけれども、当町の場合にはちょっと年齢層を上げて応募をして、実際に採用されている方も比較的年齢が高いというのは把握はしておりまして、そういった意味から当町が指数が低い、原因はこうですということでこの前お答えをしました。それが近隣と比較してその分析によるというふうに言われればそうですし、1 回目の答弁で申し上げたのは先ほど言った平均年齢、平均給与というのを全て調べて並べて、そういうような細かな分析までやったのかという質問だったと思うので、そこまではやっていませんと。ただ、ここ数年の当町の採用状況、人事評価の状況を見ればおのずと結果は見えてくるかなということで、その程度というか、そこまでの分析までしか行っておりません。そういった意味でのご答弁でございます。

以上です。

○松本委員 最後にしますけれども、この前の一般質問で答弁いただいたので、そのまま刷り直しで分かっていますけれども、そんなところにこだわる気もないのですが、やっぱり引っかかっているのはラスパイレス指数が低いよ、同じような仕事をしていてそうなのですかという職員側の受け止めと、町民どうか分かりませんが、その辺のインセンティブといいますか、労働意欲といいますか、につながりませんか。

もう一つは、新たな人材が希望したときに選択として選ばれない可能性もありますかというところに尽きるのですけれども、ちなみに全道議長会というところがありまして、そこは事務局があって、そこに年に 1 回研修へ行くと冊子がついていまして、

いろんな道内のデータが出ているのです。特別職、三役全部。それから、議会平均、議長、副議長出ていたかな。ランキングではないのですけれども、全部調べれば出てくるといようなことで。

ただ、国保税のところもあれば、料金のところもありますけれども、国保料の、それも出てきます。そんなのを使って一般質問したこともありますけれども、置いておきまして、職員のデータってほとんどないみたいな感じがあって、何が言いたいかというと一方的にラスパイレス指数を発表されて、壮警のレッテル貼られているというところ、いいか悪いは別としてもですが、事実ですから。だったら、自分たちもきちんと平均年齢、平均給与を広報で知らせるかもしれませんけれども、ラスパイレス指数が低いこともつけて理由としてこうだということを太い活字で書くとか、現在改善されていますとか、そんなことのアピール、声はこっちから発信してもいいのではないかなと、内外にということをおっしゃるので、質問しているのですけれども、この考えどうですか。

○総務課長　ご答弁申し上げます。

いろいろご助言をいただきましたが、ただ私は人事担当してまだ4年程度ですけれども、少なくとも受験者の方とか、そういった方からラスパイレス指数が低いからという話は聞いたことがなくて、もちろんそういうものを見た上で判断をしてチョイスをされて壮警町が外されている可能性はもちろん否定はしないのですけれども、それよりはむしろ今の環境ですとか、仕事の内容ですとか、そういったところがやはり採用のポイントなのだろうというふうに思いますし、少なくとも新卒の初任給についてはどの町も一緒ですから、そこでの差異もございませんし、むしろ中途に対して特に専門職を採用するという意味で年齢を上げたのですが、そういう門戸の広さという意味で言うと、むしろほかの町よりも優れているかなというところもございます。

町の事情等もありますので、それぞれの地域性ですとか、その他の関係を見ながら採用というか、受験先を皆様選ばれていると思いますので、そういう意味ではラスパイレス指数に限らず受験者の方にとって魅力、働いてみたいなというふうに思われるような職場づくりに、むしろそちらのほうに力を入れて取り組んでいきたいと思えますし、その一方でラスパイレス、給与水準というのは現に働いている人間にしてみると、当然それは労働意欲に関わる大きな問題だと思いますから、近年その人事評価のやり方、あるいは反映の仕方も改正したところでありますが、それについては引き続き今後もやる気があって、一生懸命やっていると評価できる人間は当然給与をほかの人よりも上げていく、そういうような適正な運用と活性化といいたいでしょうか、それについては継続をして今後も取り組んでいきたいというふうに考えます。

以上です。

○森委員長　ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、198 ページ、199 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、200 ページ、201 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、202 ページ。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 次に、予算書の第 1 表、歳入歳出予算、第 2 表、継続費、第 3 表、債務負担行為、第 4 表、地方債及び条文について。ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 予算書及び予算に関する説明書全体について。

○長内議長 全体の中で質問させていただきたいと思います。

私どもの任期、町長を含めて間もなく 4 年間を終了させていただくということになりますけれども、本来であれば教育費の中で質問するのが本来なのかなと思っておりますけれども、教育にとどまらず広い範囲の部分もあるのかなと思ってここで質問させていただきたいと思うのですが、昨日の教育費の小学校費の中でも質疑がありましたけれども、やはり中学校が本格的な建設が本年から行われるという、それに伴って小学校も含めた義務教育の在り方、小中一貫校という部分の質疑がございました。教育長の教育行政執行方針の中でも小中一貫教育の推進という形を上げられておりました、昨日の質疑の中でも併設型の小中一貫校を目指していて、将来的には義務教育学校ということも含めて義務教育という部分を一体化した 9 年間の中でふるさと学習ですとか、地域の人と協働して児童生徒に持続可能な社会のづくり手として育てていきたいというようなお話がございました。

そういう中で、町長が教育長のときに方針を示されて、久保内小学校が今休校という形でおります。それからもう何年になりますか、6 年ぐらいになりますでしょうか。壮瞥小学校という形で、東部地区という言い方が適切なのか分かりませんが、久保内小学校の校区の生徒も一体となって壮瞥小学校で勉強されているということでございます。

そういう中であって、今後久保内小学校をどのようにされようというのか、どのように考えられているのかという部分をお聞きをしておきたいと思います。

○教育長 ご答弁申し上げます。

久保内小学校につきましては休校中ということでございますので、今後時期を見て最終的にどうするのかということ判断をしていくことになるかと思っております。ずっと継続して教育委員会でも協議しておりますけれども、時期を見て最終的な決断をしていくということになるかと思っております。教育だけではなくて、今後例えばまだ文科省の補助金についての借金が残っておりますので、それが最終的になくなるという段階です。

その校舎について今避難所としての役割についてもある程度定められておりますし、それからその活用の方法については教育だけではなくて、やはり町全体を見た中でどうしていくかということもこれから検討されるのかなと思います。

教育については、休校をどうするかという判断をこれからしていかなければならないというふうに、検討を継続しているという状況でございます。

○長内議長 今ここでどうすると、結論を出すということではございません。昨日の中でも併設型の小中一貫校という部分で教育長もお話しされておりましたし、そういう部分ではある程度のその方向性としては考えられているのかなというふうに受け止めさせてもらいました。

現段階で、この小学校を閉校する上に当たって、一つは極端な生徒数の減少ということが一番大きいと思いますが、そういう部分も踏まえて休校という措置を取ったと。なぜ休校なのかという部分の一つは今教育長も答弁されておりましたけれども、補助金の部分も久保内小学校の改修に伴った補助金等の部分も視野に入れて今休校という形を取っている、その要因の一つなのかなと思っておりますけれども、それは財政的に補助金の返還という部分があとどのぐらいの年数残っているのかの点、それと現段階で久保内地域からの児童生徒数、小学生に通っている、それから子供さんがいる数、小学生未満の、今保育所に通われた方もいると思いますけれども、その児童生徒の推移というのはどのように把握されているのか、この辺をお聞きしておきたいと思えます。

○町長 経過も含めて私のほうから答弁を申し上げたいと思っておりますが、久保内小学校につきましては、私が教育長を務めさせていただいているときに児童数の急激な減少により飛び学級があつて、それと保護者の活動もなかなか難しいということもありまして、保護者の意向を踏まえまして平成 30 年度末をもって休校と、このような判断をしたと記憶しているところであります。

それで、ご質問の補助金と起債の関係だったのですが、補助金につきましては記憶では平成 27 年度に屋根と外壁などの大規模改修を行ったというふうに認識しております。ちょっと間違っているかもしれませんが。

それから 10 年間につきましては、その目的外に活用した場合については返還が必要であると。10 年を経過した場合につきましては、返還をせずに基金の積立てが可能であると、このような認識で承知をしておりますので、したがいまして令和 6 年度か 7 年度をもってその年限ではないですが、目的外の活用をした場合についても国のほうに返さなくてもいいようになるというふうに認識しているところであります。

そのような年次を見据えて、当時休校の判断をしたときの学校運営協議会の会長を務めていただいていたのがくしくも長内議長であるということもありまして、学校運営協議会の皆さんとのお話の中では久保内小学校の開校の節目の年次がたしか令和

4年ですとか、そのほかにも今申し上げましたように校舎の関係の補助金等の整理がつく年次を見据えて、将来を見据えた検討で判断をすべきではないかと、そのようなご意見をいただいております、その後教育委員会では校舎の活用について検討していただいているところでありますけれども、私なりの試案はあって、教育委員会にもご相談を申し上げているところでございますけれども、新しい年度、こういった状況を優先課題として取り組んできたことがあって、その議論については議員の皆様とも議論を深めたところはないということでもありますけれども、庁内検討、教育委員会と共にまちづくりの視点も入れまして校舎の活用、校舎の在り方も含めて今後検討していきたいと、このように思っているということで、現状認識とこれからについての認識をお話し、答弁とさせていただきたいと思っております。

なお、旧というか、校区の児童数については当時の推計では令和5年度、6年度についてはたしか10名から12名程度になるということでありましたけれども、今スクールバスでどれぐらい通っているのか……

〔発言する者あり〕

○町長 分かりますか。

〔発言する者あり〕

○町長 令和5年の4月1日で休校中の久保内小学校の校区の子供たちについては、各学年1人から4人、1年生2人、2年生4人、3年生1人、4年生2人、5年生1人、6年生1人、計11名。当時やっぱり推計したのと同じぐらいの、当時というか、平成の29年、30年に推計したのと同じような推移だと思っておりますが、これだけの児童数が今スクールバスで小学校に通っていると。

今後のこの推移を見据えながら、こうした数字も含めて検討を皆さんと共に行っていくつもりでございますので、していく案件だと思しますので、ご承知いただければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森委員長 これより休憩といたします。再開は11時10分といたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を受けます。

○長内議長 一般質問ではありませんので、あんまり突っ込んで議論はできないかなと思っておりますが、私も久保内小100周年の協賛会長させていただいて、そのときに今町長言われたその当時の小学生の子供たちがタイムカプセルというものを学校の前に埋めて、そこに石碑を置いておまして、開封というのか、開ける時期の年度も入れておまして、昨年だったかなと思うのですけれども、そんなことで地域住民

やいろんな方から小学校どうなるのだろうかねですとか、タイムカプセルどうするのというような、実はお話も伺っていて、タイムカプセルもそのときの計画から言うと、もう開封している時期なのかもしれませんが、学校はあるという前提で埋めたということもありますから。

やはり、ただやみくもに時期が来たからタイムカプセルを開けるということでは当然ないのだろうと思っておりまして、何らかの方向性がしっかりできたときにそれを開ける時期が来るのかなというふうなお話もさせてもらっているところなのですけれども、これは学校だけの、教育だけの、委員会だけの問題ではなくて、先ほどの償還の関係ですとか、財政的な問題、それから定住にも当然つながってくる問題だと思います。そうした中で、やはり中学校が新しく建設され、その中学校も実は閉校のときに地域の懇談の中でぜひ時代に合った恵まれた環境でできるような中学校で教育させてあげたいなという意見もたくさん出ておりました。そういう中で今回それに向けて実現できる、地域の住民の方も期待を持っているのかなと思っております。

そういう形でその小学校の方向性が示された段階で、当然地域の合意も含めて、久保内小学校のありようという部分が進めていっていただければありがたいなと思っている一人なのですが、その中であってやはり学校を続けるのか、閉校にするのかという議論もちろんあると思いますが、それ以外にも例えば閉校するのであれば、小学校跡地をどのような形で生かしていくのかという部分も当然重要な要素だと思いますし、多分中断しているのかなと認識しているのですが、要するに地域における町の施設がそれぞれあるのですが、その有効活用という部分も議論されていて、小学校の休校に伴って多分その議論は中断されているのかなと思っておりますけれども、町内の町有施設の有効活用という部分においても、その位置づけというものはやはり重要になってくるのかなと。

様々な点で、その在り方について庁舎内での議論ももちろんでございますけれども、住民との対話、それから意見交換、もしくは義務教育としての在り方という全町的なことももちろん必要になってくると思いますし、そういう中でぜひ議論を進めていく時期にも入ってきているかなと、個人的にはそんなような認識を持っております。

今まで機会があったらそういう議論もしたかったのかなとは思いますが、多分コロナ等の影響で多くの人を集めて議論する場というのも限られていたのかなと思っておりますので、そういう意味ではコロナもある程度状況も変わりつつあると。そういう中において、地域も含めて意見交換の場や方向性の検討を進めていく時期に入ってきているのではないかと考えておりますので、その辺の見解をお伺いして質問を終わりたいと思います。

○町長 ご答弁を申し上げます。

今議長からありましたとおり、この4年間の中ではコロナもありまして、そうした中で一つ一つ課題解決に向けて取り組んできたところであり、ご質問の久保内小学校

の今休校中の措置の在り方について地域の皆様も含めて議論がなかなかできない状況であったということは、それは率直に認めさせていただきたいと、このように思っております。

今地域の方の意向ですとか、意識も伺うことができた。このようなことから子供たちにとって望ましい教育の在り方ですとか、教育委員会ではもう策定をしているところでありますけれども、教育の環境づくりと、あと大事なのは地域振興も含めて、施設の活用ですとかも含めて、役場の中での教育委員会との協議の中で方向づけをしていく過程で地域の皆さん、議会の皆さん、教育委員の皆さんとも協議をさせていただきながら一つ一つ方向づけしていくことになっていくのかなと、このように思っておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げてご答弁とさせていただきます。○松本委員 予算書そのものに直接は、予算の説明書、これ、説明資料、説明書に直接関わりませんけれども、予算全体に関わることで、委員長にお許しをいただいて質問をしたいと思います。

内容については両方承知していますけれども、この予算審査特別委員会の前段で予算の全体についてそれぞれ担当をする課長さんから説明を受けております。議員、我々は。その際にこういった各資料を頂いて、それをチェックしながら説明を受けると。我々議員になりたての頃は1日ばかりで、当時は副町長ですけれども、議案説明の中でそれもまとめてやっていましたので、しゃべるほうも大変、聞くほうも大変みたいな時代があったのですけれども、今そのようなシステムになって我々も聞きやすくなったのと、また皆さんにこの分手間をかけているのは百も承知で、この先質問するのは非常に嫌がられるかもしれませんが、あえて短めにしますけれども、この説明資料のフォーマットがそれぞれ担当課で違うと、課長さんで。見やすいのと見やすすくないのがある。これも事実です。ストレートに言いますと、見やすくしてほしいと。

なぜかということ、それはやっぱり見やすい資料で得心や、議員自らがなるほど、理解を深めることで逆にさらに議論の活性化を生むのではないかと。議論の活性化が生まれれば、それは事業推進の一つの力になるのではないかと。興味関心も持ちますし、もっと深く。それはそのまま事業推進につながるのではないかとということであえて苦言を呈しているつもりでございますが、もっと分かりやすく言うと款項目節の節は要りません。節を書いて次に説明があると思いますけれども、言っている意味分かりますよね。節ふだん使わないです。節はやっぱり説明のものが集積されたやつが出てくる。皆さん承知しているでしょうけれども。

なぜそうなるかという、またこれも失礼ですけれども、昨年使ったフォーマットをそのまま使うからです。もっと言うと、前任者が使ったやつをそのまま使っているからです。駄目とは言いません。やはり皆さん、失礼な言い方します、勉強を少しされて、どうやったら伝わりやすいか。中には勉強されてといいますか、非常にちらち

から見せると嫌らしいですけども、ここまでの資料くれるのかというのもあるのですけれども、全てにわたってそれは求めませんけれども、そういうことにぜひ時間を割いてくれればなという希望も含めて質問しています。なぜなら皆さん方も、また守備範囲を使っていますけれども、自分の担当課の事業はやっぱり言わば愛着を持っていると思いますが、自信を持ってアピールしてほしいと。プレゼンテーションの場ですよねと私は思うのです。そういった立場で、そういった気持ちでアピールしてくれたら、我々の得心、理解も深まるし、興味関心ももっと深まる。我々もその知識をもって住民の人に伝えていったり、まちおこしのエネルギーにつながればなと思って言っているということをご理解いただいて、その改善をぜひご検討いただきたいということでございます。長くなりました。

○議会事務局長 ただいまの松本委員のご質問についてですが、議会の所管事務調査の中で予算に関する説明をさせていただいております。担当課の課長さんにそれぞれ資料を作っていただいておりますが、情報の共有を図って各課でどんな説明資料を作成しているかといったようなことの共通理解が図られることによってより見やすい資料の作成に資するのかなと思いますので、その点につきましては議会事務局のほうから各課長さんのほうにご連絡して改善を図りたいと思います。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 15 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号 令和 5 年度壮瞥町一般会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○松本委員 2 点ほどございまして、説明をいただきたいと思っています。

たしか平成 30 年からだと思いますけれども、各市町村で国民健康保険料、国民健康保険税と呼び名はいろいろあるようでございますが、その料率に格差があるという

ことが問題点、そして財政がどんどん、どんどん厳しくなる小規模自治体も増えてきたということで、道が前面に出てきて市町村と連携を取って、いわゆる保険料の平準化というのでしょうか。全道的に図っていくということを進めていると思います。それで道が中に入って、要するに平準化を図った上でこの市町村に対して納付金でしたか、納付額、それを負担してもらってというようなことを進めていると思うのですが、制度もそのときは何となく聞いた記憶があってといううろ覚えなのですけれども、そういったことでよかったのかどうかと、その推移です。たしか5年計画や6年計画ぐらいの予定だったのではないかなと思うのですが、現状としてどのようなになっているのかということをお伺いします。

もう一つは、国保ヘルスアップ事業、これも何年か前から始まっています。この事業費としても国保ヘルスアップ事業、保険事業費として計上されております。本年は1,200万を超えてございます。その中でこのヘルスアップ事業というのは、我々だん住んで国保に加入して、要は加入者、町民でいいのでしょうかけれども、健康で暮らすための最終的にご本人に返っていくような健診したときのデータや何かを集めて、ビッグデータ化もあるかもしれませんけれども、それを割り返してというか、表現変ですね。最終的にその健診受けた方に、受診した町民一人一人に個人としてこういう改善策をすべきですよというのを行政も入って説明する。これもPDCAサイクルにするのだみたいな説明があったと思うのですけれども、その推移について簡潔とにならないかもしれませんけれども、どうなっているのでしょうかというようなことをお伺いしたいのと、今回医療費適正化委託料930万の計上されていますよね。この辺がもしかしたらヘルスアップ事業で進めてきたもので、それをそしゃく、かみ砕いて住民一人一人に渡すような、お返しする資料を作るための委託料なのかなと勝手に想像していたりするのですが、この辺もご説明いただきたい。

以上です。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、保険料、保険税の関係で平成30年から北海道と各市町村共同運営ということになりまして、委員おっしゃるとおり共同運営になって医療費につきましては北海道のほうからお金が交付されて、そしてそれに見合ったその事業負担金を各市町が道に納めるというような仕組みになっております。

それで、北海道のほうで積算といいますか、実際町で集めている税とは別に北海道のほうで要するに積算をした金額が請求されて事業納付金として払うことになります。それで、この先令和8年ぐらいだったかと思うのですけれども、一本化というのでしょうか。今例えば方式も壮瞥町の場合は所得割、固定資産税割というのがあるのですけれども、それも令和8年をめどに要するに一律というのでしょうか、共通化というのでしょうか、そういうのがありまして、今その途中といいますか、ただ、今現在ではだからどうだということではないのですけれども、8年までに向けて標準とい

うのでしょうか、するという動きになっているところでございます。なので、そこまでいくと個別の税というか、要するに全道一律の基準といいますか、税率というのですか、になるのではないかなというふうに考えております。

それと、次のヘルスアップ事業なのですけれども、国保のヘルスアップ事業につきましては令和4年度から実施しております。今年度しております。こちらの事業は、被保険者の健康増進を目的としまして被保険者の医療ですとか、あと健康診査、健診のデータを分析しまして、その結果に基づいて効果的にこの保健指導を実施すると、そういった事業となっております。

特定健診はずっとやってきておりまして、それによる保健指導というのも行ってきたのですけれども、このヘルスアップ事業を活用することによりまして、診療データですとか、健診データを綿密に分析をして、高度なその対象者の把握というのでしょうか、が可能となっているということで、委員おっしゃっていたとおり今まで未受診者への効果的な受診勧奨ですとか、あとは薬なんか、多重服薬なんかの抑制につながる、そういったような可能性というか、そういうこともできるということになっておりまして、言わば各被保険者の健康の増進と、あと医療費の抑制というのでしょうか。それをヘルスアップ事業を通して実現するといったことになっております。

具体的には生活習慣病の予防対策ですとか、あと同じように生活習慣病の重症化の対策、あとは健康相談、保健指導とかに活用ができるというのであります。それで、4年度からの事業で、5年度も予算計上しております。委託料で九百何十万計上しているのですけれども、4年度のときも同じ委託料として600万程度予算計上しておりました。中身としましてはちょっとデータを扱うので、過去5年間分の診療のレセプトデータですとか、健診のデータをデータベース化をしまして、そして医療費の分析をし、糖尿病とか重症化のおそれのある方を抽出したり、あと特定健診の受診勧奨という業務を委託料として計上しております。

今年度、去年から見たら増額で計上させてもらっているのですけれども、4年度のときには国保なので、国保の被保険者のみの要するにデータ分析だったのですけれども、5年度からはそれに加えて後期高齢者の分析も行う予定にしているのと、あともう一つこのヘルスアップ事業に関連してといいますか、データヘルス計画というのをつくっているのですけれども、その計画の策定に係る業務を委託しているということで本年増額になっているということで、なので医療費適正化の委託料にはこういったような業務が盛り込まれているということでご理解いただければと思います。

以上です。

○佐藤委員 今ヘルスアップ事業について私質問しようと思ったのですけれども、同僚委員が質問されたので、それは省いて、やはり国保会計の被保険者、これは官庁だとかいろんなサラリーマン以外で農業者だとか、商店経営者だとか、また無職だとか、そういう方々が構成している保険なのですけれども、壮瞥町のこの国保会計の被保険

者数、これもしもお手元に資料があつてご承知であれば伺いたい。4年度と5年度どのように変わるのかな、そんなこともちょっと気になりますし、また15ページのところに趣旨普及費として無給付家庭報奨金ありますね、40万。これは対象になる世帯、1年間保険を使わないで健康な生活をした方に贈っているのではないかと思いますけれども、どの程度の家庭がこの対象になって報奨金をいただいているのかな、そのこと。

それから、私たちが常日頃話の中に少子高齢化という言葉よく使いますよね。それでも、私も高齢者の一人ですけれども、壮瞥町の高齢化率何%ぐらいまでいっているのかな、それもいつも気になっているのですけれども、この点についてももしもお分かりになれば、伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

まず、国保の被保険者ということだったのですけれども、国民健康保険の被保険者数につきましては令和5年度2月末現在で被保険者594人で、ちなみに世帯数は389世帯というふうになっております。

それと、無給付家庭への報奨金ということで40万計上しておりますが、実は4年度につきましては何世帯かって集計しているところでして、今手元には全然分からないのですけれども、例年ですと本当におおよそで申し訳ないのですけれども、大体十五、六世帯から20世帯ぐらいではないかというふうに思っております。この内容につきましては、先ほど委員おっしゃられたとおり1年間病院にかからなかった健康な世帯について年税額の10%を報奨金として進呈するという内容となっております。

それと、高齢化率なのですけれども、今詳しいデータ持ち合わせてはいないのですけれども、大体人口に対する65歳以上の人口はおおむね40%ぐらいでなかったかなと。ちょっと今正確な数字は持っていないくて申し訳ないのですけれども、おおむね40%ではないかなというふうに認識しております。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号 令和 5 年度壮瞥町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 17 号 令和 5 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 また数字的なことを聞いて申し訳ありませんけれども、この保険の対象者、私もその中の一人ですけれども、町民の皆さん、これ被保険者といいますか、この事業費で見ている対象者は何名程度を予定して計上しているかについて伺いたいと思います。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

後期高齢者医療に係る対象者なのですけれども、対象者につきましては 75 歳以上の方と 70 歳から 74 歳で障害のある方ということになっておりまして、予算で想定しているというか、で見積もったのは令和……すみません、それで対象者につきましては最近の一番新しいデータで令和 5 年 1 月末なのですけれども、552 人というふうになっております。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号 令和 5 年度壮瞥町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 18 号 令和 5 年度壮瞥町介護保険特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○佐藤委員 また同じようなこと聞いて申し訳ありません。介護保険の被保険者、これは多分 40 歳以上でないかと思うのですけれども、対象者は何名くらいいらっしゃる

るのかな。それから、この予算書を見ますと保険給付が結構大きな比率を占めておりますよね。それで、これはそれぞれの介護度によって変わってくるのですけれども、例えば要支援１と２、また要介護１から５まであるのですけれども、壮瞥町の実態、実はこれは民生課ですか、でつくっている第４期壮瞥町地域福祉計画、令和４年度から８年度の中に、１１ページに令和３年度までの数字は書かれているのですけれども、４年度だとか、またできればこの予算計上のときの５年度の支援と介護の人数分かればお知らせ願いたいなということですのでよろしくお願いいたします。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、介護保険の被保険者なのですけれども、こちらにつきましては６５歳以上の方が９５０人で、４０歳から６５歳までの方が７５３人ということで、これ実は２月末のデータなのですけれども、合わせて被保険者数１,７０３名ということになっております。

それと、もう一つありました要介護、要支援の認定者数につきましては令和４年度９月末なのですけれども、令和４年度のときには要支援の方１と２があるのですけれども、合わせて４９名で、要介護につきましては１から５まであるのですけれども、要介護の方につきましては全部合計しますと１６１名いらっしゃいました。

それで、令和５年度につきましては、これはこの介護保険計画をつくったときの集計であるので、令和２年度頃の集計にはなるのですけれども、５年度の要支援の予定数は要支援１、２を合わせて６４名、要介護１から５まで合わせて１５６名という推計となっております。

以上でございます。

○松本委員　２点あるのですが、まず１点目は歳入に関してなのですが、国庫補助金の中に保険者機能強化推進交付金、それから介護保険保険者努力支援交付金が予算計上されてございまして、本年度それぞれ７０万、令和４年度は６０万の計上でした。予算規模全体からすれば少額ではありますが、国のほうから補助金をいただいている。それで、改めて交付金の性格がどのようなものかということをお伺いしますのと、この７０万というのは壮瞥町交付予定、予算計上されておりますけれども、これは全国、道内、あるいは近隣市町村、ほぼ交付されているのかどうかと、その交付の額にどのような差が、人口によるのか、あるのかというようなことも含めてお伺いします。

○森委員長　暫時休憩します。

休憩　午前１１時４２分

再開　午前１１時４５分

○森委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長　ご答弁申し上げます。

まず、保険者機能強化推進交付金ですけれども、こちら平成３０年度より新設された補助金となりまして、保険者において自己点検ですとか、評価した結果を基に各市

町村への交付金が割り当てられるということで、これは壮瞥町だけではなくていろんな町に振り分けられるのですけれども、それぞれやっている内容を自己評価して点数が高いところには多く、そうではないところにはそれなりにという感じでして、壮瞥町は結構評価が高くて、ほかの町よりも多くというのですか、交付されている傾向にあります。その関係で北海道厚生局からもよく頑張っているというような言葉をいただいているところがございます。

また、その次の介護保険保険者努力支援交付金、こちらは令和2年度から新設された国庫補助金ということで、内容的には先ほどの保険者機能強化推進交付金と似たような内容でして、こちらと同じように自己点検、評価した結果を基に各市町村への交付金が割り当てられるというもので、同様に、先ほどと同じように高い評価を受けておりまして、各市町村必ずといたしますか、もらってはいるのでしょうかけれども、差がありまして、壮瞥町は比較的たくさんの交付をされているという状況であります。

以上です。

○松本委員 そのとおりです。ほかとの差を比べてもしょうがないかもしれませんが、頑張った割には額がこんなものかということはあるかもしれませんが、実は現在はもう2つまとめて、保険者機能強化推進交付金も介護保険保険者努力支援交付金もセットで把握されて、最終的に厚生労働省が把握していますけれども、数字も出していると。これ全道、全国で数字が出ているのです。自己評価なのでしょうけれども。

ちなみに、壮瞥町が先ほど評価高いとありましたけれども、道内何番目か御存じですか。5番目なのです。点数が低いところは200点台があったかな、それなかったか。ちなみに、壮瞥町はどういう中身か知りません。でも、中身知らないというよりも自立支援だとか、重度化防止に資する政策をしているかというメニューがあって何点かあります。それから、保険者機能強化のために介護人材を確保しているとか、そういったものもあると。そういったものを自己評価して集計して返ってくる。

5番目ということで、壮瞥の点数がたまたまネットで調べたら出ていたので、1,492点で、一番道内で高かったのは釧路市1,505点。あといいですね、歌志内、上砂川の次に壮瞥なのです。当然胆振管内でも1番だし、メニューの中身見てもそれぞれ高得点で、この小さい町の割にはいろんなものをメニューとして持ってこなしているということが理解できると思うのですけれども、なかなかふだん住んでいますとそういったことに浴しているということの実感はないのですが、いずれにしてもそういうことをしているということは自信をぜひ持っていただきたいのと、そういったものを背景に、それは前任者やその理事者も含めて政策の理解をして前向きに進んでいるからだと思います。本当に点数に差があるということは、1か所ですけれども、零点のところもあるのです。零点って全体ではなくて。

そういったことで、これ質問になりませんから、背景に5年度以降の介護保険、今度計画つくる年ですよ。それもありますから、どういう方向性といいますか、考え

方でいくのだということを時間もあまりありませんけれども、短めに説明いただければと思っております。

ついでに、これもあれなのですが、その計画にもものっているかもしれませんが、壮瞥町小さい町の割にはいろんな政策をしているという意味での一つなのだと思いますけれども、正式名称はどこか行ってしまった、認知症対策の早期対策支援チームといたしましたか、すみません、正式名称。その辺も実は前期の計画の中にのっていて、もう既に一応メンバーも決まって動いているらしいまでしか知らないのですが、案外そういったものがあることも我々知らない場合もあるのですが、もっとも広報や何かに載っている可能性もありますけれども、設置はいいのだけれども、その設置がもししたらさっきの交付金につながっているのかもしれませんが、問題は具体的にどんなことをして効果があってというのが記されることがやっぱり理想だと思うのですが、どんなことをするチームですかということも分かる範囲で説明いただければと思います。

○森委員長 暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午前 11 時 53 分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまより昼食休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

休憩 午前 11 時 53 分

再開 午後 1 時 00 分

○森委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○住民福祉課長 ご答弁申し上げます。

次年度の介護保険事業計画の策定に向けての取組についてですが、こちらについては健康な方へはこれからも自立でいること、自立を続けていけるための支援、また今現在支援を受けている方ですとか、介護を受けている方につきましてはこれ以上重くならないような、重度化しないような、そういうことに努めることを念頭に置いて計画を策定していきたいと考えております。

また、認知症初期集中支援チームについてですが、こちらは認知症になってもできる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために早期に医療やサービスにつなげることを目的としたものでありまして、壮瞥町においては既にチームが設置されております。そのチーム構成についてですが、医療法人倭会ミネルバ病院の専門医、それと壮瞥町地域包括支援センター、医療法人交雄会、社会福祉法人長日会のそれぞれの専門職の方で構成されております。

活動は、これら複数の専門職が認知症ですとか、認知症の疑いのある方や、その家

庭を訪問しまして情報分析や家族への支援など、認知症に関して早急に必要な支援をおおむね6か月なのですけれども、集中的に行い自立した生活のサポートを行っているところであります。4年度におきましては、大体五、六件程度の支援を行っております。

以上でございます。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第18号 令和5年度壮瞥町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号 令和5年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算についてを議題といたします。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

○松本委員 歳出のほうの総務管理費、一般管理費の中で委託料となりますけれども、質問の趣旨は令和6年度から本町の簡易水道事業、それから集落排水事業も同じでありますけれども、地方公営企業法の適用になるということで令和5年度も、昨年4年度も、令和2年からでしたか、ちょっと忘れましたが、準備としてその委託料の中で進めていると。

そもそもその地方公営企業法の適用を受けるということの原因といいますか、背景というのはそもそも公営企業という形で一くくりになるのでしょうかけれども、収入として料金をいただいて、そしてサービスを提供するという企業的なりわい、経営体ということのくくりなのかもしれませんけれども、これ全国でそのように進められていると。背景には財政人口減による需要量の減など経営体と見た場合のその環境が厳しくなっている状況で、いわゆる行政の目線での経営体の分析では難しいだろうということで、言わば企業経営会計のようなものを取り入れて、独立採算が原則ということで資産の状況、だから損益の状況などをちゃんと評価するために会計を見直していくと、こういう理解でいいのかなと思います。これたしか全国で一律で行われてい

るというか、最初は人口3万人以上の市でいいのでしょうか、それが先行して平成の時代から進められて6年計画、その後の後年度5年か6年で3万人以下の、うちの町も入りますけれども、行っているということらしいのですが、今冒頭で私が浅い知識でしゃべりましたけれども、そもそもの地域公営企業法の適用による本町のメリットはもう一度整理して説明いただければと思います。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

委員ご指摘のとおり、令和6年度から町の簡易水道事業と集落排水事業につきましては公営企業会計法の適用を受けるということで、令和3年度から準備を進めているところでございますけれども、その背景としましてはお互い両事業とも現在公営企業法を適用していないということと、近年の人口減少による料金収入の減少、施設設備の老朽化に伴う更新投資の増大など、経営環境というのは日々厳しさを増していくという状況でございまして、その中での経営基盤の強化や財政マネジメントの向上等に迅速に的確に取り組むために地方公営企業法の適用が求められているというところでございまして、委員の質問のとおり平成31年1月に総務省のほうから公営企業会計の適用のさらなる推進ということで、人口3万人に満たない町でも公営企業法の適用をなさいというような要請があったところでございます。ということで、道内ではほとんど全ての市町村で対象となるような事業をやっているところについては、適用の準備を進めているというところまでは承知しております。

その公営企業法の必要性というのはまさしくそのとおりで、経営状況を正しく捉えて今後運営していくというのが主な趣旨となります。それで、本町につきましてもそのような国の要請も踏まえまして、将来にわたって持続可能な経営を確保するために両事業、簡易水道と下水道の事業につきまして地方公営企業法を適用することとしたということが背景となっております。地方公営企業法適用のメリットということでございますけれども、今回法適用を受けるのは財務規定だけということがまず前提となっておりますけれども、損益取引の資本の取引の明確化ということで、これまでの官庁会計においては管理運営に係る取引と建設改良等に係る取引の区分がされていないということで、その区分を明確にして経理することで今以上に経営状況を明確に把握することができると。分析し、それを通じて将来の経営戦略というものが策定しやすくなるというものでございます。

それと発生主義の採用ということで、経済活動の発生に基づき経理が行われるため、一定期間における経営状況や特定の時点における財政状況が明確になるということでございます。

そのほかにも使用料の対象原価の明確化や説明責任の向上ですとか、固定資産管理の情報も活用していけるといいうものと、あとは健全な公営企業運営に向けた取組が推進できるということと、職員が企業としての経営するという経営意識の向上というものもメリットとしているところを考えております。ということで、令和5年度が一応

法適用に向けた準備期間最終でございます。今のところはどのような形で取り組むかということにつきましては財務の規定、法適用が全てではなくて財務規定の一部を適用するということで今作業を進めているところでございますけれども、令和４年度にそれに伴いまして条例の改正であったり、制定であったり、その案を今つくっているところでございまして、５年度中３回ぐらいの定例会を予定しておりますけれども、それまでには一度ご説明して条例化していきたいというふうに考えておりまして、施行については６年４月１日からということで進めております。

そのほか固定資産台帳の整備等々につきましても令和３年度から順次進めておりまして、あとは固定資産台帳管理するシステムの導入ですとか、そういうものをもろもろ作業を進めているところでございます。

令和５年度の委託内容でございますけれども、最終的には条例制定の改正だとかの手續の資料作成ですとか、打ち切り決算、新年度予算の作成方法を教えていただいたりですとか、公営企業会計導入に伴ってその辺のレクチャーを受けるですとか、もろもろ関係機関への報告等もございますので、そのようなものを支援していただく業務もお願いするというのがメインになっております。

以上です。

○松本委員 そのように一企業会計の仕組みを導入して経営状況の把握、資産状況の把握、将来の財政を含めた健全化に向けた見方、視点、それが分かりやすい資料として使えるだろうということは理解しますけれども、この行政、役場全体の背景についても委託料を払っていますけれども、毎年経営状況といいますか、資産の状況も含めて数値化、表にされていると思うのですけれども、今度これがいわゆるこの２つの公営企業としてのくくりの中に入る集配と簡水についてそのように進めていくということでしょうけれども、よく私もインターネットなどでメリットとか適用の仕組みなどを、これも浅い知識で調べましたが、結局うちのようにもうそもそも小規模で、一般会計からどんと繰り出していないと成り立たないそれぞれの企業会計と云えばいいのか、どう見ても経営健全化が図れるものでもないというのが大前提にあるとは思いますが、国から言われてやらざるを得ない。

そして、例えばさきの国保会計のときの国保ヘルスアップ事業、あれ１,２００万超える事業費ですけれども、ほとんど道支出金で賄われていますよね。この事業国を挙げてやれと言われてやっていますが、地方債ですよ、借金をして。今年度のくくりだけでも地方公営企業会計適用化委託料 647 万 9,000 円、負担金として地方公営企業法適用化負担金 337 万 5,000 円、これ委託先がどこなのかというのもありますけれども、財政が厳しくて健全化しろと言って自腹でこの金出させて借金させて、それでちゃんとしたのをつくれというのは矛盾を感じるのですけれども、うちみたいな町にとったら。これを一律でやれと。

そして、今おっしゃった、たしか説明のときに、すみません、聞き漏らしたかもし

れませんけれども、北海道自治協力何とかシステムとかという、システム何とかでし
たっけ、そういったもののシンクタンクなのか団体か知りませんが、そこにうちの町
を含めた自治体が負担金払ってスケールメリットかどうか知りませんが、そこで
事業を進めてそれを教えてもらうみたいな形になっているのかもしれませんが
でも、これ言わばその事業費だけ取っても相当な額ですよ。全道規模で、全道だけ
でも。だから、一つの事業が成り立つような、そちらさんにとっては非常に大きなメ
リットだけれども、負担金を出す我々のメリットというのはそう言われたことのフォ
ーマットに倣ってやって、それが分かりやすいねと終わって本当に厳しいのだねと分
かって済んでしまう、そんなつらい結果しかないのではないかと思えて仕方なかった
のですけれども、その辺どうなのですか。

○建設課長 ご答弁申し上げます。

今回の公営企業法適用に当たって様々な形で準備に要する経費というのは当然か
なりかかっているところではございますけれども、そちらの委託業務にしても公営企
業会計法の適用に関する業務委託負担金ですとか、そういうものにつきましては公営
企業適用債って別な枠の起債がございまして、そちらで借金をすることなので
すけれども、数値的にはないのですが、最終的には特別交付税の対象となって、比率
についてはちょっと今すぐには出てきませんが、特別交付税の対象となってい
るというところで、そういう財源を使いながら今進めているというところでございま
す。

以上です。

○森委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 19 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号 令和 5 年度壮瞥町簡易水道事業特別会計予算については原
案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第 20 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算についてを議題といた
します。

質疑を受けます。予算書及び予算に関する説明書全体について。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○森委員長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結いたします。

これより議案第 20 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号 令和 5 年度壮瞥町集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決すべきものと決しました。

◎閉会の宣告

○森委員長 これにて本特別委員会に付託された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 1 時 1 9 分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために
ここに署名する。

委員長

署名委員

署名委員